

会社の計算と外部的エンフォースメント
-アメリカ合衆国／ノルウェー／デンマーク／フィン
ランド-

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学大学院会計専門職研究科 公開日: 2024-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 弥永,真生 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000566

【論文】

会社の計算と外部的エンフォースメント —アメリカ合衆国/ノルウェー/デンマーク/フィンランド

External Enforcement of Financial Reporting: US, Norway, Denmark and Finland

弥 永 真 生

Masao YANAGA

1 アメリカ合衆国

(1) SECによるレビュー

アメリカ合衆国においては、会社法上は計算書類の監査等は求められておらず、当然のことながら外部的エンフォースメントも存在しない。しかし、証券取引委員会（SEC）は提出された書類をレビューしており、日本の有価証券報告書に相当するForm 10-Kおよび四半期報告書に対応するForm 10-Qに含まれる財務諸表はSECによるレビューの対象となっている。もっとも、SECのレビュープロセスは開示ベースである。レビューを実施する企業財務局（Division of Corporation Finance）のスタッフは、投資としての証券のメリットを評価することはない¹⁾。SECによる開示レビューは、SECの完全開示規則が遵守されていることを確認し、投資家および市場の専門家に開示される重要な情報の量と明確さを改善することを目的としている。開示レビューは、提出された書類や一般に公開されている情報をレビューする受動的なプロセスであるため、通常でない状況を除き、不正を発見することは期待できない（Center for Capital Markets Competitiveness (2011) p.47）。

(2) サーベンス・オクスリー法まで

SECは、当初から取引に関する提出書類のみならず、定期的提出書類をレビューしていた（SEC (1935) p.4）。

しかし、いわゆるサーベンス・オクスリー法（Public Law 107-204 — July 30, 2002, 116 Stat. 745）まで何十年もの間、SECに提出される書類は、レビュー担当者がレビューできる数を超えていた（Senate Committee on Governmental Affairs (2002) p.9）。そのため、SECの企業財務局は選択的レビューを行っていた。企業の財務諸表から抽出したデータといくつかのリスク基準に基づき、スタッフは特定のタイプの提出書類や取引、特定の企業をレビューしていた。たとえば、新規

1) 企業財務局は、取引のメリットを評価したり、投資が投資家にとって適切かどうかを判断したりすることはない（SEC (2019b)）。

株式公開、第三者割当増資、非公開化取引など、事実上すべての新規発行企業の提出書類をレビューした (Senate Committee on Governmental Affairs (2002) p.9)。歴史的には、かなりの数の中小企業の提出書類も全面的にレビューされた。たとえば、企業の財務諸表にキャッシュフローに対する負債負担の割合が高いことが記載されている場合に、これをきっかけに精査されることがあった (Center for Capital Markets Competitiveness (2011) p.47-48)。

担当者はレビューを行うかどうか、行う場合には、3つのタイプのレビュー (全面的レビュー、財務レビュー、モニター) のうちいずれを行うかを判断していた。全面的レビューでは、弁護士と会計士の両方による完全な調査が行われた。財務レビューでは、会計士による財務諸表の分析が行われ、モニターでは、提出書類の特定の部分または提出書類に関連する特定の問題のみがレビューされた (Senate Committee on Governmental Affairs (2002) p.9)。

この「スクリーニング」プロセスは、提出書類の実際の「レビュー」とは異なるものであった。この「スクリーニング」プロセスは、提出書類についての初期調査 (initial examination) を含むものの、その提出書類がさらなる「レビュー」に値するかどうかを判断することのみを目的としていた。レビューとは異なり、提出書類の開示内容の実質的な評価は行わなかった。「スクリーニング」プロセスでは、財務的その他の (前回のレビューからの期間の長さを含む) さらなる規準を用いて、どの提出書類がさらなる精査を受けるに値するかを決定していた。これらの規準は、業界グループによって異なる場合があった。これらの規準はSECによって秘密にされていたが、「スタッフによるレビューが最も必要とされる」、つまり投資家に最大のリスクをもたらす可能性のある提出書類を対象とすることを意図していた。この「スクリーニング」プロセスは、コンピュータベースの財務データも取り入れるものの、スタッフが直接、提出書類を調査する初期作業に大きく依存していた (Senate Committee on Governmental Affairs (2002) p.9)。

そして、定期的提出書類のスクリーニングはなされるとは限らず、取引に関する提出書類のスクリーニングとレビューを行った後に利用可能な時間と資源という制約を受けていた (Senate Committee on Governmental Affairs (2002) p.9-10)。この結果、多くの定期的報告書は、さらに調査すべきかどうかさえも、まったくスクリーニングされていなかった。SECは、すべての企業の年次報告書を少なくとも3年に1回はレビューすることを目標としていたが、エンロン事件当時は、この目標にはるかに及んでいなかった。——SECはスクリーニングについての統計をとっていなかったが (Senate Committee on Governmental Affairs (2002) p.10, note 22) ——たとえば、2001年度には、14,600件のForm 10-Kのうち2,280件、つまり約16%についてのみ、SECは提出書類全体または財務諸表のレビューを完了したに過ぎず、17,300社以上の上場企業のうち、約9,200社 (53%) は、過去3年間にForm 10-Kのレビューを1度も受けていなかった。

しかも、企業財務局によって実際にレビューされた年次報告書については、一般に、そのレビューは文書の内容に限定されていた。あるSECスタッフは、このプロセスを「机上監査」、つまり、机に向かっていて得られる情報と呼んでいた。このため、レビューにはニュース記事、アナリストや業界のレポートから得た情報が含まれることもあるが、焦点は提出書類そのものに向けられていた。レビューの主な目的は、必要な開示が報告書に記載され、開示自体が表面的に正確で理解しやすいものであることを確認することであった (Senate Committee on Governmental Affairs (2002) p.10)²⁾。企業の定期的提出書類のレビューは、財務諸表の第二の監査として機能したり、

2) 要求事項に準拠していない、不完全である、または提出書類の他の情報またはその他の方法で入手できる情

記載された数字を検証したりすることを意図しておらず、SECのレビュー実施者は、企業が会計方針（たとえば、ある収益の計算方法やその収益をどの期間に計上するかを決める方法）を明確に説明しているかどうかを見ることはあっても、それらの方針が特定の事例において適切に適用されているかどうかを見ることは通常なかった。ある企業が、特定の源泉から得た収益の額について単に嘘をついたり、記載している会計方針のもとで許容されるよりも早い期間にその収益を計上したりしても、SECによる通常の提出書類のレビューではこれを発見できない可能性が高く、そのように設計されているわけでもなかった。SECのスタッフがレビューするすべての提出書類の数字の裏を見ることは、あまりにも多くの資源が必要である。もっとも、企業財務局のスタッフが企業の提出書類をレビューした結果、企業が十分に説明できない問題項目や不正の兆候が見つかった場合、企業財務局のスタッフは、さらなる調査のために処分局（Division of Enforcement）に回付することがあった（Senate Committee on Governmental Affairs（2002） p.10-11）。

（3）サーベンス・オクスリー法408条

サーベンス・オクスリー法408条（発行者による定期的開示に対する強化されたレビュー）は以下のように定めている。

（a）定期的かつ体系的レビュー—委員会（SEC—引用者）は、投資者保護のために定期的かつ体系的に、1934年証券取引所法第13条（a）項の下での報告（Form 10-Kで提出される報告書を含む）として、かつ、ある種類の証券を国内の証券取引所に上場し、または国内の証券業協会の店頭銘柄気配自動通報システムを通じて取引させている発行者によりなされる開示をレビューするものとする。そのようなレビューには発行者の財務諸表のレビューを含むものとする。

（b）レビューの規準—（a）項により求められるレビューを計画するにあたって、委員会はとりわけ—

- （1）財務成績について重要な訂正報告を行った発行者；
- （2）他の発行者に比べその株価について著しいボラティリティを経験した発行者；
- （3）最も大きな株価総額を有する発行者；
- （4）株価収益率に不均衡がみられる新興会社；
- （5）経済における何らかの重要なセクターにその活動が重要な影響を与える発行者；および
- （6）委員会が重要である（relevant）と考えるその他の要因

を考慮に入れるものとする。

（c）最低限のレビュー周期—いかなる場合であっても、1934年証券取引所法第13条（a）項または第15条（d）項の下で報告書を提出することが要求されている発行者については少なくとも3年に1回はレビューするものとする。

当時、SECの議長であったDonaldsonは、2003年9月9日、上院の銀行・住宅・都市委員会において、「企業財務局に相当数の会計士が加わり、（サーベンス・オクスリー—引用者）法408条で義

報と矛盾する開示についてスタッフが疑問や懸念を持つ場合、企業はスタッフの懸念を記載したコメントレターを受け取ることがあった。場合によっては、企業による最初の回答後、さらに何通かのコメントが続くこともあった。このような正式なやり取りは、SECスタッフと企業、その弁護士、または監査人との非公式な会話によって補完されることもあった。行うべき変更について合意に達した場合、スタッフの裁量で、企業は以前の提出書類を修正するか、企業が提出する将来の提出書類に変更を組み込むことを要求されることがあった。

務付けられている年間レビュー率33%の達成に向け、努力していきます。また、408条で義務付けられている、大企業やレビューが最も重要なその他の企業への重点的な取り組みも継続する予定です。さらに、企業財務局は、各企業の財政状態や業績を理解する上で重要と思われる企業や開示に焦点を当てることができるように、選択的レビュープロセスを変更しました。企業財務局では、今後もこのプロセスを改良し、リソースを効率的に使用し、幅広い企業の重要な開示問題をレビューできるようにしていきます。人員増強と集中的なレビューにより、企業財務局は毎年、報告企業の3分の1の提出書類について、全面的レビュー、財務レビュー、その他のレビューのいずれかを完了するよう努めます。」と述べていた (William H. Donaldson, Testimony Concerning Implementation of the Sarbanes-Oxley Act of 2002, Before the Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs, September 9, 2003)。

実際、サーベンス・オクスリー法408条の対象となる公開企業の定期的提出書類のレビューの状況は以下のようになっていた (2018年以降は公表されていない³⁾)。

2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
23%	22%	51% (2005) / 50% (2009)	33%	36%	38%	40%	44%
2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
48%	48%	52%	52%	51%	56%	56%	

SEC (2005) p. 11, Exhibit 1.3

SEC (2009) p.49, Chart 2.34

SEC (2011) p. 42, Table 1.8

SEC (2015b) p.45, PERFORMANCE GOAL 3.1.1

SEC (2017) p.40, PERFORMANCE GOAL 3.1.1

提出書類のレビューでは、SEC規則や適用される会計基準に抵触すると思われる重要な開示や、説明や明確性に重大な欠陥があると思われる開示に重点が置かれている (SEC (2019b))。

企業財務局は、特定の業界に属する企業の提出書類を9つの業界別オフィス⁴⁾のいずれかに割り当て、その業界、会計、開示レビューの専門知識を持つスタッフがいるこれらのオフィスを通じて、主要なレビューの任務を遂行している。

サーベンス・オクスリー法の要求に従い、企業財務局は少なくとも3年に1度、各報告企業に対してある程度のレビューを行い、かなりの数の企業に対してはより頻繁にレビューを行っている⁵⁾。

3) SECに問い合わせたところ、公表していないとの返答を得た。

4) エネルギーおよび運輸、金融、生命科学、製造業、不動産および建設、テクノロジー、商業およびサービス、産業的応用およびサービス、暗号資産。2019年9月29日以前には、各オフィスは副局長1名、主任会計士上級補佐1名、法務支部長1名、会計支部長2名で構成され、かつ、各オフィスは通常、会計士と弁護士を中心に20人から30人の専門家を雇用していた (Baugh *et al.* (2022) p.661)。

5) 企業が株式公開、企業結合、委任状勧誘を行う際に提出する書類である、取引に関する提出書類 (transactional filing) を選択的にレビューしている。1960年代より前には、SECは取引に関する提出書類 (たとえば、S-1、

なお、レビュー対象の企業や提出書類を特定するための規準については、レビュープロセスの完全性と有効性を維持するため、一般には公表されていない（SEC（2019b））。

企業財務局がレビュー対象として、ある企業または提出書類を選択した場合、そのレビュー範囲は、サーベンス・オクスリー法408条に定められた規準および企業財務局の選択的レビュー基準により特定された要因を含む多くの要因をふまえて、決定される。レビュー範囲の相違により、レビューは、①全面的レビュー（cover-to-cover review）（適用されるべき会計基準および連邦証券法令の開示要求事項が遵守されているかどうかにつき提出書類全体を調査するもの）、②財務諸表レビュー（財務諸表および経営者による財政状態および経営成績の検討および分析などの関連する開示について、適用される会計基準および連邦証券法令の開示要求事項に準拠しているかどうかをレビューするもの）、および、③特定項目レビュー（target issue review）（1つまたは複数の特定の開示項目について、適用される会計基準および/または連邦証券法令の開示要求事項に準拠しているかどうかを調査するもの）の3つに分類することができる（SEC（2019b））。

スタッフは、適用される要求事項への企業の準拠を改善できると考える場合には、企業に対して書面で⁶⁾ コメントを提供することがある^{7)、8)}。可能なコメントの範囲は広く、特定の提出書類レ

S-4) すべてのレビューをしようとしていた。しかし、1960年代後半から1970年代前半にかけて、レビュー対象となる取引に関する提出書類の数がSECの作業能力を大幅に上回り、その結果、積み残しが発生して、企業が発行を計画した証券の発行に遅れが生じた（SEC（1968）、SEC（1972a）、SEC（1972b））。そこで、最終的に、1980年に、SECはすべての取引に関する提出書類について、レビューを行うかどうか判断するための予備レビューを行うことに方針を変更した（SEC（1980））。

- 6) 特定の限定された場合において、口頭でコメントを企業に伝えることがある（OIG（2017）p.3, note 12）。
- 7) 第1段階では、1人以上の調査官が企業の提出書類を審査し、明確化または改善が必要な領域を特定し、第2段階では、シニア・スタッフ・メンバーであるレビューアが、第1段階の調査官の作業をレビューし、調査官のコメントに同意し、または、加除修正を行うことによって（OIG（2017）p.2-3）、複数の提出書類レビュー間でのコメントの一貫性を実現すると指摘されている（Baugh *et al.*（2022）p.658 and 661）。OIGによると、OIGが調査対象とした事案の中に、スタッフが調査官とレビューアを兼任している事例が1件あったが、その後、企業財務局は、副局長、主任会計士上級補佐または支部長でない限り、調査官とレビューアとを兼ねることはできないとするガイダンスを発出した（OIG（2017）p.3, note 8）。企業財務局の担当者によると、調査官の業務に対するレビューアの評価は、口頭もしくは書面またはその両方を組み合わせたものであり、第2段階のレビューの大部分は書面で記録される。さらに、企業財務局のサポートオフィスが、企業への対応文書に含められるコメントを提供することもある。ここで、国際企業財務室、M&A室、ストラクチャード・ファイナンス室およびグローバルセキュリティリスク室が開示レビューを行うスタッフへのコメントを提案する可能性のあるサポートオフィスである。そして、企業財務局関係者によると、これらのコメント案は当該提出書類レビュー担当のレビューアによるレビューの対象となる。企業財務局のガイダンスでは、調査官とレビューアは、審査の証拠（たとえば、審査官報告書とレビューア報告書）を内部のワークステーションに手動でアップロードすることが求められている。レビューアの意見を反映させた証拠は、内部ワークステーションに、調査官の報告書への記載またはそれとは別のレビューアの報告書として反映させることができる。調査官およびレビューアの報告書を含む内部調書は、内部調書とみなされ、一般には公開されない（OIG（2017）p.3）。
- 8) かつて、SECのスタッフは、「2000年代前半には約70%の提出書類レビューでコメントレターが作成されたが、2015年には約35%の提出書類レビューでコメントレターが作成されたにすぎない」と指摘していた（Deloitte

ビューにおいて発生する問題によって異なる。コメント・プロセスを通じて、スタッフは、企業の開示をよりよく理解するための補足情報の提供、SECに提出した文書における開示の修正、SECに提出した文書に対する追加開示、またはSECへの将来の提出における追加または異なる開示の提供を企業に求めることがある（OIG (2017) p.3）。

企業は通常、スタッフ宛の書簡で各コメントに回答し、必要な場合には、その提出書類を修正する。ある問題に対する企業の説明や分析によって、多くの場合、コメントされた問題点が解決される。問題の性質や企業の対応によっては、スタッフは企業の対応や関連する修正を検討した後、追加のコメントを行うことがある。

提出書類のレビュー過程ではいつでも、企業またはその代理人は、以前に発せられたコメントまたはコメントに対する企業の対応についての見解を再考するよう、スタッフに要求することができる。企業財務局は、企業やその代理人がスタッフ・コメントの再考を求める際に、正式な手続きに従うことを要求しない。ただし、企業は、再考の要請を、提出書類レビューを行っているオフィスの長に直接伝える必要がある（SEC (2019b)）。

SECの主任会計士局は、一般に認められた会計原則の適用に関する質問に対応し、企業財務局は、提出書類に含まれることが要求される財務諸表の対象期間、形式および内容に関する問題を解決する。企業またはその代理人は、標準的な協議手続きに従って、提出書類レビューのどの段階においても、SECの主任会計士の関与を求めることができる（SEC (2019b)）。

企業の回答書簡には、これまで入手できなかった情報が含まれることが多く、また、追加の表や添付資料が含まれることもある。平均して、企業がSECからのコメントを解決するのに80日近くを要する（Cunningham/Leidner (2022) p.1654）。企業による実質的な1回の回答のみで、コメントで指摘された点の大半は解決され、コメントレターにおける指摘の10%未満が修正情報の提出（amended filing）に（Johnston/Pettachi (2017)）、コメントレターにおける指摘の3%未満が訂正報告書の提出（restatement）につながる（Cassell *et al.* (2013); Cassell *et al.* (2019)）にとどまっている。

企業が企業財務局のコメントをすべて解決した場合には、企業財務局は企業に対し、提出書類に

(2016) p.8)。このようなコメントレターの減少は、より頻繁にレビューされることを予想したことによって、企業の情報開示が改善されたこと、および提出書類レビュープロセスの透明性が高まったこと（すなわち、他の企業のコメントレターについて、SECと企業との間のやり取りを確認できるようになったこと）に起因するとSECのスタッフは分析していたが、Deloitte (2016) では、このほかに、コメントの選択的利用の増加、ある期間に発行された会計基準の複雑性の低下、提出書類レビュープロセスとその見通しについてのSECからのコミュニケーションの増加などがコメントレターの作成割合が減少した原因となっていると推測している。また、Cunningham/Leidnerによれば、2005年から2017年の間に、Form 10-K 及び Form 10-KSBについてコメントが付された割合は以下ようになっていた（Cunningham/Leidner (2022) p.1567, Figure 1）。

2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
21%	19%	20%	26%	32%	30%	26%
2012	2013	2014	2015	2016	2017	
26%	25%	19%	18%	17%	16%	

対するレビューが完了したことを確認するための書簡を提供する (SEC (2019b))⁹⁾。

レビュープロセスの透明性を高めるため、コメントレターおよびコメントレターに対する企業の回答を、定期的報告書もしくは臨時報告書のレビュー完了後または登録書の効力発生宣言後、20営業日以降¹⁰⁾にSECのEDGARシステムで公開する¹¹⁾。

もっとも、コメントについては公的記録の一部を形成しない私的な電話でのやり取りによって議論されることがある。また、Rule 83によれば、企業は情報自由法に基づく要求があるまで、正当な理由なく回答の一部について機密扱いを要請することができる (SEC (2021))。機密扱いは、企業が更新しない場合、10年後に失効する。また、企業は、Rule 418またはRule 12b-4に基づいて、会社の回答書とともに提出される特定の補足情報を返却するよう要求することができる。

さらに、Cunningham/Leidnerによる、2004年から2017年までについての調査によれば、年次報告書および四半期報告書の提出レビュープロセスでは、最初のレターから最後のレターまで平均78日を要し、報告書の提出日からSECが提出書類レビュー対応文書を公開するまでには平均297日を要していた (Cunningham/Leidner (2022) p.1662, Figure 4)。もっとも、提出書類レビュープロセスのタイミングは、時代やレビュー対象書類の種類によって大きく異なっており、SECは所要期間を短縮してきている¹²⁾。年次報告書または四半期報告書については、他のタイプの提出書類に比べ、最初のコメントレター発出までの期間を要するが、これはサーベンス・オクスリー法408条に基づく定期的報告書レビューのスケジュールリングによるものである。すなわち、SECは、すべ

9) SECは、定期的提出書類の審査が終わると、レビューが完了したことを示すために、「これ以上のコメントはない (No Further Comment) 旨の」レターまたは「レビュー完了」レターを出す (他方、通常、SECは、取引に関する提出書類に対して「レビュー完了」レターを提供しないが、その代わりに、企業はSECに対して、取引に関する提出書類が予備的レビューを受け、レビュー対象に選ばれなかったことを確認するための「レビューなし」レターの提供を要請することができる (Ege *et al.* (2020); SEC (2015))。

なお、2004年から2011年にかけて、SECは「われわれは貴社のForm 10-Kおよび関連する提出書類のレビューを完了し、現時点ではこれ以上のコメントはありません」というような内容のレターによって定期的登録書類レビューの終了を知らせていた (たとえば、<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/320193/000000000006048618/filename1.pdf>参照)。

しかし、2011年に、SECは、「これ以上のコメントはありません」という文言を削除し、連邦証券法に基づいてSECまたはその他の者によって提起された手続きにおいて企業がコメントレターを使用することを防止する追加的な文言をレビュー完了レターに含めることとした (SEC (2011b))。

10) 2012年1月以前は、提出書類レビューの完了等の後45日以降に、提出書類レビューに対する企業の対応文書が一般に公開されていたが、2012年1月1日以降、提出書類レビュープロセスの透明性をさらに高めるため、SECは公開時期をレビューの完了等の後20営業日以降と短縮した (SEC (2011c))。

11) このようにコメントレターと企業とのやり取りが公開されるようになったのは、情報自由法 (Public Law 89-487—July 4, 1966, 80 Stat. 250) に基づいて、多くの開示請求がなされ、SECがそれに対応できなかったことが契機となったが (SEC (2004) ; Duro *et al.* (2019) p.785-786)、企業とSECとのやり取りに対する世間の関心は、おそらく、アナリストや投資家がむだに質問するかもしれない問いに対する答えをSECは得ることができるという事実によって引き起こされたものであろうといわれている (Cunningham/Leidner (2022) p.1654)。

12) Cunningham/Leidner (2022) p.1662, Figure 4によると、以下のようになっている。

ての企業を少なくとも3年に1回レビューしなければならないため、レビューする予定の企業をあらかじめ選定し（最低限）、それらの提出書類のレビューを、年間を通じて、ある特定の時期に行うようスケジュールしているためである（Ege *et al.* (2020)）。年次報告書の大半は毎年2月から3月までの間に提出されるが、12ヶ月にわたって人的資源を活用するためである。

なお、提出書類レビュー関連のやりとりがEDGARで入手可能となったとはいえ、まだ、いくつかの制約がある。

まず、SECは、コメントレターを发出せずに提出書類レビューを実施した場合には情報公開していない。

また、コメントレターの发出の有無にかかわらず、提出書類レビューの範囲が不明であるため、特定のトピックに関するコメントが发出されない限り、提出書類のどの部分がレビューされたかを追いかけることができない。

さらに、提出書類レビューの一環としてコメントレターを受け取った企業であっても、提出書類レビューが終了し、その企業がすべてのコメントに適切に対応した後でなければ、SECによる情報公開により、その潜在的な欠陥が一般に知られることはない。もっとも、一定の登録者（発行者）のForm 10-Kには、Item 1Bとして、「未解決のスタッフ・コメント（Unresolved Staff Comments）」の記載が求められている。すなわち、登録者が、証券取引所法規則12b-2（17 CFR § 240.12b-2）にいう早期登録者もしくは大規模早期登録者である場合、または証券法規則405（17 CFR § 230.405）にいう適格著名発行者であり、かつ、年次報告書が関連する事業年度終了の180日前までに、証券取引所法に基づく定期的報告書または臨時報告書に関して委員会スタッフから書面によるコメントを受領し、当該コメントが未解決である場合には、登録者が重要であるとする当該未解決コメントの内容を開示しなければならない。当該開示は、当該コメントに関する登録者の立場を含むその他の情報を提供することができる。

		書類提出から最初のコメントレター发出まで（日）	最初のコメントレター发出から最後のコメントレター发出まで（日）	最後のコメントレターの发出後SECが提出書類レビュー対応文書を公開するまで（日）
年次報告書および四半期報告書	2004-2005	105	73	356
	2006-2011	150	89	72
	2012-2017	155	63	35
取引に関する提出書類	2004-2005	22	49	405
	2006-2011	20	59	126
	2012-2017	19	45	66
その他の提出書類	2004-2005	14	16	362
	2006-2011	22	33	116
	2012-2017	15	37	67

(4) プレファイリングおよび主任会計士室

SECは「主任会計士室への相談に関するガイダンス」(最終修正:2014年11月4日)(SEC(2014b))を公表している。そこでは、SECスタッフは、会計、財務報告、監査に関する懸念や疑問、とりわけ明確な権威あるガイダンスが存在しない非通例的な取引、複雑な取引または革新的な取引について、企業やその監査人に主任会計士室と相談することを奨励しているとしている。また、財務報告通牒第60号「重要な会計方針の開示に関する注意喚起的助言(Cautionary Advice Regarding Disclosure About Critical Accounting Policies)」(2001年12月12日)では、企業、経営者、監査委員会または監査人が「重要な会計方針」に関連する特定のGAAP原則の適用について確信を持っていない場合には、SECの会計スタッフに相談するよう公開企業に奨励している。

主任会計士室はSEC内の独立した室であり、主任会計士はSEC委員長に直接報告する。財務報告、開示および監査に関する事項について、SEC委員長、SECおよびSECスタッフの主要なアドバイザーとしての役割を果たしている。主任会計士室スタッフは、国内外の民間の会計・監査基準設定機関と緊密に連携し、会計基準の適用や財務開示要求事項について登録者、監査人、その他の委員会スタッフと協議し、強制措置の対象となり得る問題への対応を支援している。主任会計士室には約40名の公認会計士がおり、主任会計士と3名の副主任会計士が率い、一般的に会計、専門家の業務、国際業務の3つの業務グループに分かれて組織されている。主任会計士室の典型的なスタッフは、10年から15年の経験を有する公認会計士、企業および/または規制当局の経験を有している(SEC(2014b))。

主任会計士室は、企業財務局内の独立した主任会計士室(DCF-OCA)や、投資管理局内の独立した主任会計士室(IM-OCA)とは異なる役割を担っている。主任会計士室、DCF-OCAおよびIM-OCAは、登録者の問題に関して緊密に連携することが多いが、これらは異なる使命を持つ別の室である。企業財務局は、証券法およびSEC規則の企業開示コンプライアンスを監督し、投資管理部は、1940年投資会社法およびSEC規則のミューチュアルファンド開示コンプライアンスを監督している。企業財務局と投資管理局は、登録者がSECに提出することが義務付けられている文書の一部(すべてではない)をレビューすることによって、このような業務を一部行っている。企業財務局と投資管理局の主任会計士は、一般に認められた会計原則の遵守、財務諸表および関連する開示の適切な内容に関わるものを含む財務報告事項について、所属する部門の長に助言を行っている。また、DCF-OCAは、業界グループの会計士の技術的リソースとして機能することにより、企業財務局の業界グループを支援している。同様に、IM-OCAは、投資管理局内の会計士の技術的リソースとして活動することにより、投資管理局開示レビューグループを支援している(SEC(2014b))。

企業およびその監査人が主任会計士室の見解を求める会計事項は、複雑な事実パターンを含むことが多いため、主任会計士室のスタッフは、企業が事実の詳細、会計上の考慮事項、財務諸表への影響、および会計に付随して予想される開示の概要を記した書面を提出した場合に、最も明確な指針を提供することができる。このような対応は、一般的に「プレファイリング」提出と呼ばれている。これは、口頭や匿名のコミュニケーションだけでは、事実の明確な理解が得られない可能性があることを懸念してのことである。スタッフは、非公式な口頭での問い合わせも受け付けているが、一般的に、これらの問い合わせは、企業や事実に特化したものではなく、より広範で新しい問題を含んでいる。そのため、無記名または非公式の電話での問い合わせに対する回答をスタッフの正式

な見解として信頼することはできない (SEC (2014b))。

企業が会計上の問題を主任会計士室にプレファイリングしないことを選択した場合であっても、企業は、企業財務局または投資管理局による提出書類のレビューにおいて主任会計士室に遭遇する可能性がある。SEC に提出する書類に含まれる財務報告および開示情報のレビューを行うのは、主任会計士室ではなく、企業財務局および投資管理局の会計担当者である。企業財務局または投資管理局の会計担当スタッフは、文書に記載された専門的な会計および開示事項に関して質問をすることがあり、その回答については、まず DCF-OCA または IM-OCA に相談し、その後、主任会計士室に相談することが多い。このように、主任会計士室は、会計事務所の顧問または国内事務所が果たしている役割と同様のコンサルティングの役割を果たしている (SEC (2014b))。

書類提出後に、問題が主任会計士室に到達するもう一つの方法は、企業が主任会計士室に対し、企業財務局または投資管理局が行った会計についての決定をレビューするよう要請する場合である。企業は、企業財務局または投資管理局にレビューを要請する意図を通知することにより、主任会計士室により、このようなレビューを開始されることになる。主任会計士室によるレビューの場合、すべての関連情報が企業財務局または投資管理局へのコメントレターの回答に含まれていれば、「主任会計士室への相談に関するガイダンス」に従って主任会計士室に直接提出する必要はないが、主任会計士室に別途提出することによって、プロセスを迅速化できる可能性がある (SEC (2014b))。

- Baugh, M., K. Kim, and K.J. Lee (2022) The Effect of SEC Reviewers on Comment Letters, *Contemporary Accounting Research*, vol.39, no.1: 656-690
- Bozanic, Z., J.R. Dietrich, and B.A. Johnson (2017) SEC comment letters and firm disclosure, *Journal of Accounting and Public Policy*, vol.36, no.5: 337-357
- Cassell, C.A., L.M. Cunningham, and L.L. Lisic (2019) The readability of company responses to SEC comment letters and SEC 10-K filing review outcomes, *Review of Accounting Studies*, vol.24, no.4: 1252-1276
- Cassell, C.A., L.M. Dreher, and L.A. Myers (2013) Reviewing the SEC's review process: 10-K comment letters and the cost of remediation, *The Accounting Review*, vol.88, no.6: 1875-1908
- Center for Capital Markets Competitiveness (2011) *U.S. Securities and Exchange Commission: A Roadmap for Transformational Reform* <https://www.centerforcapitalmarkets.com/wp-content/uploads/2013/08/16967_SECReport_FullReport_final.pdf>
- Cunningham, L.M. and J.J. Leidner (2022) The SEC Filing Review Process: A Survey and Future Research Opportunities, *Contemporary Accounting Research*, vol.39, no.3: 1653-1688
- Deloitte (2016) SEC comment letters—Statistics according to “Edgar”: Supplement to the ninth edition <<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/audit/us-aers-sec-comment-lettersstatistics-according-to-edgar-supplement-to-the-ninth-edition.pdf>>
- Duro, M., J. Heese, and G. Ormazabal (2019) The effect of enforcement transparency: Evidence from SEC comment-letter reviews, *Review of Accounting Studies*, vol.24, no.3: 780-823
- Ege, M., J. L. Glenn, and J. R. Robinson (2020) Unexpected SEC resource constraints and comment letter quality, *Contemporary Accounting Research*, vol.37, no.1: 33-67
- Johnston, R., and R. Petacchi (2017) Regulatory oversight of financial reporting: Securities and Exchange Commission comment letters, *Contemporary Accounting Research*, vol.34, no.2:

1128-1155

- Kubic, M. (2021) Examining the examiners: SEC error detection rates and human capital allocation, *The Accounting Review*, vol.96, no.3: 313-341
- Office of Inspector General (OIG) (2017) *Evaluation of the Division of Corporation Finance's disclosure review and comment letter process* <<https://www.sec.gov/files/Final-Report-Evaluation-of-Division-Corp-Fin-Disclosure-Review-and-Comment-Ltr.pdf>>
- Securities and Exchange Commission (SEC) (1935) *First annual report of the Securities and Exchange Commission*: Fiscal year ended June 30, 1935 <<https://www.sec.gov/files/1935.pdf>>
- SEC (1968) Work load prompts expected processing procedures, *Securities and Exchange Commission News Digest*, Issue No. 68-228 (November 21) : 1
- SEC (1972a) Commission proposes measures designed to cut registration time, *Securities and Exchange Commission News Digest*, Issue No. 72-21 (February 3) : 1
- SEC (1972b) Procedures designed to curtail time in registration, *Federal Register*, vol.37, No.42: 4327-4329
- SEC (1980) Changes in review procedures in the Division of Corporation Finance, *SEC News Digest*, Issue No. 80-222 (November 17) : 1
- SEC (2004) *SEC staff to publicly release comment letters and responses* <<https://www.sec.gov/news/press/2004-89.htm>>
- SEC (2005) *2005 Performance and Accountability Report*
- SEC (2009) *2009 Performance and Accountability Report*
- SEC (2011a) *2011 Performance and Accountability Report*
- SEC (2011b) *Notification of completion of Exchange Act filing reviews* <<https://www.sec.gov/divisions/corpfin/cfannouncements/filingreviewcompletion.htm>>
- SEC (2011c) *SEC staff to release filing review correspondence earlier* <<https://www.sec.gov/divisions/corpfin/cfannouncements/edgarcorrespondence.htm>>
- SEC (2014a) *United States of America, Detailed assessment of Implementation. Self-assessment, IOSCO Objectives and Principles of Securities Regulation* (October 2014) <<https://home.treasury.gov/system/files/206/IMF-2015-US-FSAP-SEC-Self-Assessment.pdf>>
- SEC (2014b) *Guidance for Consulting with the Office of the Chief Accountant* (accessed: December 12, 2022)
- SEC (2015a) *SEC staff to release correspondence relating to Securities Act registration statements that are not reviewed* <<https://www.sec.gov/corpfin/announcement/cf-announcement—no-review-letters.html>>
- SEC (2015b) *FY 2016 congressional justification & FY 2014 annual performance report and FY 2016 annual performance plan* <<https://www.sec.gov/reportspubs/budget-reports/about-reports-secfyl6congbudgjustshtml.html>>
- SEC (2017) *Fiscal Year 2018 Congressional Budget Justification and Annual Performance Plan; Fiscal Year 2016 Annual Performance Report*
- SEC (2019a) *Fiscal Year 2020 Congressional Budget Justification and Annual Performance Plan;*

Fiscal Year 2018 Annual Performance Report

SEC (2019b) *Filing Review Process* <www.sec.gov/divisions/corpfin/cffilingreview.htm>

SEC (2021) *Securities and Exchange Commission Confidential Treatment Procedure under Rule 83* <<https://www.sec.gov/foia/conftrat>>

Senate Committee on Governmental Affairs (2002) *Financial oversight of Enron: the SEC and private-sector watchdogs* <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/CPRT-107SPRT82147/pdf/CPRT-107SPRT82147.pdf>>

2 ノルウェー

(1) 沿革

1) オスロ証券取引所によるエンフォースメント

証券取引法 (Lov om verdipapirhandel (verdipapirhandelloven)) の2004年改正前¹³⁾ には、信用監督庁 (Kredittilsynet) が金融機関等の計算書類についてのエンフォースメントを行っていたこと (Regnskapslovutvalget (2003) 3.3.4) を別とすれば、オスロ証券取引所が上場企業の財務情報について、その内容を、テスト/サンプル・ベースでレビューしていた (Regnskapslovutvalget (2003) 3.3.3)。これは会計情報の種類や財務諸表の様々な部分に焦点を当てていた。また、特定の種類の取引、たとえば企業結合とその会計処理方法にも重点が置かれた。さらに、オスロ証券取引所は、上場会社からの要請に応じて特定の取引の会計処理を調査していた。

オスロ証券取引所は、上場会社に対して財務諸表の訂正を要求することができた。上場会社がその期限を超過した場合には、オスロ証券取引所は履行強制金を科すことがあった。履行強制金は、発行者に対しては1日あたり500,000ノルウェー・クローネ以下、発行者の被用者または役員に対しては1日あたり50,000ノルウェー・クローネ以下を、履行がなされるまで賦課されるものとされていた (証券取引所規則25-4条 [当時])。また、財務報告基準からの重大な逸脱は、証券取引所規則による情報要求に対する違反として扱われ、違約金が課されるか (証券取引所規則25-5条 [当時])、最終的に上場廃止となる (証券取引所規則25-2条 [当時]) 可能性があったが、実際には上場会社は決算を訂正していた。

このほか、会社計算書類登録所が提出された計算書類について、形式面のチェックを行っていた (Regnskapslovutvalget (2003) 3.3.5, 3.4.1)。

2) 財務省『2001年信用報告書』

財務省は、『2001年信用報告書』 (Finansdepartementet (2002)) で、アメリカ合衆国における金融スキャンダルから学んだ教訓とノルウェーにおける対応を取り上げ、とりわけ、Enron、WorldCom、Tyco International、Global Crossing などの企業における会計不正に言及した。そして、セクション3.4では、「現在、オスロ証券取引所は証券取引所に上場している企業の会計が会計法、適正な会計慣行および証券取引所のガイドラインに従ってなされるよう、一定の検査 (kontrol)

13) Fédération des Experts Comptables Européens (2001) p.65-66およびRegnskapslovutvalget (2003) 参照

を行っている。証券取引所は会計に関する具体的な指導も行うことができる。この検査は、財務諸表の監査に加えて行われる。上場企業が会計基準に従うことを保証するために、ノルウェーではより発展した機構を確立する必要があるかもしれない。この検査は、公的機関を通じて、または他の合理的な方法で行うことができる。また、状況に関する不正確、誤解を招く、または不適切な会計情報に対する制裁を検討する必要があるかもしれない。上場企業が IAS/IFRS に従って連結会計を行うことを適切かつ厳格にエンフォースすることは、2000年に公表された EU の会計戦略のポイントの1つである。当該戦略計画によると、実効性を有するエンフォースメントには、とりわけ、会計が監督当局によって検査されることと実効的な制裁とが含まれる。会計法評価のための委員会は、当該戦略計画におけるこれらの予防策がノルウェーでどのように国内法化されるべきかを検討すべきである」としていた（セクション3.4）。そのうえで、「財務省は、適切で一貫性のある会計情報を可能な限り確保できるフレームワークが不可欠であるという明確な共通認識が得られたと信じている。明確な基準、優れた検査メカニズム、厳格な対応が必要である。政府は、とりわけアメリカ合衆国で見られたような非倫理的な実務の発展を確実に阻止するために可能な限りのあらゆる措置を講じることによって、これに貢献することを決意している。」と述べた（セクション3.7）。

もっとも、議会の財政委員会は、『2001年信用報告書に対する財政委員会の国会に対する勧告』（Finanskomiteen（2002））において、2001年信用報告書中の会計基準に従っているかどうかについての検査とエンフォースメントに関するこれらの指摘には直接言及することなく、より一般的に、社会主義左翼党、中央党および沿岸党に所属する委員を除く委員会の過半数は、財務省が報告書で示した措置の目的は財務情報と金融取引への信頼を確保することであるべきだと強調するにとどまった（s.3）¹⁴⁾。

3) 会計法委員会『会計法の評価』

2002年6月27日王令によって会計法委員会が任命され、2003年8月15日付で、NOU（Norges Offentliges Utredninger）2003: 23『会計法の評価』（Regnskapslovutvalget（2003））という報告書を財務大臣に提出した。この報告書では、環境会計や小規模企業のための会計規則などさまざまなテーマが取り扱われたが、欧州委員会の『財務報告戦略』（2000年6月13日）において、会計基準はEUおよび世界を通じて同等のレベルでエンフォースされなければならないとされたことをうけて、3として財務報告の検査（kontroll med finansiell rapportering）（エンフォースメント）が取り上げられ、会計法委員会は信用監督庁が全般的な責任を負う上位のエンフォースメント主体となることについては一致したが、実際に検査を行う任務をオスロ証券取引所に委託するかどうかについて意見が分かれ、委員会の多数意見と少数意見とが併記された。

a. エンフォースメントの対象となる企業

会計法委員会は、まず、会社などの会計義務者（regnskapspliktige）自身が会計およびその他の財務情報の品質保証を確保し、信用監督庁監督下の企業については信用監督庁が会計義務者を、上場証券発行企業の情報義務の遵守をオスロ証券取引所が監視しているほか、会社計算書類登録所が会計義務者による年次決算書の提出と年次決算書の完全性について形式的チェックを行い、会計義

14) 「私たちが築きたい信頼が海外においても影響を与えることが重要である。したがって、多数意見は、ノルウェーでとられる措置は他の国でとられる措置と可能な限り調和しなければならないと考えている」。

務者の外部監査人は、法的要求事項および適切な監査慣行に従って監査を実施するが、このような取り決めは、EUの『財務報告戦略』で表明され、また2001年信用報告書で言及されているねらいを実現できるような手段ではないという評価を示した（Regnskapslovutvalget（2003）3.4.1）。

そして、ノルウェーの上場証券市場は比較的小さいため、財務情報に関する国際基準をエンフォースするための体制は大がかりな資源を用いることなく導入できる可能性があり、委員会は、常勤換算2～4人の人員で十分でありうると想定していると述べる一方で、拡大された検査措置の導入により、投資判断の基礎としての財務情報に対する信頼性が高まり、証券市場の機能向上に貢献できるはずであるとして、委員会としては、拡大された検査措置はそのための費用を超える便益をもたらすことができると考えているとした（Regnskapslovutvalget（2003）3.4.1）。

そして、EU内で厳格なエンフォースメント取り決めを導入する取組みは、上場有価証券を発行している会計義務者に限定されているから、このような会計義務者以外の会計義務者に対する検査措置の導入はノルウェーが独自に判断すべき問題であるとしたうえで、デンマークにおいては中央登記所への計算書類の提出に関連して、無作為サンプリングに基づいて計算書類の内容のチェックが行われているが、会計義務者の少数のサンプルに基づくこのような検査システムが法定監査によって得られる効果を超えて重大な効果をもたらすとはどうも考えられないこと、および、意見聴取対象機関の中には非上場企業に対するさらなる検査措置を要求したものがなかったことに鑑みて、委員会は新たなエンフォースメント体制の導入はその有価証券を上場している会計義務者について行うことを前提として検討することとした（Regnskapslovutvalget（2003）3.4.1）。

b. エンフォースメント主体

ノルウェーにおける国際会計基準のエンフォースメントの基礎として、CESRが推奨する原則（CESR原則）¹⁵⁾が使用されるべきであるとした上で（Regnskapslovutvalget（2003）3.4.2.8および3.5）、そして、CESR原則の導入は範囲、内容、構造、検査措置、対応形態、報告などの要点がすでに明確化されていることを意味すると指摘し、ノルウェーにおけるエンフォースメントのための組織（エンフォースメント主体）について、かなり丁寧な検討を加えた。すなわち、どの機関をよって検査が行われるべきか、どの機関が所管する独立行政当局となるべきか、また、検査の実施がその機関によって行われるべきか、または他の所管する機関に委任されるべきかどうかについて、専門資源の活用、費用対効果、エンフォースメント主体の独立性、既存の検査の取り決めの継続をエンフォースメント主体の選定基準として検討を加えた（Regnskapslovutvalget（2003）3.4.4.1）。

CESR原則によれば、エンフォースメントに関する全般的な責任は所管する独立行政当局が負うべきとされ、その原則6によれば、その組織は政治的な当局（政府）や市場参加者から合理的に独立していなければならないが、その独立行政当局には必要な権限が付与され、十分な資源がなければならない。

ノルウェーで、従来、検査措置の実施に関与してきた機関のうち、信用監督庁と計算書類登録所とが独立性の要件を満たしているが、信用監督庁は監督対象企業を検査するために関連専門的能力を有していなければならないが、計算書類登録所はそのような専門的能力を有していないし、また有することが期待されているわけではないこと、および、関連専門的能力を有しなければならない

15) 『財務情報に関する基準第1号 欧州における財務情報に関する基準のエンフォースメント』（2003年3月12日）。この内容については、弥永（2016）206-209頁で簡略に紹介した。

機関を創設すると希少な資源を不必要に重複させることになることをふまえ、独立性と資源の効率的な使用という観点から、信用監督庁が検査について全般的な所管する当局となることを委員会は提案した（Regnskapslovutvalget（2003）3.4.4.2）。

計算書類検査の実施にあたっては、年次報告書、中間報告書、目論見書その他の文書中の財務情報）を体系的に検査するための作業計画の作成、早急なフォローアップが必要な会計上の問題の特定、関連する財務情報の検査の実施、会計上の誤りに対する制裁（決算の訂正を要求、罰金その他の制裁の賦課）が行われうるが、民間組織への監督責任と制裁権限の移譲については、制裁委員会からの報告書『罰金から改善へ - 刑罰の使用を減らし、より繊細で効果的な制裁システム』（Sanksjonsutvalget [2003]）で検討が加えられており、そのセクション14.4では以下のように述べられていることを会計法委員会は指摘し、会計法委員会は制裁委員会が提示した原則的な見解に同意するとした（Regnskapslovutvalget（2003）3.4.4.3）。

「制裁の発動は、たとえば多額の罰金を課せられたり、免許が取り消された場合には収入が失われたりするなど、影響を受ける者に多大な損失をもたらす可能性がある。したがって、原則として、そのような制裁が民間法人に委ねられることに対しては異議をさしはさむことができる。とりわけ、制裁は刑罰と同様に公共部門自体によってのみ課されるべきであると主張することができる。……他方で、公的部門以外にも制裁権限を割り当てることができることに明らかな利点がある。これにより、行政の負担を軽減し、資源を節約することができる。しかし、特定の機関がその分野でかなりの専門的能力を持ち、場合によっては他の活動のフォローアップとして自然に監督を行うことができることがより重要である。たとえば、オスロ証券取引所を挙げることができる。オスロ証券取引所は、規制された市場を組織し運営している。証券会社や株式発行会社の監視および検査を通じて、オスロ取引所は相当な専門的能力を有しており、また、少なくとも、市場に関して非常に優れた全体像の把握を有している。この両者は、市場に適用される規制違反に対する制裁を検討する際に重要である。

監督業務の基本原則は、それが独立性をもってかつ客観的に実施されなければならないということである。私法人が他の私法人を、場合によってはその構成員や株主/所有者さえも支配する場合には、この原則は揺らぐ可能性がある。私法人が「自ら」を監督するような取り決めは避けるべきである。制裁を科す団体が高度な信頼と誠実さを有するという外観が不可欠である。

また、監督業務の実施には多額の費用がかかる可能性があり、公的制度よりも民間制度の場合、資金調達の不確実性が大きくなる可能性がある。さらに、株主またはその他の所有者がいる私法人の場合、所有者の利益と投下資本利益率の要求と、監督および制裁業務のための資源の使用との間で利益相反が容易に発生する可能性がある。

委員会は、原則として、公法上の団体に制裁を課す権限が与えられるべきであるとの意見を有している。私法人には、特別な必要がある場合にのみ、そのような権限が与えられるべきである。その場合、前提条件は、監視活動が機関の「日常業務」の自然な延長として継続することであるべきである。また、当然のことながら、その機関は高い能力を持っていないなければならない。監督業務の品質、進捗および客観性を確保するために、監督機関と所管する当局との間で業務方法および報告についての取り決めを確立する必要がある。公共政策上の業務には、連絡会議、適切な報告方法、業務の調整も重要である。当該機関が制裁に関して既得権を有することがないようにするため、課せられる手数料は団体自体に帰属させるべきではない。最後に、制裁業務に必要な資源、独立性と完全性を確保できるように組織される必要がある。結論として、委員会は、公的部門も行政的な権

限を与えられた私法人に対してかなりの統制力を有していることを指摘する。もちろん、どの機関にそのような権限を与えるか、またどのような制裁を課すことができるかを決定することができる。さらに、たとえば親方資格認定委員会について省庁が行ってきたように、公的部門は当該機関の構成を決定できる。これは法律または規則で直接定めることができる。最後に、公的部門は機関の決定について誰にどのように不服を申し立てられるかを決めることができ、またそうすべきである。]

会計法委員会は、専門的資源の活用、費用対効果、独立性および現在の取り決めの継続という規準に照らして、新しい機関の設立に賛成する議論は困難であるとし、既存の専門的資源の活用とコスト効率により、会計基準を適用する責任を既存の専門的環境に割り当てることが自然であるとした。そして、とりわけ資源が限られている小国では、資源の効率的な利用を優先しなければならない理由が多く存在しているとし、会計法委員会としては、スウェーデンや連合王国で提案されているのと同様のモデルに従うレビュー・パネルのような新しい機関を設立することに賛成しないとした（セクション3.5）。

そのうえで、会計法委員会は、信用監督庁が全般的な責任と検査業務を自ら実施する責任との両方を負うという案と検査業務の実施をオスロ証券取引所に委任するという案について検討を加えた。

① 代替案1. 信用監督庁が検査業務を自ら実施する（セクション3.4.4.4）

証券市場に関する一般的な専門的能力に加えて、信用監督庁は会計についての専門的能力、監査人の監督に関する専門的能力、一般的な監督方法論およびとりわけリスク志向監督に関連した監督方法論を備えて、金融機関等である上場企業の計算書類検査をすでに実施していることから、拡張された検査を実施することは、既存の任務の拡大を意味すると会計法委員会は評価した。

そして、目論見書指令によれば、目論見書検査の責任と実施は市場参加者から独立した機関に割り当てなければならないため、信用監督庁がノルウェーにおける目論見書検査を行うものとされる可能性があり、そうであれば、計算書類検査を目論見書検査と同じ主体に実施させることにより、資源の面で節約できる。しかも、目論見書にはIFRSに準拠した財務情報が含まれるため、監督当局において重要な会計専門的能力を開発する必要があるが、これらは会計検査にも使用できる資源であるから、この点でも資源の節約つながる。しかも、計算書類検査と目論見書検査を同じ組織内で調整することで、CESR原則とIFRSが同じ方法で確実にエンフォースされるようになる。

さらに、金融機関等である上場会社、監査人および会計士を監督する機関に計算書類のエンフォースメント業務を割り当てることには利点がある可能性がある。CESR原則の原則7によれば、監督当局は、とりわけ監査人に対して追加情報を要求する権利を持たなければならないが、信用監督庁は監査人の監督を行っており、その結果、すでにこの権利を有している。信用監督庁へ計算書類検査を移管すれば、上場会社の監査対象書類、上場会社の監査人および会計士ならびに金融機関等である上場会社が同一の検査機関の対象となる。このような解決策は、資源の有効活用に貢献できる可能性がある。

信用監督庁がEU内で同様に変化を遂げている他の分野（目論見書指令や透明性指令など）に近いことも考慮すべき側面である。すなわち、計算書類検査は投資家向けの比較可能な情報に対する考慮に基づいており、より効率的な域内市場を創設するためにEUが定めた戦略の一部にすぎず、信用監督庁は、この分野で一般的に行われる作業に関与している。EUは、計算書類検査の実施のための共通原則を確立する作業においてCESRとの協力を強調してきたが、CESRへの参加を通

じて、信用監督庁はこれらの分野における国際的な議論と密接に結びついている。

信用監督庁は、とりわけ監督下にある企業に関して会計の専門的能力を持っている。監督下にある金融機関等のうち、10～15機関が本則市場に上場されており、20社は出資証書の発行者である。これらの金融機関等の会計はこれまでも信用監督庁によって審査されているが、この審査は将来の計算書類監査と同じ範囲ではなく、これらの発行者はにとっては、検査間で調整されるという利点を享受できることになる。

他方、信用監督庁には、CESR原則で要求されている計算書類検査を実行するための十分な資源を有していないため、上場企業の計算書類検査を行うことになれば、会計分野の人員を増やす必要がある。信用監督庁が必要な会計専門的能力を引きつけることができるかどうかについて疑問が提起されている。広範な検査措置、目論見書検査および監督業務に責任を負う強力な専門的環境の形成により、熟練した職員を引き付けることが容易になるかもしれないが、産業界の給与水準に見合った特別報酬の可能性がない限り、民間団体よりも給与水準が低いことによる採用上の問題が生じる可能性がある。もっとも、会計法委員会の理解によれば、独立した監督機関が特別な給与体系を設ける柔軟性は近年大幅に高まっており、資格のある職員を採用する機会も改善されている。

② 代替案2. オスロ証券取引所への検査業務の委託（セクション3.4.4.5）

この選択肢は、基本的に従来の方業に対応するものであり、上場企業はよく知られた確立された主体（オスロ証券取引所）との関係を継続することになる。希少な専門的資源の有効活用に加えて、財務情報のエンフォースメントを通じて得た経験は、証券取引所の会計専門的能力の発展にプラスの波及効果をもたらす可能性があり、したがって証券取引所による企業の情報義務の遵守のフォローアップのためのより良い基盤を提供する可能性がある。

会計法委員会は、上場企業の情報提供義務の一般的なフォローアップと、CESRが提案するガイドラインに基づく財務情報のより厳格なフォローアップとを組み合わせることで、資源の節約と能力開発につながることを想定している。証券取引所には、市場での経験を通じて培われた専門的能力を備えたスタッフとプロフェッショナルな環境がある。EU規制の将来の変更の可能性（計算書類検査と目論見書検査）の結果として信用監督庁に移管できる任務は、移管することが適切ではない分野の専門的能力を維持するための基盤の一部である。これは、たとえば、企業の証券取引所への上場の許可、情報提供義務のエンフォースメント、市場監視、価格提示および公開買付義務にあてはまる。したがって、たとえ計算書類検査、そしておそらく目論見書検査が信用監督庁の任務に追加されたとしても、証券取引所は会計上の専門的能力を維持する必要がある。情報提供義務の継続的なフォローアップと市場の監視により、オスロ証券取引所は上場証券市場に関する包括かつ最新の洞察を得ることができるからである。計算書類義務者と計算書類の利用者との関係が緊密であることは、一方では違反の可能性や曖昧さを迅速に発見するために役立ち、また他方では発行者間で長期にわたって一貫した専門的理解を確保するために役立つ。

たしかに、証券取引所が私人によって所有されていることによって、取引所の独立性の問題を引き起こすという疑念が提起されており、民営化された証券取引所にどのような行政上の任務を委ねるのが自然であるかという問題は、証券取引所法制定に至る過程で徹底的に検討された（Ot.prp nr. 73 (1999-2000) Om lov om børsvirksomhet m.m. (børsloven) を参照）。オスロ証券取引所の組織は、公的当局および市場参加者の利害関係者団体からのかなり明確かつ広範な支援に基づいている。オスロ証券取引所の組織については、法定の監督委員会および信用監督庁による監督を通じ

て、起こり得る誠実性の問題に対処しようとするガバナンスモデルが重視されてきた。たとえば、市場監視は、2001年4月2日信用監督庁規則第2号に従って監視の完全性と独立性を保証するように構築され、かつ、必要な資源が提供されるようにしなければならないとされている。証券取引所が規則や証券取引所の免許に関するその他の条件に違反した場合、信用監督庁は命令を発することができる。オスロ証券取引所による国際会計基準のエンフォースメントは、対応する監視の対象となる必要がある。

さらに、財務情報の拡大された検査の場合と情報義務のフォローアップの場合とで、独立性の要件が異なると考える理由はない。取引所の収益に最も貢献しているのは、上場企業からの上場料ではなく、投資家やブローカーによって生み出された取引であり、証券取引所の最も重要な顧客グループは投資家である。投資家が商品や情報が水準に達していると確信できなければ、証券取引所は最終的に経営基盤を失うことになる。したがって、投資家が組織としての証券取引所と受け取る情報とに信頼を寄せることが非常に重要である。

③ 代替案3. オスロ証券取引所と信用監督庁との間での検査業務の分担（セクション3.4.4.6）

分業の可能性としては、信用監督庁が監督下の会計義務者を検査する一方、オスロ証券取引所が上場企業の情報提供義務遵守のフォローアップの結果として検査を継続・拡大するというものがある。監督下にある上場発行会社に対するエンフォースメントの責任を信用監督庁が負い、他の上場企業の検査責任はオスロ証券取引所に委任することが資源の節約になる可能性がある。ただし、この方策には、重複する問題を確実に平等に扱うことがより難しくなり、専門的能力と資源の重複が必要になるという問題があるため、会計法委員会ではこの選択肢に対する賛同は得られなかった。

これらをふまえて、多数意見はオスロ証券取引所に実施の責任を割り当てることを提案し（3.5.1）、少数意見は実施についても信用監督庁が責任を負うという案を支持した（3.5.2）。

多数意見は、会計基準のエンフォースメントは、一般的な情報提供義務のフォローアップの当然の継続であり、計算書類作成者は、拡大された検査措置が証券取引所との継続的なコミュニケーションの自然な一部分であると認識する。また、計算書類作成者はまた、証券取引所がすでに用いている手段や制裁の可能性にも精通している。したがって、計算書類検査の導入は、上場企業が対処しなければならない検査環境に大きな変化をもたらすものではないため、この選択肢は他の選択肢よりも計算書類作成者の負担が少ないと評価した。

同時に、オスロ証券取引所は上場企業に近いことにより、現在の問題や会計基準の違反を迅速に把握する機会があるため、誤謬の発見がより迅速に行われる可能性があり、その結果、誤った財務情報が適時に訂正される可能性がある。発行者の情報提供義務の遵守の欠如または不十分なことが判明した場合に、証券取引所は、売買の休止または停止というような日次相場に関連する対応策を講ずる。そのため、検査業務をオスロ証券取引所に委任すると、現在確立されているシステムの継続と拡張が必要になる。オスロ証券取引所はこれまでの経験を活かし、正確な会計情報を含む情報提供義務の遵守を確保するための既存の方策のさらなる効果向上に貢献できよう。証券取引所とその他の機関との間で検査業務を分担することは、証券取引所が財務情報に関して「直接」関与することが少なくなることを意味する。これは、従来に比べて検査の質や対応策の有効性を弱めることにつながる可能性がある。エンフォースメント主体が講じる措置は、まず正しい情報が提供され、誤った情報が修正されることを確保することを主たる目的としているが、これは証券取引所にとって最も重要な中核業務の1つである。証券取引所による市場の管理、市場の監視、発行者の情報提

供義務の検査および上場における政策手段の運用は、証券取引所市場における価格形成に関する洞察と専門的能力を提供し、それは市場参加の利益のために最大限に活用することができる。

オスロ証券取引所は、情報を提供するという一般的な義務を遂行するために高度な会計専門的能力を必要としているが、かりに目論見書の検査が信用監督庁に移管されると証券取引所の会計問題に対する他のエクスポージャーが弱まり、会計環境を構築する基盤の重要な部分が失われることになる。そこで、会計基準のエンフォースメントをオスロ証券取引所が行うことによって、オスロ証券取引所における強力な会計的専門環境の維持と確保が容易になり、これは満足のいく検査を行うための前提条件となる。

上場企業の財務情報やその他の市場情報に関する計算書類の作成と情報提供義務の遵守の検査は、従来、オスロ証券取引所によって行われており、信用監督庁はオスロ証券取引所が満足のいく検査を行っているか監督している。証券取引所法5-11条に従い、オスロ証券取引所は取引と相場を監視し、これが法律や規制、証券取引所の規則や業務条件に従って行われることを保証する必要がある。財務省は市場監視に関するより詳細な規則を定めることができ、市場監視に関する財務省規則（2001年3月30日第319号）では、「市場監視」には、取引の監視に加えて、発行者の「行動、開示、報告に関する規則」の遵守も含まれると規定されていた。この文脈における信用監督庁の主な任務は、監督の対象であるオスロ証券取引所が法令の規定や免許条件によって証券取引所に課せられた義務を遵守しているかどうかをチェックすることである。したがって、情報提供義務を実際に検査する機関と、その検査が適切に行われることを監督する機関とが区別されていた。これは任務と責任の秩序ある現実的な分配であることが証明されており、したがって、今後行われる拡張された計算書類検査に関しても継続されるべきである。

オスロ証券取引所は現在、財務報告を含む発行体の情報提供義務違反に関連した制裁権限を有している。エンフォースメント主体の創設によってこの関係が変わるわけではない。たとえば、信用監督庁が上級エンフォースメント主体であり、検査を実施するというモデルを採用しても、オスロ証券取引所は、いずれにせよ、情報提供義務違反の結果として、証券取引所に関連したその後の制裁の必要があるかどうかを評価する必要がある。このような組織では、2つの異なる機関に検査と制裁の権限が属するため、不必要に面倒で扱いにくいモデルとなる可能性がある。

そして、多数意見は、オスロ証券取引所が独立性に関連する問題を抱えているとは考えていない。証券取引所の主な顧客グループは投資家であり、彼らの利益が十分に配慮されることを疑う理由はないからである。企業の情報提供義務を十分にフォローアップすることを保証するシステムを証券取引所が備えていることは、市場としてのオスロ証券取引所への信頼にとってきわめて重要である。積極的かつ専門的な監視は、発行体、投資家その他の健全な証券市場に依存する人々の利益のために、ノルウェーの証券の市場としての信頼を維持できる証券取引所のツールの一部である。市場に対する信頼、そしてそれによる証券取引所の経済的生き残りの可能性は、もっぱら投資家が市場に流入し、証券取引所がフォローアップし監視する予定の情報を信頼できるかどうかにかかっている。利害関係者の信頼から最も利益を得る主体は、これを達成するための手段を講じ、フォローアップすると考える根拠がある。したがって、オスロ証券取引所が、たとえば信用監督庁よりも緩やかな検査を実施すると想定する理由はない。また、オスロ証券取引所は、割り当てられた任務の実行に関連する独立性と信頼に関連するあらゆる問題に対処するための組織体制を整えている。これは、財務情報の拡張された検査に関してもあてはまる。オスロ証券取引所の運営は信用監督庁の監督を受けており、市場に対する証券取引所の信頼を監視する責任を負う法定の監督委員会と内部監査機

能の両方が設けられている。

また、証券取引所が課した制裁に対しては、現行規則に従って、証券取引所不服審査会に不服申立てすることができるが、信用監督庁と証券取引所の間で役割分担するという提案によると、信用監督庁がエンフォースメントの実施に関連して採用された措置に関して不服審査機関となることを意味する。

他方、少数意見は、全般的に検査につき責任を負う当局としての信用監督庁が検査措置の実施も監督すべきであると論じた。設けられる検査の仕組みは資本市場に信頼を与えるのに適したものでなければならないところ、信頼をもたらす取り決めには市場参加者との関係での独立性が必要であること、および、ノルウェーの投資家、そして、おそらく、とりわけ海外の投資家は、ノルウェーの仕組みが、他の北欧諸国、ドイツ、連合王国など、ほとんどのヨーロッパ諸国における仕組みに対応する方法で構築されることを期待するであろうことを強調し¹⁶⁾、導入される仕組みは環境の変化にも強く¹⁷⁾、資源の最適な利用を提供するものでなければならないという点も強調した。

すなわち、資本市場の信頼を確保するには、市場参加者に対する検査主体の独立性が疑われることがないことが重要であり、公的行政機関としての構造を有している信用監督庁は関連する主体から最も独立していると考えられることは明らかであるとし、制裁委員会が、私法人が自らの所有者を監督することは避けるべきであると述べ、「株主やその他の所有者がいる私法人の場合、所有者の利益と投下資本利益率の要求と、監督および制裁業務のための資源の使用との間で利益相反が容易に生じる可能性がある」(Sanksjonsutvalget (2003) p. 239) と述べていたことにも言及した。

しかも、委任が行われた場合、信用監督庁は委任した会計検査が機能していることを継続的にチェックし、機能していない場合には介入しなければならないから、信用監督庁がすべての検査業務を実施する全般的な検査主体となることには資源の面で明らかな利点がある。また、上位の監督当局として信用監督庁がどの業務を自ら遂行しなければならないか、どの業務が下位機関に属するのか、適切かつ明確な境界線を確立するのは難しいことが判明する可能性がある。さらに、金融機関等である上場会社、監査人および会計士を監督する同じ機関に財務報告エンフォースメント業務を割り当てることは、資源の適切な使い方となる可能性がある。目論見書指令によると、——指令の採択後8年間、検査業務をたとえば民間の証券取引所などに委任することが認められているが——目論見書検査の責任と実行は市場参加者から独立した機関に割り当てられなければならない、ノルウェーにおいて、この要件をみたす機関は信用監督庁であり、信用監督庁が目論見書検査を実施する場合にはなおさらである。欧州内での調整を最大限に可能にするという観点からも、欧州のネットワークを利用して情報にアクセスできる信用監督庁が継続的な IFRS 検査の実施責任を負うことが適切である。

16) とりわけ、国際的な投資家との関係では、ノルウェーにおける検査の仕組みの組織がヨーロッパの文脈において異例であると認識されないようにすることが重要であり、近隣諸国が検査業務を民間の証券取引所に委任することを提案していることを知らないとした。

17) 信用監督庁が継続的な検査措置の実施に責任を負うという選択肢は、環境の変化に対してより堅牢になると考えると、これに関連して、私的に所有されている組織は構造変化の影響をより受けやすく、その場合、将来的にノルウェーのIFRS監督当局の再編が必要になる可能性がある指摘した。

c. IFRS専門委員会

会計法委員会は独立したIFRS専門委員会の創設が必要であるとした（セクション3.4.4.7および3.5.3）。

すなわち、だれがエンフォースメント主体となるかとは無関係に、財務情報に関する国際基準の違反の可能性を評価するには、IFRS についての深い専門的知識が必要であり、エンフォースメント主体自体が確かな専門的能力を持っていないなければならないが、会計法委員会は、専門的な品質保証は、独立した専門委員会から意見を得ることで達成されるべきであると考えているとした。専門家からなる独立した諮問委員会を設立することで、専門的評価の質が確保され、市場関係者の間でエンフォースメント主体の能力に対する信頼が高まることに貢献するというのである。財務報告基準に違反している可能性があるかどうかは、関連する状況の総合的な評価に基づいてエンフォースメント主体によって決定されるが、発行者に対して制裁が発動される場合には常に専門家委員会に諮問されるべきであるとし、専門委員会が上場企業の連結決算書がIFRSに違反しているかどうかについてエンフォースメント機関に提出した意見はエンフォースメント主体による決定の基礎の重要な部分となる。そして、手続きに対する信頼を醸成する必要性を考慮すると、専門委員会の意見はエンフォースメント主体の決定とともに公開されるべきであると会計法委員会は提言した。

会計法委員会は、このような専門委員会には少なくとも6～8人のメンバーが必要であり、どのような場合に専門委員会の意見を求めなければならないか、意思決定方法に関する要件（特別多数決の要件など）、専門委員会の意見を関係者や他の市場参加者にどのように知らせなければならないかなどを含め、専門委員会の議事に関して明確な規則を策定すべきであるとした。会計法委員会は、専門委員会が利用者の利益からの幅広い代表と専門委員の高い専門レベルを確保することが重要であり、かつ、専門委員会の独立性に対する疑念を引き起こす可能性のある関係を専門委員が有していることは避けなければならないと、外部利用者グループからの提案に基づいて、上級行政当局が専門委員会のメンバーを任命すべきであると考えているとした。

その上で、会計法委員会は、会計法は年次報告書のみを規制しており、計算書類検査の対象には中間報告書や目論見書に含められる財務報告も含める必要があることから、会計法の改正によることは不適切であること、および、信用監督法は、信用監督庁の責任と権限を網羅的に定めるものではないため、信用監督法において計算書類検査を定めることは既存の制度に適合していないと考えられることから、上場会社の証券取引所や市場への情報提供義務に関する規定が含まれている証券取引法にエンフォースメント（計算書類検査）の仕組みに関する規定を含めることが適切であるという意見を表明し、改正案を提示し、また、改正法に基づく規則によって定めることが適切な事項を列挙した。

3) 2004年法律第81号

会計法委員会の報告書をふまえて、2004年6月に、財務省は会計法その他の法律を改正する法律案¹⁸⁾を議会に提出し、2004年12月10日法律第81号として会計法その他の法律を改正する法律が成立し、証券取引法に上場会社の財務報告に対するエンフォースメント（会計書類検査）を信用監督

18) Ot.prp. nr. 89 (2003-2004) Om lov om endringer i lov 17. juli 1998 nr. 56 om årsregnskap m.v. (regnskapsloven) og enkelte andre lover (gjennomføring av EØS-regler om anvendelse av internasjonale

庁が行うことに関する規定（12-1条、12-2条および12-4条の改正）および不服審査会についての規定（12-7条 [新設]）が設けられた。

2) 現在の仕組み

1) 金融監督庁

上場会社の財務報告のエンフォースメントは金融監督庁¹⁹⁾によって行われている。そして、ESMAの財務報告エンフォースメントガイドラインに準拠したエンフォースメントを実施している²⁰⁾。

金融監督庁の財源は監督対象事業体から徴収される賦課金で賄われており²¹⁾、また、国家予算の

regnskapsstandarderm.m.) <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/otprp-nr-89-2003-2004-/id129316/?ch=1>>

19) 金融監督庁には理事会 (styret) と事務局長 (direct) とが置かれている。理事会は、金融監督庁をモニターし、運営管理は、財務省の提案により国王が任命した事務局長 (任期6年) が行う。理事5名、補欠理事2名のほか、国立銀行の理事1名がオブザーバーとして、常時、理事会に出席する。加えて、2名の従業員代表が任命されており、運営管理上の問題が会議の目的である場合には理事会に出席する。理事および補欠理事は財務省によって任命される。理事の一部はプライベートセクターに属する者から選定されており、主として、大学教員や法曹であると指摘されており (Steffensen (2011) p. 3)、実際、2022年末時点では、3名が大学教員である (Finanstilsynet (2023) p. 10)。理事および補欠理事の任期は4年である (Finanstilsynet (2023) p. 9, 10, 37; Trott/ Geiger (2006) p. 21)。いずれのメンバーも議決権を持たず、毎月の会議は、コンセンサスベースで行われる (Moss (2010) p. 5)。金融監督庁には、3つの監督部門 (銀行および保険会社監督部、デジタル化および分析部、資本市場監督部) および管理部が設けられており、事務局長、これら4つの部の局長 (副事務局長)、法務局長および広報局長によって経営チーム (leiargruppe) が構成される (Finanstilsynet (2023) p. 9)。

20) ノルウェーはEU加盟国ではないため、ノルウェーの金融監督庁は欧州資本市場監督機構 (ESMA) のメンバーではなく、オブザーバーの地位しか有していない。したがって、ESMAの監督者会議のノルウェー代表には議決権がない (<https://www.esma.europa.eu/about-esma/governance-structure/board-of-supervisors>)。もっとも、欧州経済領域 (EEA) における 29か国から37のエンフォースメント主体を含むフォーラムである、欧州エンフォースメント主体調整セッション (European Enforcers Coordination Sessions (EECS)) と関連ワーキンググループにノルウェーは参加しているほか (Finanstilsynet (2015a) p. 61; Moss (2010) p. 48)、とりわけ、スカンジナビアとバルト地域の他の監督当局との間で徹底的な調整を行っている (Finanstilsynet (2016a) p. 78; Steffensen (2011) p. 4)。さまざまな覚書が締結され、作業部会が設置され、さまざまなレベルで定期的な会議が開催されている (e.g. Finanstilsynet (2015a) p. 72; Finanstilsynet (2017a) p. 23; Moss (2010) p. 48)。

21) 金融監督庁の経費は、予算年度ごとに、監督対象事業体に賦課される (金融機関等の監督に関する法律 (lov om tilsynet med finansinstitusjoner mv. (finansstilsynsloven)) (1956年12月7日法律第1号。金融監督法) 9条)。この規定は、2015年12月18日財務省規則によって補足され、この規則は2016年12月21日に改正された。2023年には、監督対象事業体全体で513.068百万ノルウェー・クローネの賦課金が請求された (Finanstilsynet, Utlikning av Finanstilsynets utgifter. Tilsynsavgift i 2023 <<https://www.finanstilsynet.no/nyhetsarkiv/nyheter/2023/faktura-for-tilsynsavgift-i-2023/>>)。うち有価証券の発行者に課される賦課金 (計算書類検査お

一部であるため、予算は議会の承認を得なければならない (Finanstilsynet (2023) p. 47; Steffensen (2011) p. 3)。また、金融監督庁は財務省および議会に対して説明責任を負う。2022年の金融監督庁の予算は446.7百万ノルウェー・クローネで、常勤換算で299人が雇用されており、常勤換算で288人が勤務した (Finanstilsynet (2023) p. 13, 47, 53)。

資本市場監督部 (avdeling for markedstilsyn) に属する (Finanstilsynet (2023) p. 21) 目論見書および財務報告 (prospekter og finansiell rapportering) セクションが、年次決算書等による開示についてのエンフォースメントの権限を有している。このセクションは、2005年夏から活動を開始し (Finanstilsynet (2006) p. 48)、当初、IFRSの専門知識を持つ4人の職員、弁護士および部門長が採用された (Finanstilsynet (2005) p. 49)²²⁾。

2014年末には、常勤換算で8.9人が年次決算書等についてのエンフォースメントに従事していた (Finanstilsynet (2015a) p. 17)。なお、ESMA (2017) によると、2016年9月30日時点での常勤換算1名あたりのIFRS発行者数は30 (p.35, Figure 1A)、総発行者数は31 (p.36, Figure 1B) であった。また、検査従事者はすべて学士以上の学歴を有していた (para.144)。

ESMA (2017) によると、モデルによって毎年選定される発行者数は50、これは透明性指令適用発行者の19%、IFRS適用発行者の20%に相当し、常勤換算1人あたりの選定発行者数は5.7社であった (p.50)。

この業務に専従している者もあり、その中には特定の業界 (石油・ガスなど) や細分野 (とりわけ評価) を専門とする者もいる (ESMA (2017) paras. 140, 154, 177, 178)。また、2005年に、プライベートセクターから財務省により任命された委員 (2017年末時点では7名) から成る会計に関する専門家パネル (regnskapsfaglig ekspertutvalg) が設けられ、2019年まで特別なケースについて助言を提供していた²³⁾。専門家パネルのコメントはほとんどが匿名化された形で公表されていたが (たとえば、Finanstilsynet (2007) p. 58; Finanstilsynet (2017a) p. 54)、誤謬の公表とともに、専門家パネルのコメントが公表されることもあった²⁴⁾。

2) 計算書類検査

証券取引法19-1条2項は、金融監督庁は、ノルウェーを本国とし、欧州経済領域 (EEA) 内の規制市場において売買が認められている、または認められようとしている譲渡性証券の発行者の年

および目論見書審査) (金融監督法9条第4段落および第5段落) は31,942,000ノルウェー・クローネである。なお、2023年の計算書類検査経費は24,053,141ノルウェー・クローネ、目論見書審査手数料13,332,000ノルウェー・クローネを控除後の目論見書審査の純経費は7,888,421ノルウェー・クローネと見積もられている。持分証券の発行者に80パーセント、負債証券の発行者に20パーセントを割り当てるが、297社の登録会社のうち、215社が持分証券の発行者であり、82社が負債証券の発行者であるため、持分証券発行者には1社あたり135,633ノルウェー・クローネが、負債証券の発行者には1社あたり33,909ノルウェー・クローネが請求されることとされた。

22) なお、このセクションは2010年5月から目論見書のモニターも行っている (Moss (2010) p. 30)。2014年末には常勤換算で8.4人がこの業務に従事していた (Finanstilsynet (2015a) p. 17)。

23) 局長補佐が2017年までは含まれ、また、大学教員が含まれることがあったが、委員の多くは国家公認監査人であった。<<https://forvaltningsdatabasen.sikt.no/data/utvalg/43>> 参照。

24) たとえば、2016年には、リースされている石油掘削プラットフォームのレッサーにおける減価償却方法に関する見解が公表された (Finanstilsynet (2016b))。

次決算書、年次報告書、半期決算書その他の財務報告ならびに監査委員会、監査人の選定および当局への支払いに関する報告が、法律または規則に準拠していることを監視すると定めている²⁵⁾。そして、証券取引法規則17-4条は、金融監督庁は、事業体および書類のうち、検査の対象となるものを選定するための取り決めを定めるものとするとし、また、金融監督庁は、報告上の重大な異常 (vesentlige rapporteringsavvik) を識別する目的で検査を実施するものとする定めている。

2022年末時点では、計算書類検査の対象となりうるのは298社であった (Finanstilsynet (2023) p. 20)。主にEUがエンドースしたIFRSによって作成された財務諸表がチェックされるが、ノルウェーの会計基準または外国の会計基準 (US GAAP, Canada GAAP など) に基づいて作成された財務諸表もチェックされる (Finanstilsynet (2022c) point 1.16)。

各年度の検査対象会社は、特定の理由 (たとえば、他の市場参加者からの情報、または証券取引法19-2条7項第2文²⁶⁾ に従ってなされた会社の従業員または監査人による報告に基づいて)、ローテーションまたはリスクベースのいずれかに基づいて選定されるが、ランダムサンプリングは用いていない (Kredittilsynet (2005) p. 49; Finanstilsynet (2017a) p. 53; Finanstilsynet (2022b) . ESMA (2017) para.207)。リスクの評価にあたっては財務比率、属する産業/セクター、発行している証券の種類なども考慮に入れられている (ESMA (2017) para.223)。企業は、毎年、さまざまな情報 (たとえば、経営陣に対するインセンティブ制度の設計、減損の実施、監査委員会の存在など) を記載した文書 (含めるべき情報についてはFinanstilsynet (2022c) 参照) を金融監督庁に送付しなければならない。これは、リスクベースで対象会社を選定するための基礎データとして用いられる (Finanstilsynet (2015a) p. 60)。ESMAが毎年定めるエンフォースメント優先項目 (ESMA enforcement priorities)²⁷⁾ や、該当する場合には、業界の特殊性も考慮される。毎年40社から50社が審査の対象として選定されていた (Falkenberg Kjøde (2016) p. 5)。さらに、ノルウェーの最も重要な株価指数の最大手企業は、そのリスク・プロファイルにかかわらず、継続的にモニターされる。このようにして選定されたすべての企業をチェックすれば、すべての企業が10年間に少なくとも1回はチェックを受けたことになることとされていた (ESMA (2017) para. 77)。もっとも、実際にはリソースの制約があり、検査の実績は以下のようになっている。

25) 証券取引法規則 (Forskrift til verdipapirhandelloven (verdipapirforskriften)) 17-3条によれば、年次財務諸表および経営者報告書、中間財務諸表ならびに目論見書所轄機関により承認され、または証券取引法第7章に基づき事業者登録簿に登録された目論見書におけるプロフォーマ数値および対応する追加情報が対象となる。

26) 「第19-1条第2項に規定されている発行体、その取締役その他の選定された代表者、上級従業員および監査人は、財務報告に関する関連規則に従って真実かつ公正な概観を示していないと考えられる発行体の財務報告について、金融監督庁に通知しなければならない」。これをうけて、証券取引法規則17-7条が定められている。

27) これをふまえて、テーマ別検査 (thematilsyn) を行うこともある (後述)。

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
対象企業	280	n/a	約300	276	276	240	233	258	247	263
机上レビュー	126	35	31	38	33	31	76	50	40	70
詳細レビュー	12	13	7	10	10	4	13	8	9	11
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		
対象企業	261	259	260	260	282	285	288	298		
机上レビュー	60	47	40	30	51	104	n/a	n/a		
詳細レビュー	11	13	8	8	15	22	14	18		

2015年（2014年年次計算書類が対象）と2016年（2015年中間計算書類および年次計算書類が対象）に選定された発行者のうち、リスク・プロファイルで選定されたものは83%、その他（特定のリスク）で選定されたものは17%であった（p.58 Figure 3B）。選定された発行者の総数は120であり、108について検査が完了した（p.60 Table 4）。

選定された企業は、まず、範囲に制限のない机上レビュー（企業に接触することなく、入手可能な情報をレビューすること）の対象となる（Finanstilsynet (2022b) ; ESMA (2017) paras. 294 and 308-310）。この机上レビューは通常1人の担当者によって行われ、その作業は別の担当者によって審査される。そのプロセスは、単に開示の問題なのか、それとも認識・測定の問題なのかによって異なる（Falkenberg Kjøde (2016) p. 6）。

机上レビューの主眼は後者に置かれているが、これは利用可能な専門知識（ESMA (2017) paras. 75, 78; Kredittilsynet (2005) p. 49）のためでもある。とりわけ、資産が過大評価されているという重大なリスクがある場合に検査の対象とされるが、株価/簿価比率、市場の状況、業績などのような重要な兆候を評価し、兆候が顕著であればあるほど、より批判的な検討を加える²⁸⁾。アナリストによる分析、企業の競合他社や他の市場参加者からの情報も用いられる（cf. Falkenberg Kjøde (2016) p 11）。金融監督庁は、監査人を監督しており、監査に対するエンフォースメントの観点から、すべての会社の監査報告書は金融監督庁により分析されているため（Finanstilsynet (2014) , p. 61; Finanstilsynet (2017a) p. 53）、この活動から得られた知見を用いる可能性もあるが（Berger (2010) p. 25）、通常は用いていないとのことである²⁹⁾。

検査にあたって用いるチェックリストが作成されているが（ESMA (2017) para. 307）、重要性の判断にあたってはほとんど用いられていない（Bellamy (2011) p. 16）。

机上レビューが完了すると、目論見書および財務報告セクションの責任者と資本市場監督部の責任者が、詳細レビューを行う企業を平均10社選定すると説明されていた（Falkenberg Kjøde (2016) p. 6. See also ESMA (2017) para.310³⁰⁾）。これらの詳細レビューは、2～3人からなるチームによっ

28) 一定の兆候の特徴に応じて手続きは決定され、それは文書化される（たとえば、2013年からのNorske Skogの事例（Finanstilsynet (2014) p. 61）参照）。

29) もっとも、ESMA (2017) によれば、監査人が除外事項を付したことが選定対象とされる契機となっている（para.34.2）。

30) なお、信用監督庁（後に金融監督庁）は、とりわけ、そのエンフォースメント活動の初期には、企業と直接接触し、担当者を用意し、手続きについて書簡で説明した（Kredittilsynet (2005) p. 49; Finanstilsynet (2006) p. 47; Finanstilsynet (2008) p. 55）。

て実施される。机上レビューの段階では比較的高い重要性の閾値が適用されるが、この段階では低く設定されている (Kredittilsynet (2005) p. 49)³¹⁾。手続きには相応の時間がかかり、通常10～12カ月に及ぶ (Falkenberg Kjøde (2016) p. 6)。

詳細レビューでは、まず、質問票によって企業に文書で連絡する。通常、企業は3週間以内に金融監督庁からの質問に回答しなければならない (Finanstilsynet (2022b))³²⁾。企業の代表者および監査人との面談もなされ、これは広く行われている実務である (Finanstilsynet (2022b))。この段階では通常、より多くの情報が要求される (Falkenberg Kjøde (2016) p. 6)。

金融監督庁は、証拠収集のため、証券取引法第7章第1節および第2節 (目論見書審査) および第15章 (計算書類検査。適合改正がなされておらず、法文上は第15章とされているが、現在では19章一筆者) またはこれらの規定を補足するために制定された規則の規定に対する違反があったと思料する合理的な理由がある場合または他国との協定に基づくノルウェーの義務を履行するために必要な場合には、裁判所の許可を得て³³⁾、違反の証拠が発見される可能性のある施設、不動産およびその他の保管場所への立ち入りの要求、証拠が保管されていると想定される特別な理由がある場合には家屋への立ち入りの要求、文書その他の情報の写し、電子的手段により保存された情報など、証拠として重要である可能性のある物品を没収し、さらに調査を行うこと、または、事業所、帳簿、事業文書または技術的記憶媒体を調査期間中および必要と認められる限り封印することができる (証券取引法 19-5条 1項)。金融監督庁は、裁判所の証拠確保の決定を実施するため、警察の援助を要請することができる (証券取引法 19-5条 3項)。

詳細レビューの結果に基づいて³⁴⁾、目論見書および財務報告セクションの責任者は、資本市場監

31) もっとも、発見された誤謬が重要であるかどうか、この低い重要性の閾値によって判断されるわけではない。

32) 証券取引法19-2条7項第1文は「第19-1条第2項に規定されている発行体およびその監査人は、第19-1条第2項に基づく検査を実施するために金融監督庁が必要とする発行体の状況に関する情報を、金融監督庁に提供する義務を負う。」と定めている (証券取引法規則17-9条は、「金融監督庁は、証券取引法第15条の2第7項にいう情報について、定められた期間内に口頭または書面による開示を求めることができる。金融監督庁は、技術的に保持された情報および記憶媒体からのプリントアウトを含む書類の提出を求めることができる。」と定めている)。同条8項は、金融監督庁は、発行体、および発行体が決定的な影響力を有する、または発行体に対して決定的な影響力を持つ者に対して、情報を提供し、文書を引き渡す義務を課すことができると定め、同9項は、金融監督庁は、発行体の経営陣に情報提供義務を課すことができると定めている。また、19-7条7項は、金融監督庁は、計算書類検査の対象となる企業に対し、検査を行うために金融監督庁が必要とする文書入手するよう命じることができると定めている。なお、金融監督庁は、命令を発するにあたって履行強制金 (命令に従うまで毎日累積していく過料) を課すことを定めることができる (証券取引法19-10条)。

33) 証拠確保許可の申立ては、金融監督庁が、証拠確保が最も現実的な地域の地方裁判所に提出するものとし、裁判所は命令により許可決定を下す。申立ての宛先となる者には、申立ておよび決定は通知されない。決定に対する不服申立てによっては、この決定の効力は停止されない (証券取引法 19-5条 2項)。裁判所の許可決定前には証拠確保に着手できないので、裁判所の決定を待つ時間がない場合には、金融監督庁は、裁判所の決定が出るまで、証拠がありそうな場所を封鎖するよう警察に要請することができる (証券取引法 19-5条 4項)。

34) この段階では、必要であれば、EECSで新たな問題として議論されたり、会計専門家パネルに連絡されたりしていた (Finanstilsynet (2017a))。

督部の責任者とともに、最終的に発見された誤謬が重大なものかどうかを再度判断する。誤謬の種類と重大性に応じて、対象会社に対しては、①将来における会計処理方法の変更、②状況に関する情報の注記を伴った次の財務諸表における事実の訂正、③証券取引所への通知もしくはその他の方法による訂正の公表または④法令からの逸脱が著しい場合には新たな財務諸表の公表が求められ（証券取引法規則17-8条・17-9条）³⁵⁾、また、この命令に対する対応が遅れることに対しては履行強制金が科される（証券取引法規則17-10条、金融監督法10条2項）³⁶⁾。最終的な決定が下される前に、会社に通知され、当該問題について再度コメントする機会が与えられる（Finanstilsynet (2022b) ; Bellamy (2011) p. 11)。

ESMAが2015年から2016年に行ったピアレビュー（2014年年次計算書類、2015年中間計算書類および年次計算書類が対象）によると、その期間に完了した検査は108件であり、訂正書の公表命令1件、将来の計算書類における訂正命令12件、重要でない逸脱についての書簡送付3件であった（ESMA (2017) p.87）³⁷⁾。

検査手続きは、検査を要約した最終書簡をもって終了する。決定事項は最終書簡に記載される（Finanstilsynet (2022b)）。誤謬が公表された場合、その理由を含む金融監督庁からの最終書簡は、金融監督庁とオスロ証券取引所のウェブサイトで公表される。機密情報も掲載される（Falkenberg Kjøde (2016) p. 9)。たとえば、検査中の双方の重要な主張とその評価（たとえば、Finanstilsynet (2017b)）が含まれている。すなわち、これらの公表物は非常に詳細であり、これにより意思決定プロセスを正確に把握することができる³⁸⁾。また、発見された軽微な誤りについては情報が提供され、誤りが実際に修正されたかどうかを判断するために審査が行われ、終了後に案件はデータベースに登録される（ESMA (2017) paras. 306, 325)。

会社は、手続き終了後3週間以内に、金融監督庁の決定に対して不服を申し立てることができる（Finanstilsynet (2022b)）³⁹⁾。すなわち、財務省は、規則により、証券取引法19-1条2項に基づいて定められた規定に基づいて、または19-1条2項および5項に基づいて定められた規定に基づいてなされた命令に対する不服申立てについては不服審査会が判断する旨を定めることができ（証券取引法19-12条1項）、証券取引法規則17-11条は不服審査会を設置し、不服審査会は、不服申立事件において、不服申立てがなされた決定のあらゆる側面を審理することができるように定めている。

35) 金融監督庁は、ある者が証券取引法の規定またはそれに基づく命令に違反する行為をしていると思量する根拠がある場合には、その者に状況を是正するよう命ずることができ、是正命令には、誤った情報や誤解を招く情報を訂正したりするために必要なあらゆる措置を講ずることが含まれる（証券取引法19-7条1項および7項参照）。

36) 金融監督庁は、報告が大幅に遅れた場合には、当該企業の株券または負債証券の取引を停止することも可能である。罰則を科すことも可能であるが、通常は財務諸表の公表が遅れた場合にのみ科される（Finanstilsynet (2016a) p. 69; Finanstilsynet (2017a) p. 54)。

37) 2015年末における透明性指令の対象となる発行者は261、うち、IFRSを適用している発行者は250であった（ESMA (2017) p.25)。

38) もっとも、多くの企業は、すでに中間報告書の中で、金融監督庁による継続中の調査の可能性について報告している（Falkenberg Kjøde (2016) p. 7)。

39) 不服が申し立てられた事案としては、たとえば、2014年のStatoil ASA事件がある（Finanstilsynet (2015a) p. 60)。

そして、不服審査会の活動には行政法が適用され、財務省は、不服申立期間、不服申立ての内容、不服申立て答弁および口頭審理ならびに不服審査会の構成および活動に関して規定を設けることができる（証券取引法19-12条2項）。これをうけて、証券取引法規則17-12条が定められており、不服審査会は5人の委員で構成され、その委員およびその補欠は4年の任期で財務省によって任命される。委員会には審査会長と副審査会長を置くものとされ、委員会は、高いレベルの会計および法的能力を確保するような方法で構成される。委員とその補欠の両方が出席できない場合には、審査会長は他の補欠の1人を招集するものとされており、不服審査会は、招集された者のうち少なくとも4人が出席した場合に定足数をみたす。審査会長が不在の場合には、不服審査会の議事は副審査会長または委員のうちの1人が主宰する。

また、証券取引法規則17-13条1項は、不服申立事件について、不服審査会では以下の変更および追加を加えた行政法第6章の規定に基づいて審理されるものとするとしている。

まず、不服申立ては書面で提出されなければならない。不服申立てには、不服申立ての対象となっている決定に存在するとされる法律の適用、事実または事件の処理における誤りの完全な説明が含まれるものとする。金融監督庁の決定において根拠とされた事実が不正確または不十分であると主張される場合には、不服申立には不服申立人が根拠とすべきと考える事実の包括的かつ完全な説明が含まれるものとする。そのような説明が前の段階で金融監督庁に提供されている場合は、それを参照することができる。金融監督庁および不服審査会の決定が判断の行使を伴う場合には、不服申立では、不服申立人がそのような判断の行使において重要であるとする要素を指摘する必要がある（同条2項）。

そして、不服審査会は、原則として、不服申立てを受理した際に入手可能な事件資料に基づいて事件を解決する。特別な理由がある場合には、不服審査会は口頭審問の開催を決定することができ、当該事案のどの部分を口頭審問の対象とするかを決定する。不服審査会は、当事者および証人に対し、不服審査会に直接証言するよう求めることができる（同条3項）。なお、不服審査会による事件の準備に関する決定および裁定は、審査会長が行うか、審査会長の権限に基づいて他の委員が行うものとされている（同条4項）。

不服申立処理に関する不服審査会の費用は金融監督庁が負担し、最終的にはノルウェーを本国とする欧州経済領域内の規制市場での取引が認められている譲渡可能証券の発行者間で分担されることになるのが原則である（同条3項）。もっとも、申立ての処理に対して手数料が請求される場合があり、財務省は、手数料が請求される場合、手数料の額およびその徴収に関して規定を設けることができる（同条3項）。これをうけて、証券取引法規則17-14条は、財務省は不服審査会の委員に支払われる報酬を定め、不服審査会の事務局に関する決定を下すものとし、金融監督庁は、不服審査会が不服申立人の不服申立てを支持しなかった場合、不服審査会の委員および事務局への報酬費用、ならびに不服申立てに関連して発生するその他の費用は不服申立人が負担するものと規定することができるとしている。

（3） テーマ別検査

テーマ別検査（tematilsyn）が実施されている。これらは不定期に実施される⁴⁰⁾。たとえば、

40) テーマ別検査が占める割合は、2014年年次計算書類については26%～49%、2015年中間計算書類については0%、2015年年次計算書類については1%～25%であった（ESMA（2017）p.72-73 Table 7）。

2007年には年金債務、2015年には養殖場の財務報告、2017年には代替的業績指標、2020年には上場会社によるサステナビリティ報告、IFRS第9号の下での貸付金の減損の会計、代替的業績指標に対するIFRS第16号の利用など、2021年には監査委員会と監査人の重要性の閾値およびIFRS第16号リリース、2022年には気候変動関連情報報告について行われた (Finanstilsynet (2008) p. 53; Finanstilsynet (2016a) p. 69; Finanstilsynet (2018) p. 60; Finanstilsynet (2021) p.28; Finanstilsynet (2022a) p.29; Finanstilsynet (2023) p.28)。企業には回答が義務付けられている、報告実務に関する質問が送付され、その回答が評価された上で、誤りのリスクが高い企業を識別するために使用され、その結果、詳細な調査が行われることもある。なお、テーマ別検査の対象企業数は大きく変動する。2015年は上場会社6社のみが対象とされたが、2017年の代替的業績指標に関するテーマ別検査は、ノルウェーで計算書類検査の対象となるすべての企業に接触した (Finanstilsynet (2015b) p. 4; Finanstilsynet (2016a) p. 69; Finanstilsynet (2017c) p. 8)。

なお、プレクリアランスは行われていない (Berger (2009) p. 610)。

(3) ESMA (2017) による評価

評価グループによる評価によれば、金融監督庁は、そのエンフォースメントシステムを、専門家を活用して国内市場の特徴やセクター構成に効果的に適合させている。この専門知識により発行者の財務諸表における詳細な認識と測定の問題について、その適否を問うことが可能になっている。認識と測定の問題に関して、質の高い綿密な審査が行われ、これは非常に称賛に値するものであり、よい実務であると考えられるが、評価グループは、開示と表示の問題についても実効的な検査の一部として、その優先順位を下げるべきではないとも考えている。机上レビューは、重要な測定や評価の問題を特定することだけを目的とすべきではなく、財務諸表の表示における改善点を識別することも目的とすべきである。

また、発行体が金融監督庁に財務諸表、監査意見、コーポレート・ガバナンス構造に関する情報を、提出後、ファイルに抽出され、財務報告エンフォースメントチームが容易に管理できるように構造化されたフォーマットで金融監督庁に提出するシステムがあるが、評価グループとしては、このツールは、採用されているリスク閾値に基づいて、あまりにも多くの発行体を捕捉しているため、再調整が必要であると考えている。ノルウェーの選定モデルには、ノルウェーに上場しているすべての発行体を10年に1回は検査の対象とするローテーションが含まれているが、2014年と2015年には検査の対象となった発行体のうち、ローテーション・アプローチによって選定されたものはなく。対象となった発行体はすべて、リスクベースの選定アプローチ、ESMAエンフォースメント優先項目またはIPOに基づいて選定され、金融監督庁が適用されている選定モデルの健全性を評価できるような複合的アプローチ (リスクとローテーション) は無視されていた。重要な問題が発生した場合に、金融監督庁は、12件の将来の財務諸表における訂正と1件の即時訂正書の公表を求めているが、評価グループは、とりわけ、測定および/または認識について違反が発見された場合には、金融監督庁によるエンフォースメント上の権限の行使と訂正書の公表がより頻繁に用いられるべきであると考えているとした (ESMA (2017) paras. 75-79)。

なお、ESMA (2023) によると、2023年第4四半期にはESMAガイドラインに完全に準拠する予定であるとされている。

Bellamy, Anne Merethe (2011) *Avdeling for regnskaps- og revisortilsyn* <<https://www.uio.no/>

studier/emner/jus/jus/JUR5801/v11/undervisningsmateriale/studenter_%2013.%20
mai_2011.pdf>

ESMA (2017) *Peer review on Guidelines on enforcement of financial information*

ESMA (2023) *Compliance table on the Guidelines on the enforcement of financial information*

<https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-67-802_compliance_table_-_amended_guidelines_on_the_enforcement_of_financial_information_.pdf>

Falkenberg Kjøde, Christian (2016) *Finanstilsynets regnskapskontroll erfaringer fra 10 år*

<<https://docplayer.me/36982027-Finanstilsynets-regnskapskontroll-erfaringer-fra-10-ar-christian-falkenberg-kjode-seksjonssjef-prospekter-og-finansiell-rapportering.html>>

Fédération des Experts Comptables Européens (2001) *Enforcement mechanisms in Europe: A Preliminary Investigation of Oversight Systems*

Finansdepartementet (2002) St.meld. nr. 8 (2002-2003) Kredittmeldinga 2001 <<https://www.regjeringen.no/contentassets/3603e847c85d45838e88537ef45a5267/nn-no/pdfs/stm200220030008000dddpdfs.pdf>>

Finanskomiteen (2002) Innst. S. nr. 88 (2002-2003) Innstilling frå finanskomiteen om Kredittmeldinga 2001 <<https://www.stortinget.no/globalassets/pdf/innstillinger/stortinget/2002-2003/inns-200203-088.pdf>>

Finanstilsynet (2006) *Annual report 2005*

Finanstilsynet (2007) *Annual report 2006*

Finanstilsynet (2008) *Annual report 2007*

Finanstilsynet (2009) *Annual report 2008*

Finanstilsynet (2010) *Annual report 2009*

Finanstilsynet (2011) *Annual report 2010*

Finanstilsynet (2012) *Annual report 2011*

Finanstilsynet (2013) *Annual report 2012*

Finanstilsynet (2014) *Annual report 2013*

Finanstilsynet (2015a) *Annual report 2014*

Finanstilsynet (2015b) *Rapport fra tematisyn – oppdrettsforetak* <<https://www.finanstilsynet.no/nyhetsarkiv/nyheter/2015/rapport-fra-tematisyn-oppdrettsforetak/>>

Finanstilsynet (2016a) *Annual report 2015*

Finanstilsynet (2016b) *Statement from the Advisory Expert Committee on Accounting Issues*

Finanstilsynet (2017a) *Annual report 2016*

Finanstilsynet (2017b) *Review of financial reporting – Gaming Innovation Group Inc.* <<https://www.finanstilsynet.no/en/news-archive/inspection-reports/2017/review-of-financial-reporting-gaming-innovation-group-inc/>>

Finanstilsynet (2017c) *Tematisyn om alternative resultatmål* <<https://www.finanstilsynet.no/nyhetsarkiv/nyheter/2017/tematisyn-om-alternative-resultatmal/>>

Finanstilsynet (2018) *Annual report 2017*

Finanstilsynet (2019) *Annual report 2018*

Finanstilsynet (2020) *Annual report 2019*

- Finanstilsynet (2021) *Annual report 2020*
- Finanstilsynet (2022a) *Annual report 2021*
- Finanstilsynet (2022b) *Financial reporting. Supervision* <<https://www.finanstilsynet.no/en/supervision/financial-reporting2/>> (Last updated: 11 September 2023)
- Finanstilsynet (2022c) *Guidance KRT 1003 - Reporting from entities subject to financial reporting oversight* <<https://www.finanstilsynet.no/contentassets/78f8eac8023f4675bd3295a0826802f6/krt-1003-2022-veiledning.pdf>>
- Finanstilsynet (2023) *Annual report 2022*
- Gravir, Gaute S./ Svae, Tine [2014] Finanstilsynet - erfaringer og forventninger til de børsnoterte selskapers finansielle rapporter, *Praktisk økonomi & finans*, vol.30, issue 4: 308-318
- Kredittilsynet (2005) *Annual report 2004*
- Moss, Nina (2010) *Integrated supervision in Norway: Organisational structure, history and experiences* <<https://www.finanstilsynet.no/contentassets/9fe7adfa323b46389092486d7e943f73/integrated-supervision-in-norway-organisational-structure-history-and-experiences.pdf>> (Last updated: 11 February 2020)
- Regnskapslovutvalget (2003) NOU2003: 23 Evaluering av regnskapsloven <<https://www.regjeringen.no/contentassets/80888540611844b1bb4ae5d2b237ed6a/no/pdfs/nou200320030023000dddpdfs.pdf>>
- Sanksjonsutvalget (2003) NOU 2003:15 Fra bot til bedring— Et mer nyansert og effektivt sanksjonssystem med mindre bruk av straff
- Steffensen, Emil R. (2011) *Supervision and macroeconomic surveillance in Norway* <<https://finansstilsynet.no/contentassets/abad3b623b0b44e696af68ec22e884b8/apra-supervision-and-macroeconomic-surveillance-in-norway.pdf>> (Last updated: 11 February 2020)
- Trott, Anselm Sebastian/Geiger, Hans (2006) *Integriert Finanzmarktaufsicht im internationalen Vergleich*, Universität Zürich, Institut für schweizerisches Bankwesen, Working Paper No. 42 <<https://www.econstor.eu/bitstream/10419/76037/1/515452068.pdf>>
- 弥永真生 (2006) 「会社の計算と外部的エンフォースメント (1)」筑波ロー・ジャーナル 20号: 205-236頁

3 デンマーク

(1) 2001年改正前

1981年計算書類法⁴¹⁾の1994年改正前63c条は、「商業・会社庁は、公開有限責任会社法、非公開有限責任会社法、商事財団法または会計法の規定に対する明白な違反を確認する (konstatere) ために、受領した年次計算書類、連結計算書類、年次報告書および関連する監査報告書を調査するこ

41) Lov om visse selskabers aflæggelse af årsregnskab m.v. (Lov nr 284 af 10/06/1981) .

とができる (kan undersøge)」と定めていたが⁴²⁾、1994年改正⁴³⁾により、商業・会社庁は計算書類等を調査するものとされた。すなわち、改正後63c条は以下のように定めた。

第63c条 商業・会社庁は、本法（計算書類法—引用者）、公開有限責任会社法、非公開有限責任会社法、商事財団法または会計法の規定に対する明白な (åbenbare) 違反を確認するために、受領した年次計算書類、連結計算書類、年次報告書および関連する監査報告書の無作為抽出とその調査を実施するものとする (skal foretage en stikprøvevis udtagelse og undersøgelse)。

第2項 商業・会社庁は、第1項に記載の法令の遵守を確保するために指示を発することができる。商業・会社庁は、それらの法令に対する違反を指摘し、誤謬の訂正を命じ、それらの法令に対する違反を止めることを命ずることができる。

第3項 商業・会社庁は、会計審議会を設置し、会計審議会は、商業・会社庁と一般的会計事項について協議することができる。議事進行および事務局機能は、商業・会社庁が担当する。

また、64条は、以下のように規定した。

64条 産業大臣は、本法（計算書類法—引用者）に基づく年次計算書類等の提出および公開に関する規則を定めるものとする。年次計算書類等の写し、商業・会社庁のコンピュータ化されたシステムの利用、および支払遅延の場合の督促等に対して、産業大臣の定める規則に従って手数料が支払われるものとする。産業大臣は、計算書類法の執行および関連する調査活動、資本の欠損、株主に対する貸付金などに関する会社法規定の執行、および手数料が設定されていないサービスにあてるための年次手数料の支払いに関する規則を定めるものとする。

第2項 商業・会社庁は、会社またはその監査人に対し、本法、公開有限会社法、非公開有限会社法、商事財団法または会計法の規定に違反があったかどうか、または違反が止んだかどうかを判断するために必要な情報を要求することができる。商業・会社庁はまた、会社の定款が遵守されているかどうかを判断するために必要な情報を要求することができる。

第3項 会社の取締役会、執行役員会もしくは類似の任務を有する機関または外国会社の支店の支店長が

1) 第62条第1項から第3項まで、第62b条、第63a条または第64条第1項に従って定められた規定に従った書類を適法に提出すること、または、

2) 商業・会社庁が発した命令に従うこと（第63c条第2項参照）を怠った場合には、商業・会社庁は、履行強制措置として、当該機関の構成員または支店長に対して日次または週次の罰金を課すことができる。当該機関の構成員、支店長または会社の監査人が、第2項に従って情報を提供しなかった場合も同様である。履行強制のための罰金は国庫に帰属し、差押権の対象となる。

この改正について、法案理由書では、以下のように説明されていた (Industriministerie (1993) Bemærkninger til lovforslagets enkelte bestemmelser Til § 1, Til nr. 3)。

法令遵守を確保するための手段の一つとして、第63c条第1項を改正し、計算書類法、会社法、会計法および商業財団法に対する明白な違反を検出するために、商業・会社庁に、受領した年次計算書類等から無作為抽出して調査する義務を課すことが提案されている。これは、商業・会社庁の

42) この規定は、1992年改正 (Lov om ændring af lov om visse selskabers aflæggelse af årsregnskab m.v. [Lov nr 1059 af 23/12/1992]) によって創設された。

43) Bekendtgørelse af lov om visse selskabers aflæggelse af årsregnskab m.v. (Lovbekendtgørelse nr 574 af 24/06/1994)。

一般的な調査権を定める現行の第63c条の拡張である。

商業・会社庁による無作為抽出と調査は、たとえば金融監督庁などが行っている実質的な (egentlig) 監督ではなく、また、実質的な監督であるべきではない (ikke skal være) ため、問題の計算書類が違反の有無について全面的な調査の対象となることはない。それは、関連する法律に対する明白な違反、すなわち提出された年次決算書などを確認することで即座に把握可能な事実を明らかにするものでしかない。たとえば、特定の情報を提供しなければならないという直接的な法的要求事項がある場合には、明白な違反が存在する。一方、違反が疑われる場合、その適法性を明らかにするために、計算書類以外の書類を精査したり、実際に証拠を提示したりする必要がある場合は、明白な違反とは言えない。

この提案は、企業が法定要求事項を満たすことは企業経営者の責任であり、それがなされていない場合には監査報告書において必要な除外事項を付すことが監査人の義務であるという基本的な事実を変更するものではない。

商業・会社庁は、無作為調査に加えて、他の方法によっても、受領した年次計算書類等を選定し、調査することができる。とりわけ、年次計算書類等の受領に関連して、監査人による除外事項の付与または監査人の報告書に関連する不備を発見した場合には、この可能性がある。また、商業・会社庁が過年度の年次報告書等の受領に関連して不備を発見した場合、またはその他の方法で商業・会社庁が年次報告書等の違反を認識した場合にも、対象とすることが検討される可能性がある。

新たに設けることが提案されている第2項の文言では、商業・会社庁は、法令遵守を確保するために最も適切な対応を選択することができるとしている。有限責任会社法118条（非公開有限責任会社法87条）に規定されているように、違法状態を是正するための商業・会社庁の措置は、具体的な指示から、観察された違反の是正要求、場合によっては強制解散に及ぶ可能性があり、また、計算書類法65条および有限責任会社法160条から161条まで（非公開有限責任会社法130条から131条まで）に規定されているように、一定の違反に対して罰金が科される可能性がある。提案されている規定では、些細な違反についてはまったく告発しないという可能性も認められている。ほとんどの計算書類法違反は、直ちに是正を要求し、訂正計算書類等を公表することが合理的でないような性質のものである。

商業・会社庁の会計分野における情報提供および指導の強化の一環として、第(3)項では、監査人および会計・会社法分野のその他の利害関係者が代表を務める会計審議会の設立を提案している。商業・会社庁は、法改正を検討する際や、行政命令や一般的ガイドラインを作成する際に、会計審議会に諮問することができる。ただし、会計審議会が特定の計算書類の内容等について見解を示すことは意図されていない⁴⁴⁾（以上について、Industriministerie (1993) Bemærkninger til lovforslagets enkelte bestemmelser Til § 1, Til nr. 3)。

また、第64条第1項第3文に、商業・会社庁の年次手数料徴収の権限と根拠を明記することが提案されている。年次手数料は、計算書類法の執行および関連する調査活動にかかる商業・会社庁の費用に相当するものでなければならない。同様に、たとえば、資本の欠損、株主に対する貸付金など、年次計算書類から明らかになる可能性のある違反行為といった会社法の規定の執行のための商業・会社庁の費用も含まれる。そして、年次手数料は、価格設定されていない変更（現在のところ、会社名、登録事務所、会計年度、監査人、住所の変更）に関する商業・会社庁における登記のため

44) すなわち、会計審議会に対する意見照会 (pre-clearance) は想定されていなかった。

の費用の財源となる。

第64条第2項で提案されているのは、計算書類法違反の有無や違反が止んだかどうかを把握するために、商業・会社庁が会社の監査人から情報を入手する権限を有するものとするものである。会社法および会計法の遵守状況を調査する場合には、商業・会社庁は現行法の下で監査人から情報を入手する権限をすでに有しているから、この提案は、調査権が計算書類法違反も含むようになったという事実の当然の帰結である。

当然ながら、商業・会社庁は必要な場合にのみこの権限を行使する。商事財団法の経験から、大半の場合、監査人が証明した必要な情報を提供する意思が会社の経営者自身にあるため、会社の監査人から直接情報を頻繁に入手する必要はないことが明らかになっている。

ヨーロッパ人権条約第6条によれば、すべての人は、「自己に対する刑事責任を決定するために、法律により設置された独立かつ公平な法廷により、合理的な期間内に、公正かつ公開の審理を受ける権利」を有する。この規定は、公正な裁判を受ける権利の原則を表現したものである。欧州人権裁判所は、多くの判決で条約第6条の正確な範囲について検討を加えてきたが、Funke v. France 事件 (82/1991/334/407)⁴⁵⁾ において、何人も自分自身にとって不利な証拠を提出するよう命じられることはないことなどから、情報提供義務の法的強制は条約第6条に違反すると判断した。

このような背景をもって、商業・会社庁は、その者から情報を入手しようとする者によって犯罪が行われ、その犯罪が警察への通報につながるということが予想されるという合理的な疑いがある場合には、個々の事案について具体的な評価を行った上で、情報を要求する権限を行使せずに、計算書類法に基づくエンフォースメントを実施する予定である。このような場合、商業・会社庁は、第64条第3項に基づいて履行強制の手段として罰金を用いることも控える。このような犯罪の疑いがあり、さらなる情報が必要な場合、事件は警察に引き渡され、警察は司法行政法の規定を適用することができる。

多くの違反は軽微なものである可能性が高いため、今後同様の違反を回避するためのガイダンスを提供するか、次の年次計算書類において是正を求めることで十分であろう。しかし、その他の違反は、早急な是正を必要とする性質のものであろう。もっとも、商業・会社庁は現在、年次計算書類などが期限内に提出されない場合、責任を負っている機関の構成員に対して、履行強制のための罰金を科す可能性を有している。

他の関連法規の遵守を促進するため、商業・会社庁が第63c条第2項に基づき、経営機関の1人または複数の者に対し、計算書類法に対する違反の停止を命じた場合にも、履行強制手段としての罰金を科す権限を商業・会社庁に付与することが提案されている(64条3項)。この規定に基づき、商業・会社庁は計算書類法違反を企業が是正しなかった場合にも履行強制手段としての罰金を科す権限を有することになる。履行強制手段としての罰金を科すことができる場合が拡大されたことによって、責任を負っている機関は、企業の一般公衆に対する義務を優先させる気になるはずである(以上について、Industriministerie (1993) Bemærkninger til lovforslagets enkelte bestemmelser Til § 1, Til nr. 4)。

他方、コペンハーゲン証券取引所は、上場会社に対するエンフォースメント機能を果たしていた。すなわち、目論見書、仮決算および中間計算書類がEC指令などの法的要求事項に準拠しているかどうかを確認していた。また、上場申請があると、キャッシュフロー計算書や通常監査済みの年次

45) <<https://hudoc.echr.coe.int/app/conversion/pdf/?library=ECHR&id=001-57809&filename=001-57809.pdf>>.

計算書類または中間計算書類などが証券取引所の規則に準拠しているかどうかを確かめていた。すべての要素が報告書に含まれ、特定の問題に対処しているかどうかの公式なチェックとして実施され、年次計算書類には、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、注記、連結計算書類、年次報告書などの必要な項目が含まれていることが確認されていた (Fédération des Experts Comptables Européens (2001) p.25)。

(2) 2001年計算書類法

2001年計算書類法⁴⁶⁾は、以下のように定めた。

159条 企業・会社庁は、本法、会計法、有限責任会社法、非公開有限責任会社法、特定の営利企業に関する法律、商事財団法、国家公認監査人に関する法律および登録監査人に関する法律の規定に対する明白な違反を確認するために、受領した年次報告書およびそれに関連する監査報告書、年次報告書の代わりに提出される適用除外申告書等ならびに国有有限責任会社の半期報告書を無作為抽出し調査するものとする。

第2項 企業・会社庁は、年次報告書等を調査対象として選定する際に、その他の基準を用いることもできる。

160条 企業・会社庁は、会社、その経営者または監査人に対し、第159条第1項の規定、上述の法令および会社の定款に対する違反があったかどうか、または違反が止んだかどうかについての判断に必要な情報を要求することができる。

161条 第159条第1項の遵守を確保するために、企業・会社庁は以下を行うことができる。

- 1) 指示を発する
- 2) 違反を告発する
- 3) 誤謬を是正することおよび違反を止めることを命じる

2001年法案理由書 (Erhvervsministeriet (2001)) では、1993年法案説明書と多くの点で共通する説明が加えられていた。

すなわち、159条については、1994年に導入された商業・会社庁による会計調査に関する現行の計算書類法第63c条第1項が定める規律を明確化し、一定の変更を加えた上で踏襲するものであるとされていた。この規定は、商業・会社庁に対して、受領した年次報告書および対応する監査報告書の無作為抽出と調査を実施する義務を課しているが、この目的は、法令に対する明白な違反を検出することであるとしていた。そして、明確化という観点から、法案では、特定の営利企業に関する法律、国家公認監査人に関する法律、登録監査人に関する法律など、検査の対象となる法律を明示的に列挙した。これらの法律は、現行の第63c条1項では明示的に列挙されていないが、特定の営利企業に関する法律第18条にある計算書類法への言及や計算書類第8章aの監査に関する諸条項の解釈によって対象に含まれると解されてきた。他方、現行法と比較して、調査義務は、国有有限責任会社から受領する半期報告書や年次報告書の代わりに提出される適用除外申告書等にも拡大されている。

しかし、規律の変更は提案されていないとし、たとえば金融監督庁のような提出された年次報

46) Lov om erhvervsdrivende virksomheders aflæggelse af årsregnskab m.v. (årsregnskabsloven) (Lov nr 448 af 07/06/2001) .

告書に対する実質的な監督を行うべきではないという考え方は変わっていないとした。現行の第63c条第(1)項によれば、これは無作為抽出と調査に過ぎず、すべての違反について完全な調査を行うわけではなく、当該法令に対する明白な違反を確認することを目的としている。明白な違反とは、提出された年次計算書類等(年次報告書)を確認することで直ちに判明する事項を意味する。たとえば、直接的な法的要求事項に従って計算書類に記載されなければならない特定の情報が計算書類から欠落している場合は、明白な違反である。他方、法律違反があるかどうかを判断するために、計算書類以外の書類や実際の証拠を精査する必要がある場合には明白な違反ではない。

商業・会社庁は、現行法の下でも法案の下でも、提出された年次計算書類や年次報告書を承認する権限は有していない。監査人が監査済みの年次報告書の中で問題を取り上げていないとしても、提案されている規律によれば、監査報告書において必要な注意喚起を行う義務を監査人が免れないのと同様に、このことは、会社の経営者が会社の法令遵守に対する責任を免れることにはならない。

第2項では、無作為の調査に加えて、受理した年次報告書等を取り出して調査する一般的な権限も有するという明示的な規定を挿入することが提案されている。この権限は現行の計算書類法には明記されていないが、解釈によって推認することができる。とりわけ、年次報告書の受領に関連して、監査報告書に監査人による除外事項の記載や関連する欠陥を発見した場合には、第2項が定める権限に基づいて調査対象とする可能性がある。さらに、過年度の年次報告書の受領に関連して不備が確認された場合またはその他の方法で当該年次報告書の違反に気づいた場合にも、商業・会社庁が調査対象とすることがある。ただし、商業・会社庁は苦情処理機関として行動してはならないとされている。

160条についても、現行の計算書類法第64条第2項と、商業・会社庁の情報入手に関する第(3)項第2号とを踏襲するものとされている。この規定は、商業・会社庁が第159条第1項の規定および会社の定款に対する違反があったかどうか、または違反が止んだかどうかを確認するために必要な情報を、会社またはその監査人から入手する機会を商業・会社庁に与えるものとされている。

そして、商業・会社庁は、ほとんどの会社は監査人が証明した必要な情報を商業・会社庁に提供しようとすることを経験しており、商業・会社庁が会社の監査人から直接情報を得る必要が生じることはまれであるとし、商業・会社庁は、必要な場合にのみこの権限を行使するとしている。

また、商業・会社庁はまた、情報収集が「公正な裁判」を受ける権利の原則に関する人権条約第6条に抵触してはならないことも認識している。そのため、商業・会社庁は、現行の計算書類法に従い、情報提供が求められる対象となる者に犯罪行為があるとの十分な根拠をもった疑いがある場合には、個々の事案について具体的な評価を行った上で情報を要求する権限を適用しないよう、エンフォースメント体制を整えている。すなわち、情報提供が求められる対象となる人物に犯罪行為があるとの十分な根拠をもった疑いがあり、かつその関係が警察への通報につながる事が予想される場合には、商業・会社庁は情報提供の要求権限を行使しない。そして、このような場合には、商業・会社庁は第162条に基づく履行強制のための罰金をその者に適用することも差し控える。そのような犯罪の疑いがあり、さらなる情報を必要とする場合には、事件は警察に委ねられることになり、警察は司法行政法の規律に従って情報を入手することができる。法案理由書では、この実務は新法でも維持されると指摘された。

161条については、この規定は、現行の計算書類法の第63c条第2項の規定を踏襲するものであ

るとされ、企業やその他の利害関係者にとって、法令違反を止めさせることは重要であることから、この規定では、発見された違反行為の性質と重大性に依拠して、企業に適用できるさまざまな対応を認めており、軽微な違反の場合には告発されないこともあるとされている。

そして、法案理由書では、商業・会社庁の経験によれば、年次計算書類に関する法令違反のほとんどは、直ちに是正し、訂正年次報告書を公表することを要求することが合理的でないような性質のものであるから、場合によっては、次の会計期間の年次報告書において当該違反を是正しなければならぬという商業・会社庁からの要求と組み合わせた指示が適切な対応となることが多いと指摘されている。

(3) 2004年改正

EUにおける国際会計基準の導入と財務情報エンフォースメントに関するESMA基準を背景として、2004年改正⁴⁷⁾では計算書類に関するエンフォースメントについて大きな変更が加えられた。証券取引法が改正されたほか、計算書類法第159条が改正され（引用者が追加部分について下線付加）、第159a条が追加された。すなわち、上場会社を含め、金融監督庁の監督の対象とされる企業の財務情報については金融監督庁がエンフォースメントを行い、それ以外の企業の財務情報については企業・会社庁がエンフォースメントを行うこととされた。

<p>159条 企業・会社庁は、本法、会計法、有限責任会社法、非公開有限責任会社法、特定の営利企業に関する法律、商事財団法、国家公認監査人に関する法律および登録監査人に関する法律の規定に対する明白な違反を確認するために、受領した年次報告書およびそれに関連する監査報告書、年次報告書の代わりに提出される適用除外申告書等ならびに国有有限責任会社の半期報告書および上場会社の中間報告書を無作為抽出し調査しなければならない。ただし、上場会社については、年次報告書および中間報告書の財務情報に関する基準および規則の遵守の検査 (kontrol) は、証券審議会 (Fondbørserådet) が行うものとする。</p> <p>第2項 企業・会社庁は、年次報告書等を調査対象として選定する際に、その他の基準を用いることもできる。</p>

なお、改正後の証券取引法 (Lov om værdipapirhandel) 83条2項および3項は以下のように規定した。

<p>83条 第1項 (略) 第2項 証券取引所への上場もしくは取引が認められている有価証券の発行体、またはその有価証券が公認市場で取引されている発行体については、証券審議会は、金融業法第183条から第193条まで、ならびに、投資組合および特別目的組合ならびにその他の集団投資スキーム等に関する法律第55条から第65条までの年次報告書および中間報告書の財務情報に関する規則の遵守状況を検査するものとする (skal ...kontrollere)。証券審議会はまた、金融業法第196条、投資組合および特別目的組合ならびにその他の集団投資スキーム等に関する法律第68条および計算書類法に従って発せられた規則の遵守を検査し、国際会計基準の適用に関する2002年7月19日付欧州議会</p>

47) Lov om ændring af lov om værdipapirhandel m.v., lov om finansiel virksomhed, lov om erhvervsdrivende virksomheders aflæggelse af årsregnskab m.v. (årsregnskabsloven) med flere love (Lov nr 491 af 09/06/2004) .

および欧州閣僚理事会規則（EC）第1606/2002号の規定の遵守を検査するものとする。これに関連して、証券審議会は、金融業法第197条、投資組合および特別目的組合ならびにその他の集団投資スキーム等に関する法律第69条および計算書類法第159a条に基づき金融監督庁に付与された権限を行使する。金融監督庁および商業・会社庁は、証券審議会の事務局を務め、これに関連して証券審議会を代理する。

第3項 第2項に基づく年次報告書および中間報告書の財務情報に関する規則の遵守に関する証券審議会によるエンフォースメントに関して、証券審議会は、第87条第1項から第3項までおよび第6項において金融監督庁に付与された権限を有する。ただし、第83b条第3項および第4項を参照。

第4項～第8項（略）

法案理由書では、この法案の目的は、投資家保護の強化の一環として、証券取引所に上場したまたは証券取引所において取引が認められている有価証券、または公認市場で取引されている有価証券の発行体（上場企業等）に対して会計エンフォースメント（regnskabskontrol）を実施することであるとされている。そして、会計エンフォースメントの確立はデンマーク法における革新（ennyskabelse i dansk ret）と述べられている。

上場企業等の会計エンフォースメント（報道では「証券取引所警察（Børspolitiet）」と呼ばれるもの）は、公衆に開示される発行会社の財務情報が、会計規則や国際会計基準を含む適用される要求事項に準拠しているかどうかを公的にエンフォースすることを提案するものであるとし、改正法案は、証券審議会を、上場企業等の年次報告書および中間報告書における財務情報に関する要求事項の遵守を監視する公的機関として任命することを提案するものであると説明している。そして、この監督を行うにあたり、証券審議会は、独自に規則を発行する権限を除き、現行法で認められている権限を有し、他方で、金融監督庁は全般的な独立機関としての証券審議会とともに、年次報告書や中間報告書以外の文書における財務情報の要求事項への発行体の遵守を監督しなければならないとすることが提案された。

CESRの財務情報に関する基準第1号（以下、CESR基準）⁴⁸⁾——デンマークは法的にはこれに従う義務はないと指摘しつつ（Foketingsåret 2003-04, Tillæg A (915), s.7323）——によれば、加盟国における財務情報エンフォースメントは十分な権限とリソースを持つ独立した所轄行政庁によって実行されなければならない、独立性とは、当該行政庁が政府からだけでなく、発行者、監査人その他の利害関係者からも独立していなければならないことを意味し、独立した所轄行政庁は、適切なエンフォースメント手続きの確立と実施に対して最終的な責任を負うものとされていると指摘し、また、検査は、その委託先の組織が基準に従って検査を実施し、前述の行政庁の監督下であり、当該行政庁に対して責任を負っている場合に限り、全部または一部を委任することができることとされていることを紹介している。その上で、エンフォースメントは、個々の加盟国が上場企業の財務情報のエンフォースメントのための現在の構造に関連して何が最も適切であると判断するかに応じて、加盟国において、それぞれ構築されるが、エンフォースメント（財務情報の検査および違反行為に対する対応）は、実際に誰が実施するかに関係なく、同じようになされるべきであるとCESR基準ではされているという背景が法案理由書では示された。

この法案では、現在のデンマークの財務情報エンフォースメント構造が出発点となっているが、

48) Standard No. 1 on Financial Information- Enforcement of Standards on Financial Information in Europe (2003).

このエンフォースメントは規則とCESR基準に準拠するように拡張され、相互接続されているとしたうえで、まず、原則主義的な性質の事件、不服申立てがなされる事件、そして、場合によっては公的部門がいわゆるコールイン（任務を別の主体に委任した主体が、その任務や事件を自己が検討するために取り戻すこと）を用いることができる必要がある事件を含むことがありうるため、私法上の組織へのエンフォースメントの全部または部分的な委任をする場合には、おそらく、より複雑なエンフォースメントシステムを構築する必要があるという結果になるであろうとした。そして、現時点では、エンフォースメントを実施できる私法上の組織はなく、そのような体制をどのようにしたら設けることができるかについてのより詳細な提案は存在しない。したがって、私法上の組織の構造、構成および独立性ならびに不法行為法や法的安全性の観点から考慮すべき事項に関して未解決の重大な問題が存在するため、IAS規則⁴⁹⁾が適用され、会計エンフォースメントを確立しなければならない2005年1月1日までにそのようなモデルを実効的に確立することは困難であろうとの判断を示した。

他方、法案理由書では、以下のように述べた。すなわち、法案で選択されたモデルは、すべてのエンフォースメントを公的に行うことによって、単純なエンフォースメント構造および既存の権限および苦情処理システムの活用を確保し、損害賠償法上の考慮すべき事項が明確化される。すなわち、年次報告書および中間報告書に含まれる財務情報に対する企業の遵守を監督する独立した管轄行政庁として証券審議会⁵⁰⁾を任命することが提案されている。これに関連して、証券審議会は、

49) Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, OJ L 243, 11.9.2002, p. 1.

50) この改正法案では、証券審議会の構成を変更することとされた。すなわち、証券取引法84条を以下のように改正することとされた。

84条 経済産業大臣は、14人の委員で構成される証券審議会を任命する。審議会は次のように構成される。

- 1) 経済の専門知識を有する会長。
- 2) 法律の専門知識を有する副会長。
- 3) 理論的な会計の専門知識を有する委員。
- 4) 資本市場に関する理論的専門知識を有する委員。
- 5) デンマーク国立銀行が指名する経済金融の見識を有する委員。
- 6) 消費者代表として、消費者審議会とデンマーク株主協会が共同で指名する者2名。
- 7) 住宅ローン債券以外の証券の発行者の代表として、デンマーク産業連盟、デンマーク船主協会および関連利害団体であるHTS（貿易・運輸およびサービス）が指名する者2名。
- 8) 住宅ローン債券発行者の代表として、住宅ローン信用審議会が指名する者。
- 9) 証券業者の代表として、金融審議会と投資協会審議会が共同で指名する者。
- 10) 証券業者の代表として、証券業協会が指名する者。
- 11) 機関投資家の代表として、保険・年金協会（Forsikring og Pension）、企業年金基金協会、被用者補足年金（Arbejdsmarkedets Tillægspension）および賃金労働者物価スライド基金（Lønmodtagernes Dyrtdsfond）が共同で指名する者。
- 12) 監査人の代表として、国家公認監査人協会が指名する者。

これについて、法案理由書では、現在の証券審議会委員の構成は、1995年に証券審議会が設立された当時の証券市場の状況を反映している。したがって、現在の証券審議会委員の大半は、投資家、発行体および証券取

現行の証券取引法において審議会に与えられている権限を維持し、あらゆる場合に決定を下し、たとえば企業に補足情報を提供し、または不十分もしくは不正確な情報を十分かつ正確な情報に置き換えることを命ずることにより、または会社を警察に通報することによって、ルールの不遵守に対するエンフォースメントを実施する。

また、金融監督庁および商業・会社庁が会計エンフォースメントとの関連では証券審議会の並行事務局として機能することも提案されている。このモデルが選択されたのは、金融企業に関しては金融監督庁、非金融企業に関しては商業・会社庁という二つの機関にすでに蓄積されている⁵¹⁾ 会計分野の専門知識を活用することが適切であると考えられるからである。このモデルでは、証券審議会を全般的な監督当局としたうえで、2つの事務局が日常的なチェックと証券審議会の決定に向けた準備を行うという単純なエンフォースメント体制が構築される。

年次報告書および中間報告書以外の文書に記載される財務情報（開示義務に関する規則に従った証券取引所における公表や目論見書を含む）については、証券取引法の規定および同法に基づき発せられる規則に当該情報が準拠していることを確認する責任を金融監督庁が負うことが提案されている。ただし、この分野では、証券審議会の役割が変更され、同審議会は、将来的には、証券市場のプレーヤーにとって基本的な性質または広範囲に及ぶ重要性のある案件について決定を下すことになるため、証券審議会も全般的な権限を有することになる。

法案理由書によると、改正法案では、デンマークの既存の会計エンフォースメント制度と既存の開示要求事項や目論見書のエンフォースメント制度とをリンクさせ、全体的な原則レベルでは、有価証券が証券取引所への上場や取引が認められている発行体や公認市場で取引されている発行体のすべての文書に記載されている財務情報や、そのような発行体の目論見書に記載されている財務情

引業者を通じて証券市場における事業上の利害を代表している。しかし、証券市場の構造の発展により、このような3つのグループの分離は以前ほど明確ではなくなっている。そのため、委員構成を変更する必要がある。同時に、将来的には証券審議会が、証券取引法の全領域、ひいてはインサイダー取引や相場操縦（市場濫用）の領域における総括的な当局として機能することが提案されている。これは個人についての機微を要する分野（personfølsomt område）であり、そのような事案についての決定には関係者の利害のバランスが確保されなければならない。そこで、証券審議会の構成を変更することにより、審議会に代表される利害のバランスを確保することが提案されていると説明された。会計エンフォースメントを証券審議会の所轄とすることとの関係では、「現在、証券審議会には、会計上の利害を個別に代表したり保護したりする委員は含まれていない。今後、証券審議会は独立した権限として、年次報告書や中間報告書に記載される財務情報に関する特定の企業のコンプライアンスをエンフォースすることになるため、そのような事項に関する必要な専門知識を確保する必要がある。このような背景から、今後、証券審議会には会計の専門知識を有する委員を2名置くことが提案されている」と指摘された。

51) 上述のように、計算書類法 159 条は、商業・会社庁に計算書類法に従って年次報告書を提出する企業の年次報告書をサンプルベースで、とりわけ、計算書類法、会社法および監査法の規定に対する明白な違反がないかどうかを調査しなければならなかった。他方、金融企業に対する一般的な監督の一環として、金融監督庁は、金融企業の会計が適用されるべき会計規則に従っているかどうかを監督していた。また、金融業法には、金融監督庁も会計エンフォースメントを行う必要があることが会計に関する章（当時は未施行—引用者）に規定されていた。さらに、金融監督庁と証券審議会は、開示義務や目論見書の要求事項に関する規定を含む証券取引法の規定が遵守されていることを確保する必要がある。

報を同一の独立した審議会である証券審議会が取り扱うことが確保されているとされた。そして、証券取引法83条2項の改正をうけて、同法に以下のような84b条を新設することが提案された。

83b条 第83条第2項に基づく検査 (kontrol) は、対象となる発行者の年次報告書および中間報告書から選択された財務情報について、財務情報に関する規則が遵守されているかどうかを調査する (undersøge)。毎年、検査は第83条第2項の対象となる発行体の最大20%を対象とする。対象となる発行体は、リスクベース・アプローチと無作為抽出の両方に基づいて選定される。

第2項 第1項に基づく調査 (undersøgelse) は、選定された発行者の年次報告書および中間報告書の財務情報に関する規則に対する明らかな違反について、形式面の検査 (formel kontrol) によって開始される。

第3項 第2項に基づく形式面の検査に関連して、投資者の意思決定にとって重要な誤謬および脱漏が当該財務情報にあると疑われる根拠がある場合には、証券審議会は、企業、その経営者または外部監査人から陳述を入手しなければならない。証券審議会がこの回答を得た後でもなお、投資家の意思決定に重要な誤謬および脱漏が財務情報にあると疑うに足る根拠がある場合には、証券審議会は、監査報告書を含むさらなる情報を企業またはその経営者から入手しなければならない。証券審議会は、企業またはその経営者からの陳述または追加情報に監査人の証明を求めることができ、また、陳述または情報を証券審議会が受けとるべき期限を定めることができる。

第4項 証券審議会が第2項に基づく形式的な検査を実施し、第3項に基づく陳述または追加情報を入手した後でも、投資家の意思決定に重要な誤謬や脱漏が財務情報に含まれていると疑うに足る根拠がある場合には、証券審議会は財務情報のより詳細な検査を開始することができる。

第5項 第2項から第4項までにかかわらず、投資家の意思決定にとって重要な誤謬および脱漏が財務情報に含まれているとの合理的な疑いを生じさせる特別な事情がある場合には、証券審議会は、第83条第2項が適用される発行体の財務情報について、より詳細な検査を直ちに開始することができる。

第6項 第83条第2項の発行体のうち、金融業法または投資組合および特別目的組合ならびにその他の集団投資スキーム等に関する法律の適用を受けるものについては、証券審議会は、第2項から第5項までの規定に従わない検査を開始することができる。さらに、第1項から第5項までの規定は、金融監督庁がその一般的な監督の一環として、前段に記載された発行体における会計事項も含む事項を監督し、より詳細な検査を実施する可能性に影響を及ぼすものではない。証券審議会は、この監督の一環として含まれ、当該発行体に関係する財務情報に関する事項について決定を行うものとする。

法案理由書は、CESR基準では、エンフォースメントは通常、リスクベースと無作為抽出の両方に基づくサンプルベースで行われるべきであり、明白な誤謬や脱漏について財務情報の純粋に形式面を検査するものから、より詳細な検査を行うものまで、幅広い範囲のチェックを含むべきであるとしているとし、会計エンフォースメントの所轄庁は、監査人等によって確認された不遵守を含む、その他の不遵守の指標から会計エンフォースメントの対象となるかどうかを検討すべきであり、とりわけ、リスク評価に基づいて選定された場合には、より詳細な検査を行う必要があるとしていると指摘する。他方で、CESR基準は、詳細な検査の内容に関するより詳細な要求事項を定めていないが、コスト・ベネフィットおよびリスクに配慮するとともに、監査人からの指摘や検査対象文書における不整合などの他の要因も考慮に入れ、各検査の深度を決定する必要があるとしていると指摘する。したがって、より詳細な財務諸表検査は、形式面の財務諸表検査で要求され、第83b条第3項(案)にいう報告書または会社、その経営者もしくは監査人からの追加情報を受領した後でも、投資家の意思決定にとって重要な財務情報に誤謬があるとの合理的な疑いが残る場合または根拠の

ある苦情を含むその他の情報により、違反のリスクがある可能性が高いとみなされなければならない場合にのみ実施される。

そこで、法案理由書は、証券取引法第 83 b 条（案）において、デンマークにおける財務諸表検査は、規制市場で有価証券が取引されている発行体の財務情報を、毎年、最大20%抽出することを基本とし、その一部はリスクに基づいて、一部は無作為抽出によって選定することが提案されていると説明している。

また、計算書類法が適用される企業の財務諸表検査は明白な誤謬や脱漏に対する形式面の検査として実施することも提案されている。明白な誤謬および脱漏に対する検査は計算書類法にすでに規定されている調査にほぼ対応するものであり、検査された財務情報の大部分は形式面の検査のみの対象となると予想され、証券審議会が形式面の検査中に財務情報に誤謬や脱漏を発見しなかった場合には、形式面の検査は完了したとみなされ、発見した場合には、証券審議会は指示、譴責または年次報告書もしくは中間報告書の記載の変更を命じることができるとする。投資家の意思決定に重要であると判断される事項については、証券審議会は具体的な事案に応じて必要と認められる措置を講じるものとされ、このような措置は、会社に対する追加情報の公表命令、取引の一時停止または極端な場合には上場廃止という形をとることがあると述べる。

形式面の検査により、誤謬や脱漏があると疑われる理由がある場合に、証券審議会は、企業、その経営者または監査人に対し、陳述という形で追加情報を提供するよう要請する。この陳述を受領してもなお、投資家の意思決定に重要な誤謬や脱漏があると疑うに足る根拠がある場合には、証券審議会は企業、その経営者または外部監査人からさらなる情報を入手することができる。さらなる情報要求をする場合には、証券審議会は監査報告書を入手することもできるが、証券審議会は原則としてまず企業に連絡する。特別な場合において、企業の監査人が証券審議会のエンフォースメント業務に関連する情報を保有していると証券審議会が判断した場合には、証券審議会は企業の監査人から直接情報を入手することができる。

企業、その経営者または監査人のいずれかから陳述または追加情報を受領し、監査報告書がある場合にはそれを検討した後でも、投資家の意思決定にとって重要な誤謬があるとの合理的な疑いが残る場合には、より詳細な検査が開始されることがある。

ただし、財務情報に投資家の意思決定に重要な誤謬や脱漏が含まれているとの合理的な疑いを生じさせるような具体的な事情がある場合には、より詳細な検査を直ちに開始することができる。同様に、投資家の意思決定に重要な財務情報に誤謬があるとの疑いを生じさせるような、1人または複数の企業の会計事項に見識のある者からの根拠のある問い合わせは、詳細な検査の開始につながる可能性がある。より詳細な検査は、基礎となる文書や外部文書を入手しレビューすることによって実施されることが期待される。

企業、その経営者または監査人から陳述または追加情報を受け取り、監査報告書を通読した後でも、投資家の意思決定にとって重要な誤謬があると信じる理由がある場合には、より詳細な検査を開始できる。

なお、金融業法ならびに投資組合および特別目的組合ならびにその他の集団投資スキーム等に関する法律の対象となる企業（金融企業）に対するエンフォースメントは、追加情報を取得する場合やより詳細な検査を実施する場合に関する上記の制限の対象とはならない（第83b条第6項（案）参照）。法案理由書によれば、これは、これらの制限が金融企業のエンフォースメントにも適用されると、非上場金融企業に対するエンフォースメントは上場金融企業に対するエンフォースメント

よりも広範囲に及ぶことになるからである⁵²⁾。また、本法案は金融企業に対する監督を制限する意図はないとされている。

法案理由書によれば、上述のような会計エンフォースメントは、会計、監査および監査人に一般的に適用される規律を変更するものではなく、会社の年次報告書およびその他の財務情報の表示に責任を負うのは依然として個々の会社であり、この情報を通常の方法で監査するのは依然として監査人の責任である。そして、提案されている規定は、違反が起こらないことや、すべての違反が検出されることを保証するものではない、いかなるシステムもそれを保証することはできない、提案されている制度は、そのような違反の程度を最小限に抑えるのに役立つだけであると述べられている。

違反が発見された場合の対応については、計算書類法159a条が新設され、以下のように定めた⁵³⁾。

52) 法案理由書では、上場金融企業と上場非金融企業で、将来の会計エンフォースメントが異なる理由は、両者の出発点異なるからであるとされている。上場非金融企業と異なり、上場金融企業は監督対象であるため、会計エンフォースメントの可能性はより広範なものとなるが、どちらのタイプの会社にとっても、現在よりもエンフォースメント水準が上がることになる指摘されている。

すなわち、非金融企業については、現行法の明白な誤謬・脱漏のエンフォースメントから、投資家の意思決定にとって重要な誤謬・脱漏が財務情報に含まれている疑いがある場合における会社からの陳述の入手やより踏み込んだエンフォースメントへと拡大される。

他方、金融企業については、現行の金融業法第347条が、すでに、非上場・上場を問わず、企業およびその監査人から陳述および補足情報を入手し、綿密なエンフォースメントを行う権限を付与しているが、法案は、エンフォースメントの範囲を拡大することにより、上場金融企業のエンフォースメントを強化するものである。すなわち、より多くの企業が検査対象に選ばれ、また、検査の強度が高まることになる。

53) 2023年12月1日時点で施行されている計算書類法第7条は、第3条第1項に基づく年次報告書の提出が義務付けられていないが、任意に年次報告書を提出する企業は少なくとも会計クラスAの規則に、第3条第1項に基づき年次報告書の提出を義務付けられている小規模企業は少なくとも会計クラスBの規則に、第3条第1項に基づき年次報告書の提出を義務付けられている中規模企業または大規模企業は少なくとも会計クラスCの規則に、デンマークの有限責任会社およびEU/EEA加盟国の規制市場での取引が認められている株式、債務証券またはその他の証券を発行しており、その規模に関係なく、第3条第1項に基づいて年次報告書の提出を義務付けられている企業は会計クラスDの規則に、それぞれ準拠する必要があると定めている。ここで、小規模企業とは貸借対照表日において2会計年度連続して、総資産額が44百万デンマーク・クローネであること、売上高が89百万デンマーク・クローネであること、会計年度の常勤換算従業員数が50名であることという3つの規準のうち2つ以上を超えていないものをいい、中規模企業とは貸借対照表日において2会計年度連続して、総資産額が1億5,600万デンマーク・クローネであること、売上高が3億1,300万デンマーク・クローネであること、会計年度の常勤換算従業員数が250名であることという3つの規準のうち2つ以上を超えていないものをいう。

159a条 上場会社について、証券審議会は、第2項および第3項に記載された年次報告書および中間報告書の財務情報に関する基準および規則の遵守を確保しなければならない。この関連では、商業・会社庁は、証券審議会の事務局となり、その代理を務める。証券取引法第83条第2項を参照。

第2項 証券審議会は、会計クラスDに属する上場会社が提出する年次報告書および中間報告書が、国際会計基準の財務情報に関する規則（国際会計基準の適用に関する理事会規則および本法第137条参照）、ならびに本法に含まれる規定または本法に基づき定められた規則に準拠していることを確認しなければならない。

第3項 会計クラスAに属する上場会社が提出する年次報告書および中間報告書であって、自己使用目的（第3条第2項参照）でのみ用いられるものでないものも、証券審議会によるエンフォースメントの対象となる。

第4項 証券審議会によるエンフォースメントには、商業・商務庁における公開を目的とする提出期限等の遵守は含まれない。

第5項 第2項および第3項に基づくエンフォースメントに関して、証券審議会は、第160条、第161条および第162条第1項第2号および第3号ならびに第2項において商業・会社庁に付与された権限を行使する。証券取引法第83条第2項参照。

第6項 上場会社が本法に基づく義務を遵守しない場合には、証券審議会は、当該会社に対し、訂正または補足情報の公表命令を含め、状況を変えることを命じることができる。適切と判断される場合には、証券審議会は自ら当該情報を公表し、命令を公表し、または当該有価証券の証券取引所への上場もしくは公認市場での売買の承認を停止もしくは取り消すことができる。会社が第1文に基づく命令に従わない場合、当該会社の取締役会、執行役員会または同様の責任を有する機関は、履行強制措置として、証券審議会から日次または週次の罰金を科されることがある。

法案理由書では、違反が発見された場合には、違反に応じた必要な措置を講じなければならない、そのような措置は実効的であり、迅速に実施されなければならないとし、CESR基準によると、これには、将来の是正のための指示や命令から、補足情報の公表や新たな計算書類の発行の要求、取引所または公認市場における当該株式の取引の一時停止や上場廃止に至るまで、幅広い措置が含まれるが、CESR基準は各国の刑事法に関連する制裁を扱っていないと指摘されている。

違反が検出された場合にどの措置を用いるのが適切かを評価する際には、多くの要素が考慮され、違反の重要性と頻度を評価する必要がある、重要性は、関連する一連の規則における重要性の概念に関連して評価されなければならないところ、国際会計基準によれば、情報の脱漏や誤謬が投資家の意思決定に影響を及ぼす可能性がある場合にはその情報は重要とみなされると述べている。

重大な違反がある場合には、投資家が正しい根拠に基づいて判断できるよう、場合によっては提供された情報を追加情報によって是正することが重要である⁵⁴⁾としたうえで、発行者が情報訂正または補足情報提供命令に直ちに従わない状況においては、当該株式の取引停止または上場廃止が、投資家が不正確な情報に基づいて行動することを防ぐ唯一の方法である可能性があり、そのような場合には取引停止または上場廃止が措置として選択されるとしている。そして、このような場合、一般行政法における比例原則の対象となるため、意図した目標の達成を確保できるような、しかし、企業にとって最も負担の少ない対応を証券審議会は常に選択しなければならないとしている。

そして、投資家の意思決定に影響を与えると予想されない違反については、追加情報の公表は必

54) なお、法案理由書は、経営者が証券審議会の決定に同意しない場合、経営者は、その変更が証券審議会の要請に応じて行われたことが明らかになるように、訂正情報の公開に関連してこの意見の相違を開示する機会を有すると指摘している。

要なく、将来の情報における違反を避けるために発行者に違反を知らせることが、通常、この場合の措置となるとする。

なお、法案理由書は、これらは、証券審議会の決定に対して企業不服審査委員会(Erhvervsankenævnet)に不服を申し立てる一般的な権利または裁判所に損害賠償請求訴訟を提起する一般的な権利を変更するものではないと指摘している。

法案理由書によると、この改正により、証券取引所への上場を認められている、または公認市場で取引されている金融企業が年次報告書および中間報告書に含まれる財務情報において適用される規則を遵守していることをエンフォースするため、2004年に金融監督庁は常勤換算3名を、2005年からはさらに常勤換算2名を必要とする。さらに、当該人員は、証券取引所への上場が認められている、または公認取引所での有価証券が取引されているすべての発行体(金融および非金融の両方)、およびこうした市場への上場または取引の申請がなされている発行体による、その他の財務情報に適用されるルールの遵守をエンフォースするためにも用いられなければならない。このための総経費は、2004年度は200万デンマーク・クローネ(うち人件費120万デンマーク・クローネ)、2005年度以降は年間330万デンマーク・クローネ(うち人件費200万デンマーク・クローネ)と見積もられている。これらの費用の大半は、金融監督庁の監督下にある金融企業が負担することになる。

同様に、証券取引所に無価証券が上場されている、または公認市場で無価証券が取引されている非金融企業に対し、年次報告書および中間報告書に含まれる財務情報が適用される規則に準拠していることをエンフォースするため、2004年には商業・会社庁に常勤換算で3名、2005年からはさらに常勤換算で2名が必要となり、このための費用総額は、2004年度は200万デンマーク・クローネ(うち人件費120万デンマーク・クローネ)、2005年度以降は毎年410万デンマーク・クローネ(うち人件費200万デンマーク・クローネ)と見積もられているとした。そして、これらの費用はエンフォースメントの対象非金融企業によって賄われると述べた。

これらの結果、財務情報のエンフォースメントの対象となる会社にはこのための追加的な拠出が求められることになると指摘された。すなわち、このため、証券取引所および公認市場では、上場企業1社あたり支払われるべき手数料が9,500デンマーク・クローネから12,000デンマーク・クローネに引き上げられる。この増加した2,500デンマーク・クローネは、その発行している有価証券が証券取引所での上場や取引が認められているまたは公認市場で取引されているすべての発行体(金融、非金融の両方)、およびこうした市場での上場や取引の申請を提出している発行体が、年次報告書や中間報告書以外の文書における財務情報に関する適用規則を遵守することを金融監督庁がエンフォースする部分に関連して用いられる。

また、証券取引所への上場や取引が認められている有価証券または公認市場で取引されている有価証券を発行している金融企業には年間30,000デンマーク・クローネ、投資ファンドのユニットには年間5,000デンマーク・クローネの新たな基本手数料が課される。これらの金額は、証券審議会の事務局としての金融監督庁の業務に関連して、証券取引所への上場または取引が認められている、または公認市場で取引されている有価証券を発行している金融事業体が、当該事業体の年次報告書および中間報告書に含まれる財務情報において適用される規則を遵守していることをエンフォースするために用いられなければならない。

さらに、計算書類法の規定の適用を受け、証券取引所への上場もしくは取引が認められている証券を発行する、またはその証券が公認市場で取引されているすべてのデンマーク企業に30,000デンマーク・クローネの年間手数料が課される。この手数料は、計算書類法の規定の適用を受け、証券

取引所への上場もしくは取引が認められている、または公認市場においてその有価証券が取引されているデンマーク企業がその年次報告書および中間報告書に含まれる財務情報に適用される規則を遵守していることをエンフォースするための、証券審議会の事務局としての商業・会社庁の業務に関連して使用される。

(4) 現在の状況

商務庁 (Erhvervsstyrelsen) と金融監督庁が会計エンフォースメントを行っている⁵⁵⁾。すなわち、現在の計算書類法 (Lovbekendtgørelse nr 1441 af 14/11/2022) 159条1項第1文は「商務庁は、公開のために受領した年次報告書、年次報告書の代わりに提出される監査人からの関連報告書、適用除外報告書等、国有公開有限責任会社の半期報告書、および、EU/EEA加盟国の規制市場で取引が認められている証券を保有する会社の中間報告書を検査する (kontrollere)」と⁵⁶⁾、同項第2文は「EU/EEA加盟国の規制市場での取引が認められている企業の場合、年次報告書および中間報告書の財務情報に関する基準および規則への準拠の検査は、金融監督庁が行う」と⁵⁷⁾、それぞれ

55) 証券審議会は2013年1月1日に金融審議会 (Finansielle Råd) にとって代わられた。

56) 計算書類法に基づく商務庁の検査は、商務庁が所轄する法令に基づく検査または調査に関連して実施することができ、また、商務庁の検査は、それが所轄する法令に従って検査を実施する他の行政庁と協力して実施することができる (159条5項)。

57) もっとも、金融監督庁による検査との関連では、計算書類法161 a条が以下のように定めている。

第1項 デンマークに本拠を置き、EU/EEA加盟国の規制市場での取引が認められている有価証券を発行している企業については、その企業が他のEU/EEA加盟国の規制上の検査の対象になっていない限り、金融監督庁は第2項および第3項にいう年次報告書および中間報告書における財務情報の基準と規則の規定の遵守を確保する。本法の対象となる企業に関連する事案を扱う場合には、商務庁が金融監督庁に代わって行う (資本市場法213条1項から5項までおよび8項参照)。

第2項 商務庁は、EU/EEA加盟国の規制市場での取引が認められている有価証券を発行している会計クラスDに属する企業が提出する年次報告書および中間報告書が国際会計基準における財務情報の規則に準拠していることを確保する。

第3項 第1項に基づく検査には、EU/EEA加盟国の規制市場での取引が認められている有価証券を発行している会計クラスAに属する企業によって作成された年次報告書および中間報告書も、その年次報告書または中間報告書が企業の自己使用のみに用いられるのではない場合には含まれる。

第4項 第1項から第3項までに基づく検査には、商務庁による公開を目的とした提出期限の遵守などは含まれない。

第5項 第2項および第3項に基づく検査に関して、商務庁は、本法第160条、第161条ならびに第162条1項2号および3号および2項に規定されている権限を行使する (資本市場法213条4項参照)。さらに、商務庁は、資本市場法第213条5項において金融監督庁に付与されている権限を行使する。

第6項 デンマークに登録上の事務所を置く企業であって、EU/EEA加盟国の規制市場での取引が認められている有価証券を発行しているものが、本法に基づく義務を遵守しない場合には、

1) 商務庁は、変更が生じた情報または補足情報を公表する命令を含め、関係を変更するよう当該企業に命ずる。

定めている。金融監督庁と商務庁はそれぞれ判断を下すのが原則であるが、上場企業の会計エンフォースメントの総括的な責任は金融監督庁にあるため、EU/EEA加盟国の規制市場での取引が認められている企業についての決定が原則に係るものである場合または他に重要な影響をもたらすものである場合には、その事案は金融監督庁の理事会に提出される（Erhvervsstyrelsen（2023b）s.53）。

1) 計算書類法

主に、2020年改正⁵⁸⁾による改正の結果、現在の計算書類法は商務庁による検査について以下のよう定めている。

a. 2020年改正

2020年改正法案理由書において、産業・事業および金融省は、第1に、会計法案において、会社および会計分野における規制当局としての商務庁による会計検査の強化が目指されていることを以下のように説明する（Erhvervsministeriet（2020）2.1.2）。

近年、企業や個人が経済犯罪に利用された重大かつ深刻な事件が相次いでいる。たとえば、虚偽の企業情報や会計情報を不正に利用することによって、実態を隠蔽しようとする事案である。その背景には、適用される会社および会計に関する法令には商務庁がこれに対して迅速かつ実効的な措置を講じ、真実かつ公正な会計情報・企業情報を確保することを可能にするための十分な手段が含まれていないことがある。したがって、産業・事業および金融省は、会社法および計算書類法が、検査当局としての商務庁の役割を支援し、エンフォースメントの範囲をより広く定め、財務上の不正や濫用に対して迅速かつ実効的に介入できるよう、必要な具体的検査権限を商務庁に与える必要があると評価している。同時に、会社法および計算書類法は、企業情報および財務情報の容易な登録と迅速な開示を保証する登録機関としての商務庁の重要な任務を引き続き支援しなければならない。

現行の計算書類法は、一般論として、商務庁の会計検査の能力を制約している。計算書類法159条1項により、事業庁は明白な違反についてサンプルベースの検査を行うものとされているからである。しかし、技術の発展により、明白な違反の検査は、現在では体系的な受領時デジタル検査によって行われ、明白な違反が含まれる年次報告書が公表されることを防止している。同時に、商務庁のその後の会計検査は、年次報告書の情報を、税務庁（Skatteforvaltningen）などの他の当局からの情報や、基礎となる会計および帳簿資料など他の多くの情報と比較するという、深く掘り下げ

2) 商務庁は、企業が第1号に基づく命令に従わなかった場合には、履行強制措置として、その企業の経営者に対して日次または週次の罰金を課す。

3) 金融監督庁は、影響を受けた証券のデンマークの規制市場での取引の許可を一時停止または取り消す。

なお、計算書類法第161a条第5項および第6項に従ってなされた決定については、決定が関係者に通知されてから4週間以内に企業不服審査委員会に審査を申し立てることができる（計算書類法163条4項。資本市場法232条第3項、第1項参照）。

58) Lov om ændring af årsregnskabsloven, selskabsloven, lov om visse erhvervsdrivende virksomheder, revisorloven og forskellige andre love (Lov nr 642 af 19/05/2020).

た性質を持つ必要が出てきた。このような検査によってのみ、重大な財務上の不正や意図的な脱税を発見することが可能となる。したがって、産業・事業および金融省は、商務庁が体系的な受領時デジタル検査と、それに続くリスクベースの綿密な会計検査の両方を実施できるようにする必要があると判断している。この文脈において、商務庁は、明白な誤謬や脱漏を含む年次報告書の公表を防止するために、明白な誤謬や脱漏を含む年次報告書の受理を拒絶することもできるべきである。また、すでに、商務庁は重大な法令違反を発見した場合には公開された年次報告書の公開を止めることができるが、年次報告書が全体として誤解を招くものである場合にもそのようにすることができるようにすべきである。これにより、金融機関や投資家が中央企業登録簿（Det Centrale Virksomhedsregister：CVR）で公開されている年次報告書を鵜呑みにすることを防ぐことができる。

商務庁の検査取組みと登録機関としての機能の遂行を強化するためには、商務庁が財務上の不正および濫用に対して迅速かつ実効的な行動をとる機会を有することが必要である。エンフォースメント当局として、商務庁は、年次報告書や届出書の提出時に、可能な限り違反を防止するためにデジタル・ソリューションを利用した体系的な事前検査を実施できるようにすべきである。また、事前検査で摘発できなかった事項についても、迅速かつ効率的な事後検査を実施できるよう、必要なツールを備えるべきである。

商務庁の検査は、年間約38万件の企業登録を対象としている。そのため、商務庁は、最新のデジタル技術およびデータベースの技術を検査の基盤として使用できることが重要である。これは、届出に関連する登録検査と、それに続くリスクベースの検査の両方にあてはまる。財務報告も企業の届出もデジタルで行われるようになり、報告や届出に関連して、より多くの側面をチェックするためにデジタル・ソリューションを用いることが可能になった。受領時デジタル検査の利点は、すべての報告・届出に対して体系的に実施できること、企業が違法行為を回避できるよう予防的に実施できること、そして検査の負担を最小限に抑える方法で実施できることである。デジタル・ソリューションが最も実効的なのは、報告書や届出書の個々の点の検査とその後の報告書や届出書全体が承認されるか否かの総合的な判断との両方を含む場合である。そのため、法案では、いわゆるデジタル即時決定の権限も明確化されている。他方、会社分野では、合併や会社分割など、ある種の案件については手作業で検査する必要性がある。

しかし、登録された会社に関する事項が適法かどうかについては、登録チェックによってすべての事実が明らかになるわけではないため、事後検査の必要性が残っている。その後の検査はリスクベースであり、不必要な検査を極力避けることができる。リスクベースの検査とは、誤謬のリスクや誤謬によるリスクが最も高い企業や個人を検査の対象とすることを意味する。誤謬のリスクとは、当該資本会社または個人が違反を犯した蓋然性である。誤謬によるリスクとは、債権者、融資者、投資家にとって、問題となっている誤謬の重大性または結果である。リスクベースの検査は、当該資本会社および当該人物に関するデータまたは情報を必要とする。商務庁のデータ処理に関する法律（Lov om Erhvervsstyrelsens behandling af data. Lov nr 438 af 08/05/2018）により、商務庁は、他の行政庁からのデータを収集し、自らのデータと比較する広範な法的権限を与えられた。そして、この法案により、商務庁は、機械学習や人工知能のようなデータ駆動型アナリティクスを用いることによって検出された違反行為を実効的にフォローアップするためのよりよい権限を有することになる。

この種の検査において、商務庁は、強制的な自己負罪の一般的禁止を含む企業の法の下での適正手

続きにとりわけ注意を払わなければならない。しかし、一般的に、商務庁の検査目的は、同庁の管轄内のルールに従い企業および会計事項に関する法定報告の受領および登録に関連する違法状態を是正することである。商務庁に対する開示義務は、中央企業登録簿に登録された企業の財務、経営者および住所に関する情報の正確性を行政庁および私人が信頼できるようにするためにきわめて重要である。この点を考慮すれば、このような開示義務を強制することは、一般的に企業の法の下での適正手続きの利益に反するものではない。

財務上の不正とエンフォースメントに対する実効的な取り組みには、異なる法分野をカバーする調整されたエンフォースメントが行政庁内部で実施されることが必要であり、たとえば、会計分野と会社分野での同時かつ調整されたエンフォースメントが必要である。また、商務庁のエンフォースメントは、他の行政庁、少なくとも税務庁のエンフォースメントの取組みと協調する必要があるかもしれない。

商務庁のデータ処理に関する法律により、商務庁は、その業務遂行に必要な場合、他の公的機関や一般に入手可能な情報源からの情報を、相互接続を含めて収集・処理する権限を付与された。商務庁は、他の行政庁とデータを交換し、そのようなデータを照合するだけでなく、法制上の領域を超えて、また他の行政庁と協調してエンフォースの取組みを実施することができるようにする必要がある。商務庁が異なる法分野にわたって協調的なエンフォースメントを実施することに関連して、影響を受ける企業または会社は、エンフォースメントが実施される前に通知されるべきである。会計検査院の報告書15/2016「実効的なエンフォースメントに関する報告書 (Beretning om effektiv kontrol)」⁵⁹⁾における勧告を支持するもので、商務庁は、エンフォースメント当局間のデータ交換および/またはエンフォースメントの協調により、エンフォースメントの実効性を強化し、企業にとってはエンフォースメントの負担を軽減することができるため、調整されたエンフォースメントについて他の当行政庁と協力すべきである。

商務庁が、そのエンフォースメント活動に関連して受領する情報の正確性を確信できることは、実効的なエンフォースメントにとってきわめて重要である。会社法の現行規則によると、有限責任会社の設立に関連して、払込済株式資本の文書化が義務付けられている。この要求事項はその後の金銭出資による増資にも適用されるべきである。また、会社法に基づいて会社が作成義務を負う会社文書や会社における意思決定の基礎となった会社文書に、商務庁がアクセスできることも、企業に対する実効的なエンフォースメントのための重要な前提条件である。したがって、このような会社文書の保管義務を会社法に導入し、必要な調整を加えて営利企業法 (erhvervsvirksomhedsloven) にも導入すべきである。さらに、商務庁は、独立した第三者による情報の正確性に関する陳述書または計算書類登録義務の対象となる企業による企業および会計に関する事項の陳述書を要求できるようにすべきである。商務庁によるエンフォースメントに関連して、とりわけ会計分野における専門知識を必要とする分析や調査が必要となる場合があるから、商務庁は、特別な場合には、会計分野における外部の支援を利用することができるものとすべきである。

多くの場合、会計監査や企業監査にはかなりの社会的関心が集まっている。とりわけ、多額の不正行為や脱税の疑惑がある場合や国内の大企業の一部で疑惑がある場合などである。場合によっては、企業や事業者が客観的で適切な評価の機会を得られないと感じ、メディアを賑わすケースに発展することもある。このようなケースで会計不正を公表することは、特に商務省による検査に関す

59) <<https://rigsrevisionen.dk/Media/E/6/sr1516.pdf>>.

る情報が公表されない場合には、企業の説明責任に対する信頼を損なうことにもなりかねない。したがって、このような場合に商務庁が監査人法に基づく検査と同様に、警察の報告書を含め、検査の開始と検査結果を公表できるようにすべきである。

そして、産業・事業および金融省は、本法案により、商務庁によるエンフォースメントに関する規律は会計検査院の「実効的なエンフォースメントに関する報告書」における勧告を満たすものと評価されると結論づける。

このような考慮に基づいて、法案は、法令を遵守している企業にとっての不必要な負担を回避するため、商務庁による会社および会計分野の検査に関する将来的な規則を、原則として、データおよびリスクに基づく検査に関する原則に基づくものとすることを提案する（Erhvervsministeriet (2020) 2.1.3）。これには一般的なリスクの兆候に基づいて、検査対象の企業グループを選定することが含まれる。また、特定の企業に関連する状況により、違反行為が行われた可能性が高い場合には特定のリスクの兆候を用いることもできる。

ただし、商務庁による検査に関するルールについては、リスクベースの検査を原則とするという一般的なルールに対して、2つの例外を設けることが提案されている。

ひとつは、計算書類を提出する際の系統的な事前のデジタル検査または届出書類に対する登録時デジタル検査である。これらの検査は包括的なものであるが、企業の負担はほとんどなく、明白な誤謬や脱漏がある書類を提出または届け出ないという保証を企業に与えるものである。もうひとつは無作為の抜き打ち検査で、これはいわゆるゼロ・ポイント調査を行うために必要な場合があり、どの地域でどれだけ違反が行われているかを把握することができる。

本法案では、商務庁は事前検査と事後検査の両方を実施することができることにし、すべての財務報告について予防的かつ系統的な事前検査を実施する権限を有することが提案されている。この検査はリスクベースのものではないが、その一方で、企業による意図しない法的要求事項違反を防ぐのに役立つ。また提出や届出と同時に行われるため、一般に遅延効果はない。事前検査は主にデジタル・ソリューションを用いて実施されるが、特別なケースでは、手作業で処理することを選択できるようにする必要がある。法案によると、系統的な事前検査には2つの方法がある。

ひとつは、いわゆるハード検査と呼ばれるもので、証明の疑いのない客観的な誤謬が報告書や届出書の却下につながる。年次報告書の提出や会社登録ができないことを意味する。却下は、デジタル化された即時決定として行われ、これに対しては企業不服審査委員会に申し立てることができる。小規模な企業にとっては、誤謬や不備による却下が問題となる可能性があることを考慮し、提出者は報告プロセス中に、誤った情報などがあることを通知される。これにより、企業は報告書が最終的に完成する前に問題を修正する時間を得ることができ、その結果、却下を回避することができる。

また、通常の慣行から逸脱した裁量事項に関する情報を報告することで、誤謬があるかもしれないというガイダンスにつながるソフト検査もありうる。この場合には、企業はガイダンスに関係なく、財務報告を維持することを選択することができるが、企業がガイダンスに従わないことを選択したときには商務庁の検査システムにリスクの兆候として登録され、その後の検査につながる可能性がある。

商務庁は、会社法、営利企業法、計算書類法および監査人法に基づいて、他の法律にしたがって実施される検査とともに、または他の法律にしたがって実施される検査と併せて、監査を実施することが提案されている。また、金銭出資による増資は、金銭出資による資本会社の設立と同様の文書化要求事項に従うことが提案されている。

法案は、年次報告書の情報を他の様々な情報や文書と比較する、リスクに基づいた綿密な会計エンフォースメントを行うための、より明確な権限を導入している。これにより、商務庁のエンフォースメントのためのよりよい最新の法的根拠が確保されることになる。同時に、商務庁が、重大な会計不正を示す重大な誤謬や脱漏があると認めた場合、年次報告書の公開を止める権限を与えることが提案されている。このように、事後検査で年次報告書の公開を止める条件は、提出時に年次報告書を却下する可能性よりもかなり厳しくなっている。その理由は、財務諸表利用者にとっては、たとえ過去に公表された年次報告書に重大な誤謬が含まれていたとしても、その企業の会計履歴を追跡できることが一般的に重要だからである。しかし、全体として著しく誤解を招くような年次報告書もありうるため、計算書類の履歴を追えるという通常の配慮にかかわらず、報告書の公開を止めなければならない。

実効的なエンフォースメントを支援するため、商務庁は、監査人や弁護士などの独立した第三者による情報または陳述書の検証を要求する機会を与えられ、また、複雑な会計事例などの特別な場合には、外部からの支援を利用する機会を与えられることが提案されている。

会社および企業の実効的なエンフォースメントの可能性を確保するため、会社法と営利企業法の両方において、これらの法律の規定にしたがって作成される文書を5年間保存する義務を導入することが提案されている。文書が提案された規定にしたがって保管されない場合、商務庁は破産裁判所に会社または事業の強制解散を請求できることが提案されている。会社または企業を強制解散に付すことを決定する際、商務庁は比例原則を遵守しなければならない。したがって、単に一つの書類が漏れていたという理由だけで、会社を強制的に解散させることにはならず、書類の保存義務が根本的に遵守されていない場合でなければならない。さらに、会社文書や事業上の文書の保管義務に違反した場合、罰金を科すことも提案されている。

沈静化させ、ビジネス社会の信頼を支えるために、商務庁は、検査が開始された事実と検査結果（警察の報告書を含む）を公表できるようにすることが提案されている。公表は、特にメディアで公表された事例を含め、公共の利害に関わる場合に行うことができる。産業・事業および金融省は、提案されている公表制度に関しては、法の下での適正手続きの検討など、法務省の報告書第1516/2010号「公的機関による検査結果、決定事項等の公表に関する報告書（Betænkning om offentlige myndigheders offentliggørelse af kontrolresultater, afgørelser mv.）」⁶⁰⁾に示されている考慮事項が遵守されていると評価している。

第2に、企業の強制解散の可能性の増加について、産業・事業および金融省は以下のように述べている（Erhvervsministeriet (2020) 2.2.2）。

会社および会計分野における商務庁のエンフォースメントは、法的要求事項の対象となる事項に関する情報を要求し、違法行為があった場合には是正命令を出すことができるという基本的な権限に基づいている。したがって、実効的なエンフォースメントには、商務庁からの情報提供要求や是正命令が、商務庁の定める期限内に遵守されることが必要である。これが行われない場合、財務上の不正が商務庁の要求や命令に関係なく続いたり、貸し手や投資家が企業に関する誤った情報を信頼して行動したりするため、公的・私的債権者が損失を被るリスクがある。金銭的罰則は、迅速な情報開示や是正命令の遵守を確保する上で効果がないことが証明されている。したがって、迅速かつ実効的なエンフォースメントを確保し、行政庁や私人を経済的損失から守るためには、会社エン

60) <<https://www.betæknninger.dk/wp-content/uploads/2021/02/1516.pdf>>.

フォースメントと会計エンフォースメントの双方に、強制解散のための破産裁判所送致の可能性を含めることが不可欠である。今日、強制解散という選択肢は、会社検査の多くの分野で利用することができ、実効的に機能することが証明されている。強制解散の可能性があるため、ほとんどの会社は、情報開示請求や是正命令に迅速に対応する。応じない少数の会社については、会社が不正や脱税を続けることを防ぐというプラスの効果が強制解散にはある。

ほとんどの企業は商務庁の文書化要求事項を遵守しているが、商務庁は、この要件を無視する企業があることを発見した。これは、たとえば企業が財務上の不正が行われた事実を隠そうとしているような場合に特に問題となる。そのため商務庁は、企業に必要な書類を提出させる会計エンフォースメント上の対処の選択肢を必要としている。

産業・事業および金融省は、商務庁の命令への迅速な遵守と、情報開示に関する商務庁の要求事項への迅速な遵守を確保するために、十分に立ち入った会計エンフォースメントにおける法的救済措置が必要であると評価している。強制解散は、本質的な法的要求事項の遵守を確保するための非常に実効的な手段であることが証明されている。たとえば、商務庁は、会社がその実質的所有者が誰であるかを証明する書類を提出しない場合には、会社法の規定に基づき強制解散を申し立てることができる。したがって、産業・事業および金融省は、違法行為に対する迅速な介入を確保するために、強制解散へのより広範なアクセスを会計エンフォースメントにも導入すべきであると判断している。

強制解散という選択肢を用いる意図は、強制解散を実施することではなく、むしろ企業が情報提供の要求や是正命令に迅速に対応できるようにできることを強調することが重要である。商務庁は、企業に対して情報提供の要求や是正命令を行う際には、常に強制解散のリスクについて明確に注意を喚起する。企業が、合理的に正当化された期間延長の要求をしてきた場合には、商務庁はこれを前向きに検討する。

パートナーシップやリミテッド・パートナーシップは強制解散ではなく、中央企業登録簿の登録から抹消される。パートナーシップやリミテッド・パートナーシップの登録抹消の可能性をより広く規定することが適切であり、強制解散に必要な要件と同じ要件でこれらの事業体の登録抹消を行うことができるべきである。

そして、法案は、会計検査の対象となっている企業が、商務庁による違法状態の是正命令に従わない場合または必要な情報を提供しない場合に、強制解散の可能性をより広く利用できるようにするものであると説明される (Erhvervsministeriet (2020) 2.2.3)。この変更により、たとえば、株主(社員)貸付に関する重要な法的要求事項がより迅速に遵守され、中央企業登録簿において企業の財務および経営に関する正確な情報がより迅速に確保されることが期待される。株主や経営陣への違法な融資の返済を文書化しなかったり、商務庁への法定情報の提供を怠った場合など、商務庁による違法状態の解消命令に従わなかった場合には、その会社を強制解散に付す明確な権限が商務庁に与えられることが提案されている。強制解散につながる可能性のある状況を会社法225条1項に一元的に規定することが提案され、営利企業法においても同様の提案がなされている。また、強制解散の可能性を、監査人、弁護士、その他会社や会計に関する専門家からの陳述書の不交付にも拡大する。

さらに、会社法および営利企業法に基づく文書の保存要求が遵守されない場合には、強制解散が申し立てられる。法定文書の保存は、商務庁が、登録の合法性を含め、法令にしたがって行われる決定を実効的に事後的にエンフォースメントするために不可欠である。

対応しない場合に強制解散につながる可能性のある情報の要求または命令を行う場合には、商務庁は、指定された期限内に応じない場合には会社が強制解散に付されることを明確に会社に通知し、会社がより長い期限を必要とするときは、さらなる合意を得るために商務庁に連絡することができることを指摘する。公的デジタル・ポストに関する法律（Lov om Offentlig Digital Post. Lov nr 528 af 11/6/2012）に基づき、商務庁は、情報や差し止め命令を含むすべての通信を会社の電子ボックスにデジタル送信し、この方法で送信されたメッセージは、会社が受信したものとみなされることに留意すべきである。

現行の計算書類法における履行強制金賦課の選択肢は維持されることが提案されているが、将来的には、特別な場合、たとえば商務庁が会社の監査人に特定の事項に関する情報を要求する場合にのみ使用されることが提案されている。このような場合に、必要な情報を提供しないのは監査人であるため、会社の強制解散可能性を用いるのは妥当ではない。しかし、監査人からの陳述書を提出しないのが会社である場合には強制解散を用いることができる（計算書類法第159d条参照）。なお、商務庁が強制解散の可能性を利用する前に、まず履行強制金の支払いを課さなければならないとすることは、公的・私的債権者の損失を抑えることができる迅速なエンフォースメントの必要性と相容れないため、提案されていない。

第3に、産業・事業および金融省は、監査免除と会計クラスについての検査を強化することが必要であるとする（Erhvervsministeriet（2020）2.3.2）。

現行法の下では、商務庁は、企業が属する会計クラスに適用される年次報告書の要求事項を遵守しているかどうかを確認するために必要な情報を完全に把握しているわけではない。また、商務庁は、監査を受けないという選択をした企業がその要件を満たしているかどうかを判断するために必要な情報をすべて有しているわけでもない。会計検査院の報告書17/2018「監査義務の緩和に関する報告書（Beretning om lempelsen af revisionspligten）」⁶¹⁾においては、商務庁が、監査免除の選択をした企業が監査免除選択をすることができる要件を満たしているかどうかを確認するために必要なすべての情報を有していないことは納得できるものではないと述べられている。

産業・事業および金融省は、中小企業の競争上の保護を維持することが重要であると考えているが、このことが、この情報が公表されず、文書の閲覧等が免除されていない場合には、中小企業が商務庁に純売上高を開示する義務を負うという要求事項の導入を妨げるものとは考えていない。このような定めを設けることにより、商務庁は、将来、企業の年次報告書が正しい会計クラスで規則に従って作成されているかどうかをチェックし、企業が適法に監査を受けないという選択をしているかどうかをチェックすることができる。

そして、産業・事業および金融省は、法案について、年次報告書において純売上高を開示しない選択肢を行使した企業は、年次報告書の提出と同時に純売上高を商務庁に報告しなければならないという計算書類法の規定が提案されていると解説している（Erhvervsministeriet（2020）2.3.3）。これにより、監査免除を選択した企業がその規模要件を満たしているかどうかも含め、計算書類法の遵守状況を商務庁がチェックするための根拠を改善することができる。

企業の純売上高に関する情報は競争上機微を要する情報であると考えられるため、中小企業の純売上高に関する情報は機密情報として扱われることが提案されている。したがって、この情報は、企業の年次報告書等の一部として公表されることはない。報告された純売上高に関する情報は、企

61) <<https://rigsrevisionen.dk/Media/637830326063963466/SR1718.pdf>>.

業の取引関係に関する情報であるため、原則として情報公開法第30条第2項が適用される。しかし、第30条によれば、そのような情報を文書へのアクセス権から免除する条件として、その情報が関連する企業にとって、その要求が認められないことが経済的に重要であることが挙げられている。そこで、法案では、情報の機密性を危うくしないために、純売上高に関する報告情報については、無条件で文書閲覧権を免除することを提案する。報告後、情報は商務庁のITシステムで利用可能となり、商務庁のデータ処理に関する法律および行政法にしたがって他の行政庁に開示される場合がある。しかし、これらの行政庁も、情報の機密性と文書閲覧権の免除を尊重しなければならない。

なお、対象企業の純売上高に関する情報を税務庁から入手できるかどうか調査されたが、これは不可能であることが判明したとされている。すなわち、すべての企業が税務庁に純売上高を報告する義務を負っているわけではなく、また税務庁に純売上高を報告する企業の場合、これは事業上の (driftsmæssige) 原則ではなく税務上の原則に従って計算される。かりに商務庁が税務庁から対象企業の大部分の (おおよその) 純売上高に関する情報を入手できたとしても、これは適切な解決策とはならない。なぜなら、商務庁は、報告された年次報告書を受領した時点で、純売上高に関する情報を貸借対照表合計 (総資産額) および従業員数に関する年次報告書の情報と比較する機会を与えられ、デジタル検査を実施できることがきわめて重要だからである。長期的には、これは特に、企業が監査免除を選択するための規模要件を遵守しているかどうかを厳しくチェックすることになる。というのも、税務庁への純売上高の報告は7月1日までに行わなければならないが、大多数の企業 (暦年を会計年度とする企業) の年次報告書の報告は5月31日までに行わなければならないからである。

そして、産業・事業および金融省は、この法案が政府にとって有する経済的帰結について、この法案は、商務庁がこれまで実施してこなかったチェックを実施しなければならないことを意味すると指摘する (Erhvervsministeriet (2020) 4.)。会計検査との関係では、会計クラスが正しく適用されているかどうかのチェックや監査を受けないという選択が適法なされているかどうかのチェックの強化など新たな業務を伴うが、法案は商務庁の組織上の変更を伴うものではないとする。

法案はまた、情報不足や情報提供の不履行があった場合の強制解散の増加や、違法な株主 (社員) 貸付の回収命令などの遵守に関連する行政上の影響も生じさせる。強制解散の件数は年間約600件増加すると推定されるが、これは、裁判所にとっては250万デンマーク・クローネ、税務庁にとっては750万デンマーク・クローネのコスト増につながり、また、強制解散の適用が定期的な履行強制金 (罰金) の支払いにとって代わることになる」と指摘される。

さらに、既存のITシステムのアップグレード費用も必要となる。これは、たとえば、会社や会計分野のデジタル事前チェックにあてはまり、システムの日常的な運用にかかる費用も予想されるとしつつ、すべてのシステムにおいて変更は少なく、政府IT庁 (Statens It-råd) におけるリスク評価の必要はないとする。

事業者にとっての影響については、「この法案は、商務庁の「より良い規制局 (Område for Bedre Regulering)」に提出され、同局は「この提案は企業に行政上の影響を及ぼす」と評価している。これらの影響は年間400万デンマーク・クローネ以下と推定されるため、これ以上の数値化は行わない。」とされ、主たる行政上の影響には年次報告書作成のための純売上高の表示が含まれる」と指摘されている。

b. 現在の規律

まず、計算書類法第159b条第1項は、「商務庁は、本法〔計算書類法一引用者〕、会計法、会社法、マネーロンダリング法、監査人法、商事財団法、特定の営利企業に対する法律、欧州会社法、欧州会社についての制定法に関する2001年10月8日付欧州閣僚理事会規則第2157/2001/EC、欧州共同組合法、欧州協同組合についての制定法に関する2003年7月22日付欧州閣僚理事会規則第1435/2003/EC、持続可能な投資促進のための枠組みを確立し、規則（EU）第2019/2088/EUを改正する2020年6月18日付欧州閣僚理事会規則第2020/852/EU、共通の電子報告フォーマットを指定するための規制上の技術基準に関する欧州議会および欧州閣僚理事会の指令第2004/109/EC に対する補足規則を定める2018年12月17日付欧州委員会委任規則（EU）第2019/815、従業員投資会社に関する法律およびこれらの法令に基づいて発せられた規則の遵守状況を検査する目的で受領した、本法に従って商務庁に提出する必要がある年次報告書およびその他の文書の検査を実施する。」と定め、同条2項は「年次報告書が国際会計基準（137条参照）に従って提出されている場合には、商務庁は年次報告書が国際会計基準に従って提出されているかどうかとも検査する。」と定めている。

計算書類法の下で、商務庁による検査は、提出に関する検査（159a条参照）として、またリスクベースの検査（159b条参照）として実施することができるとされているが、特別な場合には、第159b条に基づく検査は、無作為抽出されたサンプルに対する検査として実施することができる（159条2項4項）。

検査は、可能な限りデータベース化およびデジタル化されなければならないと定められており（159条3項）、第159a条1項は、商務庁は、年次報告書および商務庁に提出する必要があるその他の文書の提出に関連して、計算書類法の規定および計算書類法に基づいて発せられた規則に対する企業の遵守状況を自動的に検査するとし、計算書類法に従って。商務庁は、提出に関してデジタル化された即時の決定により、誤謬や脱漏を含む年次報告書などの提出を拒絶することができると定めている⁶²⁾。

特別な場合には、商務庁は、計算書類法に従って企業の年次報告書などの検査を実施する際に外部からの支援を利用することができる（159c条）。また、商務庁は、計算書類法または計算書類法に基づいて発せられた規則に従って企業が商務庁に提供または提出した情報または陳述の正確性について、公認監査人、弁護士その他の専門家から陳述を入手することを企業に要求することができ、陳述を行う者は、その陳述の中で、会社から独立していることを確認する必要がある（159d条）。さらに、商務庁は、企業、その現在の経営者もしくは監査人または元経営者もしくは元監査人に対して、第159b条第1項という法令および会社の定款に対する違反があったかどうか、または違反が止んだかどうかの判断に必要な情報を要求することができる。商務庁は、企業、その現在の経営者もしくは監査人または元経営者もしくは元監査人に対し、国際会計基準に従って提出された年次報告書が国際会計基準に従って提出されているかどうかを確認するために必要な情報を要求することもできる（160条）。

公表が不当に大きな損害を引き起こす可能性がある場合を除き、商務庁は、適切と判断した場合には、第159b条に基づく検査が開始されたことまたは開始されていることおよび検査結果を公表することができ、その公表は商務庁のウェブサイトで行われ、商務庁はどのように公表するかを決

62) 商務庁が第1項に従って年次報告書などを拒絶したときは、その文書は公開されない（159a条2項）。

定する。また、事案を警察による捜査に委ねるという商務庁の決定は、商務庁のウェブサイトで公表されることがあり、その公表には企業名が掲載される場合があるが、その公表が進行中の犯罪捜査に対する脅威であるとみなされる場合には公表できない。

商務庁は、計算書類法または計算書類法に基づいて発せられた規則に基づく検査に関連して、違反を告発すること、誤謬を訂正するよう命ずること、および、違反行為を止めるように命ずることができる。命令を発する場合には、商務庁は、命令遵守の期限を設定する（161条）。

会社の経営者が第160条に基づく情報要求に応じなかった場合（1項2号）または第161条第2号および第3号に従って商務省から与えられた命令に従わなかった場合（1項3号）、商務庁により履行強制措置として日次または週次の罰金が課される場合がある（162条1項）。

同様に、会社の監査人が第160条に従って情報を提供しなかった場合には、履行強制措置としての罰金が科せられる場合がある（162条2項）。なお、履行強制措置としての罰金は国庫に帰属する（162条3項）。

また、企業が第159d条に従って陳述を提出すること、第160条に従って情報を提出すること、または第161条第1項2号また3号に従って与えられた命令に従うことを怠った場合には、商務庁は、当該企業に適用される法律に従って当該企業の解散を破産裁判所に請求することができる（162a条1項）。同様に、商務庁は、外国企業の支店が陳述や情報の提出を怠った場合または命令に従わなかった場合には、第1項第1号から第3号までに従って、その支店を商務庁の登録簿から抹消することができる。パートナーシップまたはリミテッド・パートナーシップに関するものである場合には、商務庁は商務庁の登録簿からそのパートナーシップまたはリミテッド・パートナーシップの登録を抹消することができる（162 a条2項）。商務庁は、企業または外国企業の支店が第159d条、第160条または第161条〔第1項—引用者〕第2号および第3号に従って要求事項を満たさなければならぬ期限を設定することができる。商務庁が設定した期間の終了日までその要求事項が満たされない場合には、商務庁は第1項または第2項に従って決定を下すことができる（162a条3項）。

計算書類法、計算書類法に基づいて発せられた行政命令、第136条および第137条に基づく会計基準、ならびに、国際会計基準の適用に関する欧州閣僚理事会規則に基づいて商務庁が行った決定については、その決定が関係者に通知されてから4週間以内に、企業不服審査委員会に審査を求めることができる（163条1項）。なお、162a条第1項および第2項に従って行われた決定に対しては、他の行政庁に審査を申し立てることができない（163条2項）。

さらに、企業等（法人）は、刑法第5章の規定に基づき刑事責任を問われる場合がある（164条3項）。そして、計算書類法に基づいて発せられた規則においては、規則の規定に違反した場合にはつき罰金を定めることができる（164条4項）。商務庁は、行政命令により、第136条第1項に従って発行された会計基準の規則違反に対する罰金を決定することができる（164条5項）。検査行政庁からの命令に従わない者（161a条6項参照）または虚偽の情報もしくは誤解を招く情報を提出した者には、他の法律に基づいてより高い罰金が科せられる場合を除き、罰金が科せられる（164条6項）。計算書類法の規定または計算書類法に基づいて発せられた規則の違反に対する時効は5年である（164条7項）。

2) 金融監督庁による検査

資本市場法第213条第1項から第3項によれば、金融監督庁は、デンマーク国内に所在する譲渡可能証券の発行体について、その譲渡可能証券が、国内、欧州連合内の他国または欧州連合が金融

圏に関する協定を締結している国の規制市場において売買が認められている場合には、金融業法第183条から193条まで、計算書類法、投資事業組合法第82条および第83条等に定める年次報告書および中間報告書の財務情報に関する規則ならびに代替投資ファンド等のマネージャーに関する法律第131条が遵守されていることを確認する。また、金融監督庁は、金融業法第196条、計算書類法、投資組合等に関する法律第95条、代替投資ファンドのマネージャー等に関する法律第131条に従って発せられた規則が遵守されているかどうかを検査する。さらに、金融監督庁は、国際会計基準の適用に関する2002年7月19日付欧州議会・欧州閣僚理事会規則（EC）第1606/2002号の遵守状況を検査する。

金融監督庁は、これらの検査に関して、金融業法第197条、投資組合法等第96条および計算書類法第161a条に基づき金融監督庁に付与された権限を行使する（第4項）。また、第1項から第4項までに基づく検査には、第21条に従ってデンマークを本国とする発行者の年次報告書および中間報告書の財務情報に関する規則への準拠を検査することも含まれ、その実施にあたって、金融監督庁は、指示を与え、違反を告発し、誤謬の是正および違反行為の停止ならびに変更した情報または補足情報の公表命令を含め、状況を変更することを命ずることができる（第5項）。金融監督庁は、特別な場合には、これらの検査に関して外部からの支援を利用することができ（第6項）、計算書類法が適用される企業に関する事案を扱う場合および金融監督庁の監督下でない発行体に関して第5項に従って検査する場合には、商務庁が金融監督庁に代わって行う（第8項）。

検査の実施方法については、かつての証券取引法のような具体的な規定は設けられておらず、ESMAガイドラインに従って、行うものとされている（Erhvervsstyrelsen（2023a））。

なお、2004年改正後証券取引法83b条の規定は、2016年証券取引法改正⁶³⁾によって削除された。

63) Lov nr. 1549 af 13/12/2016. なお、この改正では、本法案により、金融監督庁および商務庁は、EU市場濫用規則（Market Abuse Regulation）および透明性指令（Transparency Directive）の規定の遵守を確保するための権限を付与されるとされ、提案された権限等は、金融監督庁および商務庁が、証券取引法等の規則、年次報告書および中間報告書の財務情報に関する規則の下で、EU規制の下で義務を負う企業がその義務を履行していることを実効的に監督できるようにするために必要であると考えられると指摘された。そして、「事業成長省は、机上調査、すなわち訪問調査を伴わない書面による資料請求に基づく調査のような、より立入りの少ない権限によって所期の目的を達成することができるかどうかを検討したが、金融セクターでの経験から、机上調査自体では、金融監督庁が監督対象事業体の活動について十分な洞察を得られることはほとんどないことが分かっている。これは、金融監督庁が資本市場のような複雑な分野における規則の遵守を保証しなければならない場合に特に当てはまる。事業成長省は、企業の規則遵守を監視する最も効果的な方法は、机上調査と視察の組み合わせであると評価している。加えて、視察は企業との直接対話を可能にし、各企業の具体的な状況をより確実に考慮することができる。」とした。

もっとも、行政庁として、金融監督庁と商務庁は比例原則に従わなければならないから、たとえば、金融監督庁と商務庁は、監督・検査のための訪問を実施する権限を行使する前には常に情報を入手する権限を行使しなければならないと述べられている。すなわち、付与された権限を行使する際、金融監督庁と商務庁は、一方で市民の法的確実性を十分に保護し、他方で金融監督庁と商務庁の規則を調査し執行する能力を常に確保しなければならないとされている。

そして、透明性指令とESMAの財務情報のエンフォースメントに関するガイドラインから、財務情報が財務情報報告に関する関連規制の枠組みに準拠しているかどうかを調査する国内所轄庁の監督権限に制限があっ

法案理由書 (Erhvervs- og vækstministeriet (2016) 2.7.3) では、法案では、「財務情報のエンフォースメントに関するESMAのガイドラインに従い、証券取引法第83b条を廃止することも提案されている。これは、会計検査の対象となる有価証券の発行者数に制限がなくなることを意味する。また、財務情報に誤謬があるという合理的な疑いがあるかどうかにかかわらず、商務庁が会計検査案件を開始できるようになることも意味する。この変更は、多くの証券発行者が監査を受けているという現在の実務には影響を与えないものと予想される。したがって、発行体の20%以上がサンプルに含まれることはない」と述べられていた。

3) 現在の実務

商務庁によると、会計検査は2つのフェーズに分かれており、第1のフェーズは年次報告書の提出に関連しており、計算書類法に従って提出されたすべての年次報告書、そして、国際会計基準に従って提出されたすべての年次報告書が対象となる。商務庁は多数の受領時デジタル検査 (digitale modtagekontrol) を行っており、提出時点ですでに、より正確に定義された特定の誤謬または誤謬の非常に強力な兆候が年次報告書に表れているかどうかを検査している。

第2のフェーズは、担当者による手作業による検査であり、ここでは、提出された年次報告書のいくつかを精査するために選定する。この検査は通常、リスクベースで、またはテーマに基づいた集中的な取り組みとして実施される。

てはならないとし、ESMAの財務情報のエンフォースメントに関するガイドラインは、規則違反の兆候の有無にかかわらず、所轄官庁はその業務の過程で必要な情報を要求できるべきであるとしていることを指摘した。そしてこのような背景と、ESMAの財務情報のエンフォースメントに関するガイドラインは、EUにおける国際会計基準の統一的な適用を確保し、金融市場の信頼性を確保する目的で、EUにおける統一的な検査を確保するのに役立つことを考慮すると、会計エンフォースメントに関する既存の枠組みを撤廃することが適切であると考えられるとした (Erhvervs- og vækstministeriet (2016) 2.7.2)。

この改正により、証券取引法第83条第1項から第3項までが定める規則遵守の監督に関連して、金融監督庁および商務庁は、適切な身分証明に基づき、裁判所の命令なしに、前述の規則が適用される企業およびその供給業者や下請業者の事業所において検査を実施することができることとされた。これはまた、金融監督庁が多くの外国当局やESMAが利用するための情報をこれらの企業から入手できることを意味すると法案理由書は指摘する。そして、改正法では、商務庁が、会計エンフォースメントの実施において金融監督庁に代わって行動する場合には、証券取引法、金融業法および計算書類法における年次報告書および中間報告書の財務情報に関する規則ならびに一定のEU規則に基づく金融監督庁の監督対象ではない事業者の義務の遵守の検査に関して、証券取引法第87条第5項、第6項および第8項に規定された権限を行使する権限を付与することが提案された (Erhvervs- og vækstministeriet (2016) 2.7.3)。

[会計検査（年次報告書・半期報告書）の件数]

	2018		2019		2020		2021		2022	
	年次報告書	半期報告書	年次報告書	半期報告書	年次報告書	半期報告書	年次報告書	半期報告書	年次報告書	半期報告書
前年度からの繰越	9	9	11	2	12	3	6（うち4は2021年にも未了）	2	10（うち4は2022年にも未了）	2
当年度着手	20	3	18	9	12	4	15	2	19	6
当年度終了	18	10	17	9	18	6	11	2	16	4
次年度への繰越	11	2	12	2	6	1	10	2	13	4

Erhvervsstyrelsen (2020a) s.2; Erhvervsstyrelsen (2021a) s.2; Erhvervsstyrelsen (2022a) s.2; Erhvervsstyrelsen (2023a) s.2

[会計検査の結果（年次報告書・半期報告書）]

	検査対象企業数	完了した検査数	誤謬が発見された検査数	投資者の意思決定に影響を与えない違反が発見された検査数	誤謬も違反も発見されなかった検査数
2015	215	34（うち中間報告書13）	11（うち中間報告書6）	1	22（うち中間報告書7）
2016	209	30（うち中間報告書9）	10（うち中間報告書3）	4（うち中間報告書1）	16（うち中間報告書5）
2017	198	30（うち中間報告書10）	15（うち中間報告書9）	0	15（うち中間報告書1）
2018	201	18（うち中間報告書3）	8（うち中間報告書2）	3	7（うち中間報告書1）
2019	203	21（うち中間報告書10）	6（うち中間報告書3）	3（うち中間報告書2）	12（うち中間報告書5）
2020	207	14（うち中間報告書5）	3（うち中間報告書2）	2（うち中間報告書1）	9（うち中間報告書2）
2021	200	12（うち中間報告書2）	4（うち中間報告書1）	0	8（うち中間報告書1）
2022	201	2（うち中間報告書2）	1（うち中間報告書1）	0	1（うち中間報告書1）

Erhvervsstyrelsen (2019) s.4; Erhvervsstyrelsen (2020a) s.4; Erhvervsstyrelsen (2021a) p.4; Erhvervsstyrelsen (2022a) s.4; Erhvervsstyrelsen (2023a) s.4（より新しい報告書における数による/2022年は年次報告書についてのデータは未集計）

a. 受領時デジタル検査

2019年に、商務庁は、企業中央登録簿（Det Centrale Virksomhedsregister [CVR]）中の企業の計算書類につき、より正確なデータを確保することを目的として、より技術的な性質の自動的検

査を多数導入した。受領時デジタル検査は、年次報告書の提出に関連する事前検査であり、より正確な計算書類を保証するための商務庁の作業の重要な部分であり、企業がこの分野の法律をより広範囲に遵守することを支援する。受領時デジタル検査には、同じ項目が異なる値で報告書に表示されないようにするための検査、たとえば、年度の損益が異なる符号で複数の場所に表示されないようにするための検査などが含まれる。そして、企業庁は、合理的で実行可能な場合には、計算書類の自動的検査に重点を置いており、新しい受領時デジタル検査を継続的に拡大してきた(Erhvervsstyrelsen (2020b) s.27; Erhvervsstyrelsen (2023c))。たとえば、2019年度にはリソースの大部分を費やし、監査免除の選択権の行使が正しく行われているかどうかに関連する受領時検査(監査を受けていない計算書類が送付されても、前回の年次報告書で監査免除の選択権が認められていないにもかかわらず、監査を受けていない場合には、受領時検査で対応すること)を実施し、2020年初頭には、この点についての最後の受領時検査を行った(Erhvervsstyrelsen (2021b) s.34)⁶⁴⁾。

一部の検査は年次報告書が拒否されることを意味するが(ハード検査 [hård control])、他の検査は会社に潜在的な誤謬を通知するが、年次報告書の受領は拒否されない(ソフト検査 [blød control])。受領時検査は、企業にとって有用であり、報告書が正しければ当然そのような検査が行われていることに気付くことはない。

2022年に、商務庁は2つの重点分野において、多くの新しい受領時検査を実施した。これらは、

64) なお、透明性指令(Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 2004 on the harmonisation of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directive 2001/34/EC) 4条7項による委任に基づいて、欧州委員会が国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成された上場企業の年次報告書を作成する際のフォーマット(欧州単一電子フォーマット(ESEF))に関するルールを定めた規則(Commission Delegated Regulation (EU) 2018/815 of 17 December 2018 supplementing Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council with regard to regulatory technical standards on the specification of a single electronic reporting format, OJ L 143, 29.5.2019, p. 1)を公表したことをうけて、商務庁は、「商務庁への年次報告書の提出は、新しい要求事項の直接の対象ではないが、商務庁は積極的な役割を果たすことが当然であると考えている。したがって、この規制は、商務庁に報告しなければならない年次報告書にも影響を与えることになる。このような背景から、商務庁は2021年1月1日からESEFに従って作成された年次報告書を報告できるよう、2020年に年次報告書の報告ソリューションを準備した。ESEFの目的は、アナリスト、投資家、その他の利害関係者がデータにアクセスしやすくすることで、資本市場の透明性を強化することである。具体的には、すべての標準的なウェブブラウザで開くことができるフォーマットであるHTMLで年次報告書を作成しなければならないことを意味する。HTMLは、多くの企業にとってPDFフォーマットに取って代わるものである。連結計算書類を作成する発行者は、会社の主要な計算書類、すなわち損益計算書、その他包括利益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書およびキャッシュフロー計算書の会計数値のタグ付けにもinlineXBRLを使用しなければならない。したがって、同規則に従い、金融監督庁への報告時に連結計算書類中の主要計算書類をinlineXBRLでタグ付けすることが義務付けられている企業は、商務庁に対し、年次報告書全体を同フォーマットで報告する機会を得ることになる。この関連で、商務庁は、企業が正しく報告し、その結果CVRのデータが正しいものとなることを支援することを目的として、ESEFを通じた報告を対象とした多くの受領時検査を開発した」と述べた(Erhvervsstyrelsen (2021b) s.34)。

企業の純売上高に関する情報報告の質を保証するための受領時検査と、新しい会計法および関連する計算書類法の改正（新しい規制では、とりわけ、貸借対照表の総額が5,000万デンマーク・クローネを超える場合には、監査を受けないという選択はできないこととされた）をうけた監査を受けないという選択を正しく行うことを保証するための受領時検査である。商務庁は、意味があり、実際に効果がある分野での新しいデジタル受領時検査の開発に常に注力している。さらに、商務庁は、導入された検査が適切に機能しているかどうかにも注目している（Erhvervsstyrelsen（2023b）s.39）。そこで、商務庁は、いわゆるソフトな受領時検査（勧告的検査）の多くを見直した。具体的には、選択された受領時検査が現在も適切に機能しているかどうか、また検査がソフト検査からハード検査に変わる可能性があるかどうかを評価するため、多数の計算書類を見直した。たとえば、2022年に、商務庁は6つの受領時検査を検討し、これに関連して237の計算書類を検査した。商務庁は、選択されたコントロールの大半は適切に機能しており、6つの検査のうち4つはハード検査に変更する可能性があるとして評価し、2023年に変更する。なお1つの受領時検査は、適切に機能させるためにさらなるカスタマイズが必要であった。

2022年には、商務庁は、商務庁のデジタル・ソリューションで企業が提出を行う前であっても、企業で起動できる受領時検査である、いわゆる「高度な（fremskudte）」受領時検査を多数導入した。これは、企業が使用する会計ソリューションに実装されるタクソノミ⁶⁵⁾に、選択された受領時検査を直接追加することによって行われた（Erhvervsstyrelsen（2023b）s.39-40）。すなわち、実施されたデジタル受領時検査の数は、2021年から2022年にかけて19増加したが、そのうち7は、商務庁が2022年に初めて実施した高度な検査である（Erhvervsstyrelsen（2023b）s.38-39）。

高度な検査の目的は、企業ができるだけ早い段階で適切かつ正しい計算書類を作成できるようにすることで、商務庁のデジタル会計ソリューションに提出した後に、誤謬や脱漏の修正に時間とリソースを費やす必要がなくなる。これにより、年次報告書に誤謬があった場合、企業は時間を節約することができ、また企業の財政状態に関するより正確なデータにも貢献する。

もっとも、すべての受領時検査が高度な受領時検査として実施できるわけではない。たとえば、他の登録簿の情報と比較するような検査の場合、商務庁への提出に関連して受領時検査を実施する必要がある。当初は、商務庁と外部会計システム供給者の双方が、これらの検査の開発、実装および使用について経験を積むことができるように、7つの高度な受領時検査が実装された。商務庁は、会計ソリューションのタクソノミに今後さらに多くの受領時検査が実装されることを期待している。これは、計算書類が企業の総会で承認される前に、企業が誤謬や脱漏を修正することがより簡単かつ迅速にできるようにするためである（Erhvervsstyrelsen（2023b）s.40）。

65) デジタル年次報告書は、いわゆるタクソノミに基づいて作成される。そこで、商務庁は、会計規則への準拠を確実にするため、毎年新しいタクソノミを発行している。2022年に、商務庁は、企業が古いバージョンのタクソノミで年次報告書を提出しないようにするため、多くの古いタクソノミに基づく報告を再び締め切った。これはデータの質の向上に役立つと評価されている（Erhvervsstyrelsen（2023b）s.39）。

[受領時デジタル検査の推移]

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受領時デジタル検査数	116	42	15	16	4	20
うち高度な受領時検査	0	0	0	0	0	7
検査の取消し数	0	0	0	0	5	1
うち高度な受領時検査の取消し数	0	0	0	0	0	0
受領時デジタル検査数累計	116	158	173	189	188	207

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.27; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.39

b. 手作業による検査

受領時デジタル検査の後の商務庁の手作業による会計検査は、直接にまたはデジタル的に報告された年次報告書に基づいて、重大な誤謬または重大な誤謬の兆候が検出されたものについて、対象を絞った集中的な取り組みとしてなされ、一部は、検査された年次報告書をその他の要因に基づいて選定するその他のリスクベースの検査から成る (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.40)。たとえば、株主・社員に対する違法な貸付金 (貸借対照表の該当項目に基づいて事案を抽出し、融資が別の項目に隠蔽されようとしている企業の特定に継続的に重点を置いている)、会計法違反 (監査人が監査報告書で会社が会計法に違反しているという情報を与えた場合、および、違反の性質が監査人によって意見・結論が限定されるような性質のものである場合の検査)、監査人による除外事項の記載 (監査人が監査報告書に除外事項を付した場合の検査。商務庁は、企業の年次報告書が法律の要求事項を満たしていれば除外事項の大部分を回避できるため、除外事項の背後にあることが多い違反の是正に重点を置いている)、および、著しい粉飾がなされている (fiktivt) 計算書類 (商務庁の機械学習モデルで選定された計算書類および計算書類が著しく粉飾されている兆候があるとモデルが評価した計算書類を検査) に重点がおかれている。以上に加えて、他のリスクベースの検査があり、検査対象の年次報告書が他の要因に基づいて選定される。商務庁は、計算書類が何らかの金融犯罪に使用された兆候がある企業に焦点を当てているが、重大な違反を含む年次報告書に対する取り組みも行われている (Erhvervsstyrelsen (2023c))。

[強制解散が破産裁判所に申し立てられた件数]

2019	2020	2021	2022
124	65 (2021b) /58 (2023b) *	87	108

Erhvervsstyrelsen (2021b) s.40; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.52) (*2021年版と2023年版とでは算定方法が異なるため)

[手作業による検査数]

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
違法な株主（社員）貸付事案	669	521	1311	1322	911	1043	829
うち再開事案	-	-	-	-	-	750	180
会計法違反	57	211	102	245	132	129	140
うち監査人の監査報告書で言及されていた事案	-	-	-	-	132	129	129
うち監査免除を選択している会社または新しく創立された企業	-	-	-	-	-	-	11
監査人の監査報告書における除外事項または意見不表明	62	14	335	151	82	42	32
著しく粉飾されている会計の兆候	-	-	-	-	-	111	180
その他のリスクベースで選定した事案	322	227	105	763	362	216	546
合計	1110	973	1853	2418	1487	1541	1727

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.28; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.41

a) 違法な株主（社員）貸付

2021年および2022年に、商務庁は、違法な株主（社員）貸付に関する古い事案の再捜査と終結という大きな取り組みを実施した。新たに開始された649の事案に加え、商務庁は約180の古い事案を再開し、終結させた。これらの事件は、企業が商務庁の命令に従わなかったために保留されていたものである。2022年に、商務庁は、年次報告書において違法な株主（社員）貸付を正しく認識していない企業に焦点を当てた。これはたとえば、違法な貸付を隠すために別の会計科目が使用されている場合などである。商務庁は、このようなケースを特に重大な違反とみなしており、このような「隠された」違法な株主（社員）貸付を検出する取組みを強化した。とりわけ、貸借対照表で認識されていない違法な融資が会社によって行われたことを示すさまざまな種類の年次報告書の調査から成る。この調査の結果、39件の検査案件が開始された。株主（社員）貸付に関する規則に対する重大な違反があった場合、商務庁は、その状況をまず警察に通報し、かつ、将来2会計年度の年次計算書類の監査を命じる。ほとんどの場合、商務庁は履行強制金も課しているが、必要な効果は得られていない。なお、2020年会社法等の改正⁶⁶⁾により、商務庁には、企業が違法な株主（社員）貸付について商務庁の返済命令に従わない場合またはそのための書類を提出しない場合には、破産裁判所に強制解散を申し立てる権限（会社法225条など）⁶⁷⁾を与えられている（Erhvervsstyrelsen

66) Lov om ændring af årsregnskabsloven, selskabsloven, lov om visse erhvervsdrivende virksomheder, revisorloven og forskellige andre love (Lov nr 642 af 19/05/2020) . Erhvervsministeriet (2020) 参照。

67) Erhvervsstyrelsen (n.d.) では、「違法な株主貸付や会計法違反に関しては、会社が違法な状況を是正するためにできる限りのことを行ったことを文書によって証明できれば、会社は強制解散に付されることはない。株主貸付や会計法違反の場合、会社には、常に、違法行為が停止したことを証明する書類を提出するための合理的な期間が与えられる。会社が、商務庁の定める期限内に違法行為を止めるためにあらゆる手段を尽くしても無駄であった場合には、商務庁は、具体的な評価に基づいて、より短いまたはより長い期間、事案の処理を一時延期する (sætte sagen i bero) ことを選択することがある。たとえば、違法な株主貸付の場合、現在の実務によれば、貸付先が支払不能であり、そのために現時点では貸付金の返済が不可能であることを示す書類を会社が提出した場合には、一般的に、商務庁は、最長1年間、事案の処理を延期する」とされている。

(2023b) s.41-42)。

[違法な株主（社員）貸付事案の検査数]

	2018	2019	2020	2021	2022
返済命令がなされた事案数	1311	1322	911	293	649
過去の命令について手続きが再開された事案数	-	-	-	約750	約180
年度末において未了の事案数	971	1024	1122	457	329

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.28; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.41

[違法な株主（社員）貸付事案に対する商務庁の処分]

	2018	2019	2020	2021	2022
返済命令額（百万デンマーク・クローネ）	約500	約485	495	200	467
将来2会計年度にわたって監査を受けることを要求された会社数	200	274	241	264	233
警察に通報された会社数	35	240	236	266	249

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.29; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.42

b) 監査人が会計法違反を指摘している事案についての会計検査

商務庁は監査人が監査報告書において強調事項として会計法違反に言及している場合にまたは会計法違反を除外事項として意見表明をしている場合には、リスクベースでの検査の観点から全数を検査の対象としている（Erhvervsstyrelsen (2023b) s.44）。

[監査人による会計法違反の指摘があった事案]

	2018	2019	2020	2021	2022
会計法違反が強調事項として指摘されているにすぎない事案数	54	172	103	62	88
監査人が会計法違反を理由として除外事項を付している事案数	48	73	29	67	41
合計	102	245	132	129	129

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.30; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.44

[監査人による会計法違反の指摘があった事案の検査]

	2018	2019	2020	2021	2022
スクリーニングの対象となった数	171	782	457	217	217
取り上げた事案数	102	245	132	129	129
手続きが終結した事案数	32	64	192	205	194
年度末の未了の事案数	70	238	183	107	42

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.29; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.44

[監査人が会計法違反を指摘している事案に対する商務庁の処分]

	2018	2019	2020	2021	2022
監査免除の選択権の剥奪	46	69	48	71	49
うち警察への通報	11	3	32	46	29

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.30; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.45

c) 監査免除企業または新設企業の会計検査

新会計法 (Bogføringsloven, Lov nr 700 af 24/05/2022) の制定により、2022年7月1日以降、商務庁は企業が会計法を遵守しているかどうかをリスクベースでチェックすることとされた。これに関連して、商務庁は特に、会計法の規定に違反しているかどうかの重要な兆候があるかどうかを評価できるようにするために必要な情報を企業に要求することができることとされた (23条2項)。ただし、この検査は、新規に設立された企業および監査から除外された企業のみを対象としている (23条1項)。新会計法により、商務庁は早い段階で、会計法違反の重大な兆候があるかどうかを調査する機会を与えられることになった。会計検査により会計法違反の重大な兆候を認識した場合には、商務庁は、会計法違反がないことを宣言する公認監査人による確認書の提出を会社に求めることができるが (23条3項)、2022年には、商務庁がこの権限を行使した事案はなかった。商務庁は2022年に11件を取り上げ、すべて終結した。その結果、2社を強制解散のため破産裁判所に送致し、1社には2021年の年次報告書の訂正を命じた (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.45)。

d) 監査人による除外事項付意見表明など

リスクベースのアプローチに基づき、商務庁は、監査人が計算書類に関する意見または結論を表明することができなかつたり、監査報告書の中で1つ以上の会計項目の認識や測定について除外事項を付したりしている会計項目をチェックした (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.45-46)。

[監査人が除外事項を付している事案の検査]

	2018	2019	2020	2021	2022
監査人が除外事項を付している事案数	1100	564	455	94	86
取り上げた事案数	335	151	82	42	32
終結した事案数	51	351	130	58	44
年度末の未了の事案数	284	85	37	21	9

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.31; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.46

[監査人が除外事項を付している事案に対する処分]

	2018	2019	2020	2021	2022
翌会計年度の年度報告書における誤謬の訂正命令	11	58	21	17	9
新たな計算書類の作成命令	58	112	41	32	25
監査免除の選択権の剥奪	65	170	53	37	28
処分なし	47	148	72	16	15

Erhvervsstyrelsen (2020b) s.31; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.47

e) 著しい粉飾がなされている兆候がある場合

著しく粉飾された計算書類 (fiktiv regnskaber) とは、計算書類が見せかけだけ (på skromt) 作成されたことを示すような、つまり計算書類が粉飾されていることを示すような重大な誤謬を含む計算書類のことである。商務庁がこのような計算書類に気づくのは、商務庁の機械学習モデルが、事業、貸借対照表および／または資本が膨らんでいる兆候がある計算書類を手作業で処理するために選択したときが最も多い。たいていの場合、商務庁は企業に対し、その説明と文書化を求める。場合によっては、年次報告書に非常に多くの、あるいは重大な誤謬や脱漏が含まれているため、年次報告書を訂正し、公認監査人による年次会計監査を受けなければならないという決定を下すことができる。このような場合、商務庁はいくつかの対応策をとることができる。企業が報告書および書類を提出しない場合、商務庁は入手している情報に基づいて決定を下し、場合によっては破産裁判所に強制解散を請求することができる。監査済みの計算書類が添付された承認済みの年次報告書を提出しない場合にも、商務庁は破産裁判所に会社の強制解散を請求する。

2021年に、商務庁は、機械学習に基づく新しいリスクベースのモデルの開発に多大な資源を費やした。このモデルの目的は、提示された計算書類に重大な誤謬 (計算書類が粉飾である可能性を示唆するもの) が含まれているとの指摘がある企業を特定することである。モデル開発の一環として、商務庁は、誤謬を含む計算書類と誤謬のない計算書類でモデルを訓練するため、約6,000の計算書類を検証した。これまでのところ、モデルは非常に良好な結果を示しているが、今後も開発が続けられるため、その精度を維持・向上させるためには、追加的なインプットで補完する必要があるものの、モデルへのインプットを提供するだけでなく、レビューにより、不正のパターンに関する独自の洞察と概要が得られた (Erhvervsstyrelsen (2022c) s.42)。2022年にも、商務庁は、提出された計算書類に重大な誤謬 (粉飾決算) がある企業を特定するため、商務庁の機械学習モデルを運用し、さらに発展させた (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.47)。

商務庁が著しく粉飾された計算書類に気づくのは、商務庁の機械学習モデルが、総資産額および／または資本が膨らんでいる兆候がある計算書類を手作業で処理するために選択したときが最も多い (Erhvervsstyrelsen (2022c) s.43; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.47)。

商務庁は、事案を処理する際、ほとんどの場合、会社に対してその説明と書類の提出を要求する。場合によっては、年次報告書に非常に多くの、または重大な誤謬や脱漏が含まれているため、年次報告書を訂正し、公認監査人による年次会計監査を受けなければならないという決定を下さなければならない。企業が明細書や書類、監査済みの年次計算書類を提出しない場合には、商務庁は破産裁判所に強制解散を申し立てることができる (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.48)。

機械学習モデルに基づき、商務庁は、2021年には会社の年次計算書類が著しく粉飾されている可能性が示唆された111件の事案を取り上げ (Erhvervsstyrelsen (2022c) s.43)、2022年には180件の事案を取り上げた (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.47)。

その結果、2021年に完了した110件の事案では、36社が強制解散に追い込まれたり、会社形態を変更したりし、15社が新たな年次報告書を提出し、1社が譴責処分を受けた (Erhvervsstyrelsen (2022c) s.44)。2022年に完了した142件の事案のうち、約2/3の企業が粉飾した計算書類を作成し、当初の計算書類に重大な誤謬があり、計算書類の利用者に誤解を与えるものであったと商務庁は評価し、それらの会社について強制解散が申し立てられ、または、監査済計算書類を添付した新しい年次報告書の提出が求められた (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.48)。

[著しい粉飾の兆候による検査]

	2021	2022
取り上げた事案数	111	180
終結した事案数	110	142
うち仮装会計があると判断された事案	52	約3分の2
年度末において未了の事案数	1	39

Erhvervsstyrelsen (2022c) s.43-44; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.47-48

f) その他のリスクベースでの検査

その他のリスクベースでの会計検査は、計算書類法および会社法に対する重大な違反が含まれている年次報告書を検出することを目指しており、偽造された監査証明書の事案、計算書類が組織的詐欺に参与して使用された可能性が示唆される事案、複数の検査分野にまたがる取組みの一環としての事案、監査免除の不正な選択に関する事案、企業、市民、その他の行政庁を含むさまざまな利害関係者からの問い合わせなど、商務庁が年次報告書の重大な誤謬や不備を指摘した事案に関連する。違反の性質上、多くの事例における商務庁の対応は、企業に年次報告書の訂正を命じ、現行会計年度と将来2会計年度について監査免除の選択権を剥奪するというものである。かりに、会社が、商務庁が定めた期限までに適切な年次報告書を提出しなかった場合には、商務庁は当該会社を強制清算のため破産裁判所に送致する (Erhvervsstyrelsen (2022c) s.44-45; Erhvervsstyrelsen (2023b) s.52-53)。

[他のリスクベースに基づく検査]

	2019	2020	2021	2022
監査免除選択可能な規模規準の遵守	85	38	52	52
違法配当	-	42	11	-
会計クラスCの年次報告書	4	36	-	-
First North 上場企業	-	-	33	-
無形資産	-	-	-	30
零細企業の特例	-	-	-	261
その他のリスク事案	674	246	120	203
合計	763	362	216	546

2019年に、商務庁は、まず、公認監査人でない者が発行した監査報告書が年次報告書に含まれている企業に対する措置を強化した。これらの措置の目的は、違法な監査報告書を含む年次報告書の公表数を減少させることであった。すなわち、商務庁は公認監査人でない者が発行した監査報告書に関する415件 (2021年度報告書によると431件 [Erhvervsstyrelsen (2021b) s.40-41]) の事例を取り上げた。財務情報の作成に関する意見書のみが発行された事案において、商務庁は企業の経営者に対し、違法な監査報告書を撤回し、年次報告書を商務庁に再提出するよう命じたものが336件あった。拡張されたレビュー報告書または監査報告書が発行された事案79件につき、商務庁は、公認監査人による年次報告書の監査を受け、この承認された新しい年次報告書を商務庁に提出するよ

う会社の経営者に命じた (Erhvervsstyrelsen (2020b) s.33)。

なお、この事案の処理に関連して、商務庁は、違法な監査報告書を年次計算書類に提供した多数の人物を警察に報告した。また、商務庁は、監査人固有の識別番号の存在について、自動受領時検査を開始した。当初はソフト検査であったが、2019年10月にハード検査に変更され、これにより公認監査人以外の者による監査報告書が添付された年次報告書の提出をほぼ防ぐことができるようになった。このため、商務庁は、2020年は限定的な範囲でのみ、この取組みを継続するという見通しを示した (Erhvervsstyrelsen (2020b) s.34)。

また、企業が監査を受けていない年次報告書を提出したが、監査免除のための規模制限を超過しているとの指摘があった85の事案を商務庁は取り上げた。監査免除のための規模制限を超過していることが判明した事案において、商務庁は当該企業に対し、監査済みの計算書類を含む新たな訂正年次報告書の提出を命じ、同時に当該企業に対し、将来2会計年度における監査免除選択の可能性を剥奪した。この取組みのフォローアップとして、商務庁は、企業が監査免除の選択権を正しく用いることを確保するための受領時デジタル検査を開発し、この検査は2020年に実装され、報告された年次報告書が監査免除の要件を満たしているかどうかをチェックすると2019年度報告書では述べられた。また、商務庁は、中規模および大規模企業を含む会計クラスC（ただし会計クラスDに含まれる上場企業は除く）の計算書類法の規定に従って年次報告書を作成する企業に対して、選択された年次報告書の特別検査を開始した。検査は、リスク表示と無作為抽出の組み合わせに基づいて選定された60の年次報告書が対象とされ、選定された年次報告書は、明白かつ重大な誤謬および脱漏が含まれているかどうかを評価するためにレビューされる。レビューは2019年末に開始されたが、まだ最終決定には至っておらず、商務庁は、この取組みが2020年に最終化されると予想しており、2020年の年次報告書でその結果を報告する予定であると2019年度報告書では述べていた (Erhvervsstyrelsen (2020b) s.34)。

2020年には、商務庁は、企業が未監査の年次報告書を提出したが、経営者が年次報告書の提出に関連する通知を無視したため、監査免除が認められる規模制限を超過したとの指摘があったケース（受領時検査）を38件取り上げた。件数のこのような減少は、監査を受ける義務を負っている企業が監査済みの年次報告書を提出することを確保するため、商務庁がこの1年間に多くの受領時デジタル検査を開始したこと起因すると商務庁は評価した。また、商務庁は、十分な処分可能準備金を持たずに配当を行った企業（違法配当とも呼ばれる）に対する特別検査も開始した。商務庁は、2020年7月に、特に違法配当に対する取締りを強化する旨のニュースを発表し、2020年秋には42件の検査事案の大半において、企業が法定利息を含む違法配当の返還を求めなければならないと商務省は決定した。さらに、会社の経営者と公認監査人は、これが行われ、違法な状況が終結したことを宣言しなければならない。42件のケースの大半は終了しており、残りのケースは2021年中に終了する予定であると2020年度報告書では述べられている (Erhvervsstyrelsen (2021b) s.39-40)。なお、2021年度にも十分な処分可能準備金を持たずに配当を行った企業に対する特別検査は継続された (Erhvervsstyrelsen (2022c) s.44-45)。

さらに、商務庁は、計算書類法の規定に従って年次報告書を作成する企業のうち、中堅・大企業を含む会計クラスC（ただし会計クラスDに含まれる上場企業は除く）の一部の年次報告書の特別検査を継続した。検査対象には36の年次報告書が含まれ、それらはリスクベースと無作為抽出の組み合わせに基づいて選定された。選定された年次報告書は、明白かつ重要な虚偽記載が含まれているかどうかを評価するためにスクリーニングされた。その結果、2019年に1件、2020年に10件が年

度末時点で未了となった。2020年度報告書によると、取り上げられた事案のうち2件については、最終決定がまだ保留されており、2件は取り下げられ、残りの7件は終結した。商務庁が決定を下した事案では、企業は今後の年次報告書で誤謬を訂正するよう命じられた (Erhvervsstyrelsen (2021b) s.39-40)。

2021年には、計算書類が組織的詐欺の一部として使用された可能性が指摘されている企業に焦点が当てられた (Erhvervsstyrelsen (2022c) s.44)。また、商務庁は、ナスダック・ファーストノースに上場している企業が年次報告書を作成するにあたって、計算書類法の要求事項を遵守しているかどうかについて検査を実施した。2021年5月1日にナスダック・ファーストノースに上場している、2020年を会計年度とする33社の年次報告書が検査対象となった。すべての年次報告書がスクリーニングされ、その上で、商務庁は、年次報告書のスクリーニング中に重大な誤謬が見つかったか、その兆候が見られた7つの年次報告書について、より徹底的なチェックを開始することを決定した。すべてのチェックは2022年半ばまでに完了し、4件は、2021年度の年次報告書で発見された誤謬を是正するよう各社に命ずることで終結した。他方、1件は、検査期間中に次の年次報告書の報告期限を超過した企業に関するものであった。その結果、同社は破産裁判所に強制清算を申し立てられ、検査案件は終了した。1件は、その後の年次報告書 (2021年分) において、商務庁が当該案件について決定を下す前に会社が指摘した誤謬を修正したため、終了した。1件は、会社との対話の結果、検査対象として選定された科目の会計処理について会社が適切な説明を行ったため、商務庁からのコメントなしに終了した (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.50)。

商務庁のその他のリスクに基づく会計検査は、計算書類法および会社法の重大な違反が含まれる年次報告書を発見することを目的としており、2022年には、組織的詐欺の一部として計算書類が使用された可能性が指摘されている企業に焦点が当てられた。さらに、無形資産を含む年次報告書を対象に、この会計項目に関する重要な誤謬や脱漏を発見することを目的とした、テーマに基づいた新たな取り組みも行っている (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.49)。

また、未監査の年次報告書を提出した企業で、監査免除の規模制限 (監査免除を選択するためには貸借対照表総額 (総資産額) 400万デンマーク・クローネ、純売上高800万デンマーク・クローネ、会計年度中の平均正社員数12名という3つの閾値のうち、2つ以上を2年連続で超えてはならない) を超過しているとの指摘がある企業に引き続き焦点を当てた (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.49)。

さらに、商務庁は無形資産の会計処理に焦点を当てた検査を開始した。重要な無形資産を有する企業の年次報告書を取り出し、関連する年次報告書を選定した。選定された年次報告書は、無形資産の情報、認識および/または測定 (評価) に関する明らかな誤謬や不可解な状況がないか審査された。検査では2021年を会計年度とする30社の年次報告書が対象とされた。すべての年次報告書がスクリーニングされ、その上で、商務庁は、スクリーニングで重大な誤謬またはその兆候が見つかった6件の年次報告書について、より徹底的なチェックを開始することを決定した。この6件のうち、1件は、再三の督促にもかかわらず、年次報告書を提出した会社が回答しなかったため、商務庁が破産裁判所に強制清算を申し立てたが、他の5件は2023年前半に完了する予定であるであると2022年度報告書では述べられている (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.50-51)。

以上に加えて、商務庁は、零細企業に対する注記免除の要件が満たされていないにもかかわらず、これを利用した企業に対して措置を講じた。これは、会計の質を向上させるためでもあり、また、この分野における商務庁の検査について影響度測定を実施し、商務庁が将来志向命令 (fremadrettede påbud. 次回の年次報告書の提出までに違反行為を終了させるよう命じるもの) を

送付することが統計的効果をもたらすかどうかについての洞察を得るためでもあった。商務庁は、一定の注記要求が免除されるという零細企業向けの選択権を、要件を満たしていないにもかかわらず、用いた企業に対し、261件の将来志向命令を発出した。将来志向命令は、提出された2020年度年次報告書に基づいており、2021年度年次報告書の提出に関連して状況を是正し、零細企業に対する適用除外の利用を中止しなければならないという将来志向命令であった。この調査は、無作為に選ばれた実験群とほぼ同様の対照群とを設けて行われた。対照群では42%が零細企業に対する免除規定を適用しなかったのに対し、(将来志向命令を受けた) 実験群では80%が適用しなかった。将来志向命令を受けた企業では、対照群の企業に比べて38ポイントも高くなり、商務庁の将来志向命令は、コンプライアンスの大幅な向上につながった。なお、実験群における将来志向命令のフォローアップとして、商務庁は、将来志向命令が守られておらず、その要件を満たされていないにもかかわらず、企業が零細企業に対する免除規定を適用し続けていることを49の事案で発見した。これに対するフォローアップとして、商務庁は、現会計年度と次の2会計年度について監査を受けることを命じ、2021年度の年次報告書の訂正を会社に命じた (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.51-52)。

4) ESMAによるピアレビュー

ESMA (2023) によると、デンマークはESMAガイドラインに完全に準拠している。

そして、ESMA (2017) によると、モデルによって毎年選定される発行者数は24、これは透明性指令適用発行者の15%、IFRS適用発行者の17%に相当し、常勤換算1人あたりの選定発行者数は3.0社であった (p.49)。ESMA (2017) によると、ランダムサンプリングおよびすべての発行者が一定の期間内に1回は検査の対象となるようにローテーションを用いている (paras.208 and 210)。リスクの評価にあたっては財務比率なども考慮に入れている (ESMA (2017) para.223)。2015年 (2014年年次計算書類が対象) と2016年 (2015年中間計算書類および年次計算書類が対象) に選定された発行者のうち、リスク・プロファイルで選定されたものは65%、サンプリング (ランダムおよびローテーション) で選定されたものは32%、その他 (特定のリスク) で選定されたものは3%であった (p.58 Figure 3B)。リスク評価に基づいて選定された発行者の検査を優先的に行っていた (para.241)。なお、選定された発行者の総数は55であり、54について検査が完了した (p.60 Table 4)。検査にあたって用いるチェックリストが作成されている (ESMA (2017) para. 307)。外部の専門家の支援を受けることもある (ESMA (2017) para.318)。

なお、2016年9月30日時点での常勤換算1名あたりのIFRS発行者数は18 (p.35, Figure 1A)、総発行者数は20 (p.36, Figure 1B) であった。また、検査従事者の一部は学士以上の学歴を有していなかった (para.144)。

ESMAが2015年から2016年に行ったピアレビュー (2014年年次計算書類、2015年中間計算書類および年次計算書類が対象) によると、その期間に完了した検査は54件であり、訂正書の公表命令6件、将来の計算書類における訂正命令18件、重要でない逸脱についての書簡送付4件であった (ESMA (2017) p.87)。

テーマ別検査が占める割合は、2014年年次計算書類については26%~49%、2015年中間計算書類については1%~25%、2015年年次計算書類については50%超であった (ESMA (2017) p.72-73 Table 7)。

5) 事前照会

商務庁が事前照会 (forhåndsgodkendelse) に応じている (Berger (2010) p.24. また、表1 参照)。たとえば、2022年度年次報告書では、「商務省は、計算書類法の各条項の解釈に関する相当数の問い合わせを定期的に受けている。これらの問い合わせは、企業が監査免除を選択できる要件を満たしているかどうかにつき疑義があるという比較的単純なものから、計算書類法の規定および国際財務報告基準 (IFRS) の関連解釈を遵守するために、提案された企業結合をどのように会計処理すべきかについての解釈まで、非常に多岐にわたる。」と述べている (Erhvervsstyrelsen (2023b) s.53)。

(3) 年次手数料

計算書類法第156条3項は「商務庁は、EU/EEA加盟国の規制市場において有価証券の取引が認められている企業は、本法に関連する検査活動 (161 a条参照) のために年次手数料を支払わなければならない旨を定めることができ、当該手数料の額および徴収ならびに支払いが遅延した場合の督促手数料の支払いに関する詳細な規則を定めることができる。」と定めている。これをうけて、「一定の企業の会計検査の実施のための資金調達に関する行政命令 (Bekendtgørelse om finansiering af driften af regnskabskontrol med visse virksomheder)」 (Bekendtgørelse nr 960 af 13/09/2019) が以下のように定めている。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1条 商務庁は、以下の企業の会計検査のための資金を調達するために年次手数料を請求する:</p> <ol style="list-style-type: none">1) 計算書類法の対象となる企業であって、EU/EEA加盟国の規制市場において取引が認められている株式、負債証券またはその他の証券を発行しているもの。2) EU/EEA加盟国以外の国の企業であって、デンマークの規制市場において取引が認められている証券を発行しており、デンマークの会計検査の対象であるが、金融監督庁の監督対象ではないもの (資本市場法第1条第4項および第213条第7項参照)。 <p>2条 年次手数料は:</p> <ol style="list-style-type: none">1) 徴収日の直前に終了した会計年度の貸借対照表日において、規制市場における取引が認められている有価証券の時価が2億5,000万デンマーク・クローネ未満の企業については、16,000デンマーク・クローネ。2) 徴収日の直前に終了した会計年度の貸借対照表日において、規制市場における取引が認められている有価証券の時価が2億5,000万デンマーク・クローネ以上10億デンマーク・クローネ未満については33,000デンマーク・クローネ。3) 徴収日の直前に終了した会計年度の貸借対照表日において、規制市場における取引が認められている有価証券の時価が10億デンマーク・クローネ以上の企業については49,000デンマーク・クローネ。 <p>3条 年次手数料は、徴収年度の1月1日に上場されている株式、負債証券またはその他の証券を発行している会社 (1条1号および2号) から徴収される。</p> <p>4条 商務庁は4月に年次手数料を徴収し、年次手数料は毎年5月1日までに納付されなければならない。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

他方、資本市場法 (Lov om kapitalmarkeder. Lovbekendtgørelse nr 41 af 13/01/2023) 第246条は、証券の発行者 (8号) は金融監督庁に手数料を払わなければならないとし (1項)、手数料は、金融業法 (lov om finansiel virksomhed. Lovbekendtgørelse nr 406 af 29/03/2022) 第22章に従って定めるとしている (2項)。上場金融商品の発行者が支払うべき年次手数料は、1企業当たり3,700

デンマーク・クローネとされている（金融業法361条2項12号）。ただし、第213条第5項第1文に基づく検査が、金融監督庁の監督下でない事業に関するものである場合には、計算書類法第156条第3項およびこれに従って関連する検査活動に対する年次手数料の支払いについて定められた規則が準用される（213条7項）。

Berger, Axel (2010) The Development and Status of Enforcement in the European Union, *Accounting in Europe*, vol.7, no.1:15-35

Erhvervsministeriet (2001) Forslag til Lov om erhvervsdrivende virksomheders aflæggelse af årsregnskab m.v. (årsregnskabsloven) (Lovforslag nr. L 138. Fremsat den 10. januar 2001 af erhvervsministeren (Ole Stavad)) <<https://www.folketingstidende.dk/samling/20001/lovforslag/L138/index.htm>>

Erhvervsministeriet (2020) Forslag til Lov om ændring af årsregnskabsloven, selskabsloven, lov om visse erhvervsdrivende virksomheder, revisorloven og forskellige andre love (Lovforslag nr. L 110. Fremsat den 5. februar 2020 af erhvervsministeren (Simon Kollerup)) <https://www.ft.dk/samling/20191/lovforslag/l110/20191_l110_som_fremsat.htm>

Erhvervs- og vækstministeriet (2016) Forslag til lov om ændring af lov om finansiel virksomhed, lov om investeringsforeninger m.v., lov om værdipapirhandel m.v. og forskellige andre love (Lovforslag nr. L 39. Fremsat den 13. oktober 2016 af erhvervs- og vækstministeren (Troels Lund Poulsen)) <https://www.ft.dk/samling/20161/lovforslag/L39/som_fremsat.htm>

Erhvervsstyrelsen (2019) *Redegørelse for Finanstilsynets og Erhvervsstyrelsens 2018*

Erhvervsstyrelsen (2020a) *Redegørelse for Finanstilsynets og Erhvervsstyrelsens 2019*

Erhvervsstyrelsen (2020b) *Årsberetning 2019: Erhvervsrettet control og tilsyn i Erhvervsstyrelsen*

Erhvervsstyrelsen (2021a) *Redegørelse for Finanstilsynets og Erhvervsstyrelsens 2020*

Erhvervsstyrelsen (2021b) *Årsberetning 2020: Erhvervsrettet control og tilsyn i Erhvervsstyrelsen*

Erhvervsstyrelsen (2022a) *Redegørelse for Finanstilsynets og Erhvervsstyrelsens 2021*

Erhvervsstyrelsen (2022b) *Børsnoterede virksomheders regnskabsaflæggelse* <<https://erhvervsstyrelsen.dk/boersnoterede-virksomheders-regnskabsaflaeggelse>>

Erhvervsstyrelsen (2022c) *Årsberetning 2021: Erhvervsrettet control og tilsyn i Erhvervsstyrelsen*

Erhvervsstyrelsen (2023a) *Redegørelse for Finanstilsynets og Erhvervsstyrelsens 2022*

Erhvervsstyrelsen (2023b) *Årsberetning 2022: Erhvervsrettet control og tilsyn i Erhvervsstyrelsen* <https://erhvervsstyrelsen.dk/sites/default/files/2023-07/Aarsberetning-2022-Erhvervsrettet-kontrol-tilsyn-Erhvervsstyrelsen-30062023_WA.pdf>

Erhvervsstyrelsen (2023c) *Regnskabskontrol generelt* <<https://erhvervsstyrelsen.dk/regnskabskontrol-generelt>>

Erhvervsstyrelsen (2023d) *Kontrol med bogføring* <<https://erhvervsstyrelsen.dk/kontrol-med-bogfoering>>

Erhvervsstyrelsen (n.d.) *Notat om Erhvervsstyrelsens mulighed for tvangsopløsning* <https://erhvervsstyrelsen.dk/sites/default/files/2023-04/Notat-Erhvervsstyrelsens-mulighed-tvangsoploesning-virksomheders-manglende-reaktion-styrelsens-anmodninger-01072020_WA.pdf>

ESMA (2017) *Peer review on Guidelines on enforcement of financial information*

ESMA (2023) *Compliance table on the Guidelines on the enforcement of financial information* <https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-67-802_compliance_table_-_amended_guidelines_on_the_enforcement_of_financial_information_.pdf>

Fédération des Experts Comptables Européens (2001) *Enforcement mechanisms in Europe: A Preliminary Investigation of Oversight Systems*

Industriministerie (1993) Forslag til lov om ændring af lov om visse selskabers aflæggelse af årsregnskab m.v., lov om anpartsselskaber samt lov nr. 1060 af 23. december 1992 (Undersøgelse af årsregnskaber) (Lovforslag nr. L 83. Fremsat den 24. november 1993 af industriministeren (Trøjborg)) <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19931/lovforslag/L83/index.htm>>

Økonomi- og erhvervsministerie (2004) Forslag til lov om ændring af lov om værdipapirhandel m.v., lov om finansiell virksomhed, lov om erhvervsdrivende virksomheders aflæggelse af årsregnskab m.v. (årsregnskabsloven) med flere love. (Ændring af Finanstilsynets og Fondsrådets kompetenceområder, Fondsrådets sammensætning og kontrol af visse virksomheders overholdelse af regler for finansiell information, SE-selskaber) (Lovforslag nr. L 214. Fremsat den 31. marts 2004 af økonomi- og erhvervsministeren (Bendt Bendtsen)) <<https://www.folketingstidende.dk/samling/20031/lovforslag/L214/index.htm>>

Steffensen, Henrik/ Skødt, Lykke/ Nilsen, Jan-Christian/ Tang Lassen, Kim (2020) *Årsrapporten: Kommentarer til årsregnskabsloven, 8.udgave, Karnov*

4 フィンランド

(1) 沿革

1) 2005年まで

2005年以前には、すべての株式会社につき会計専門職業人による監査が求められていたが（弥永（2022）377-379頁参照）、計算書類の外部的エンフォースメント（検査）の仕組みは存在しなかった（Fédération des Experts Comptables Européens（2001）p.27）。

会計法（Bokföringslag,1336/1997）の下で、通商産業省は会計法の遵守状況を監視する一般的な権限を有しており、通商産業省は会計義務者から監督に必要な情報を受け取り、会計法の遵守をエンフォースメントするために必要に応じて警察から公的援助を受ける権利を有していた。しかし、実際には、通商産業省には個々の会計義務者をエンフォースメントするリソースがなかったと指摘されている（Regering（2004）s.4）。

また、信用機関法 (Kreditinstitutslag, 1607/1993)、証券会社法 (Lag om värdepappersföretag, 579/1996)、投資ファンド法 (Lag om placeringsfonder, 48/1999) ならびに標準化されたオプションおよび先物の取引に関する法律 (Lag om handel med standardiserade optioner och terminer, 772/1988) の下で、金融監督庁 (Finansinspektionen/ Finanssivalvonta) は、金融機関、証券会社、その連結グループに属する金融機関ならびに運用会社、投資ファンド、オプション会社における会計法および会計法に含まれる会計規制の遵守を監督していた。この監督にあたって、金融監督庁は、金融監督庁法 (Lag om Finansinspektionen, 587/2003) に規定されているすべての権限を監督対象事業体に対して行使することができたが、このような権限には、とりわけ、罰金の賦課、公表または警告、そして最終的には営業許可の取り消しが含まれていた。同様に、保険会社法 (Lag om försäkringsbolag, 1062/1979) に基づき、保険監督庁は、自らの監督対象事業体による会計規定の遵守を監督することとされていた。

そして、会計法の統一的適用を促進するため、通商産業省の下に設けられていた会計審議会 (Bokföringsnämnden) は、行政機関、事業者、地方公共団体または会計義務者からの適用に応じて、会計法の適用に関する指示や意見を発することができるものとされていた。金融監督庁および保険監督庁は、監督対象事業体に適用される計算書類規制の適用に関して命令、指示または意見を出す権限を有していたが、会計法の一般的な適用範囲に関して重要な命令、指示または意見を発する場合には、その前に会計審議会に諮らなければならないものとされていた。

他方、公開市場における取引の対象となる有価証券の発行者は、証券市場法 (Värdepappersmarknadslag, 495/1989) に従って、証券市場法および有価証券の発行者の定期的報告義務に関する財務省規則 (Finansministeriets förordning om regelbunden informationsskyldighet för värdepappersemitterter, 538/2002) に定められているように、計算書類、決算短信 (bokslutskommuniké) および中間報告書を定期的に、また、有価証券の発行にあたって目論見書を、それぞれ公表しなければならない (目論見書の公表義務は、証券の公開取引を申請する者にも課される)。金融監督庁は、公開市場における取引の対象となる有価証券の発行者が証券市場法を遵守しているかどうかを監視する一般的な権限を有し、企業が計算書類、決算短信および中間報告書において証券市場法の規定を遵守していることならびに企業が証券市場法で要求される情報を提供していることを監視していたが、証券市場法に基づいて開示される情報の基礎となる計算書類が会計法に基づいて作成されているかどうかを監視することは金融監督庁の任務ではなかった (Regering (2004) s.5)。

しかし、国際会計基準 (IAS) をめぐるEUにおける動きを背景として、通商産業省が設置したIAS規制作業部会の報告書 (IAS-valvontatyöryhmä (2003)) には、国際会計基準への準拠を監督する組織に関する提案が含められていた。この報告書では、財務情報に対する市場の信頼を強化することを目的として、2005年以降にIAS/IFRSに準拠した計算書類の作成が義務付けられるすべての企業 (150の債券発行会社を含む) を対象として、CESR (2003) を出発点とし、金融監督庁がフィンランドにおける国際会計基準の遵守を監督することが提案された。この提案は、選ばれる監督機関は独立した存在でなければならず、透明性が高く、明確で信頼できる手続きを有し、専門的かつ他の関連するEU監督機関と協力して行動できることが前提となっていた。

IAS規制作業部会報告書をふまえて (Regering (2004) s.22)⁶⁸⁾、政府は、金融監督庁法を改正す

68) なお、IAS規制作業部会報告書における提案に対しては、中央商工会議所は、その2003年6月13日付意見書

る法案（Förslag till lagar om ändring av lag om Finansinspektionen）⁶⁹⁾ および会計法第8章1条および2条を改正する法案（Förslag till Lag om ändring av 8 kap. 1 och 2 § i bokföringslagen）（2004年法案）を作成し、議会に提出した。その法案提案書（Regering（2004））では以下のように説明していた。

a) エンフォースメント主体

まず、4つのエンフォースメントモデルの可能性があると指摘された⁷⁰⁾。

① 新しい監督行政庁

これは通商産業省と結びついて運営される新たな監督行政庁または常設スタッフによって強化された、すでに通商産業省と結びついて運営されている会計審議会である可能性がある。ただし、このモデルでは、行政の実務や組織をゼロから構築する必要があり、または、行政全体として相乗効果は得られず、しかも、上場企業における認知度が低く、全体として運営が安定するまでに時間がかかる可能性があるという欠点がある。他方、会計規制、基準についての知識および国際的關係に関して、新しい当局は通商産業省と会計審議会のメンバーの現在の専門知識と協力ネットワークを活用できるという利点がある。もっとも、他のエンフォースメント機関や欧州の他のエンフォースメント機関との関係はゼロから構築されるべきである。

（Keskuskauppakamari（2003））において、通商産業省が設置した作業部会が、IAS/IFRSエンフォースメントの組織とその拘束力に関する義務について、すべての側面を提示していないことを指摘した。すなわち、作業部会報告書は、欧州委員会の行動計画（European Commission（1999））とコミュニケーション（European Commission（2000））として公表された戦略に言及しているが、これらは加盟国を拘束するものではない。作業部会はIAS規則には言及しておらず、その前文（No.16）は、EU加盟国が適切なエンフォースメントを組織する義務について一般的な用語で言及しているにすぎない。また、欧州委員会がCESRを通じて、IAS/IFRS基準の採用に関する共通のアプローチを開発するための努力を行っていることにも言及している。したがって、IAS/IFRSの監督を公的監督として構築することは必須ではなく、中央商工会議所が提案しているように、監査人による監査に基づいて構築することは可能であるとした。もっとも、IAS/IFRS監督を公的規制として全国的に行うのであれば、IAS監督作業部会が提案したモデルは、中央商工会議所の見解では、現実的で十分に負担が軽い選択肢であるとした。そして、かりに、この選択肢によるのであれば、作業部会が提案しているように、証券市場外で活動し、財務諸表に自発的にIAS/IFRS基準を適用している企業に対しては監督を拡大すべきではないとし、IAS/IFRS監督主体は、上場企業の監査人と緊密に協力すべきであるが、監査人はIAS/IFRS監督主体に対して積極的な報告義務を負うべきでない。IAS/IFRS監督では、IAS/IFRS監督主体と、監査人および監査事務所の活動を監督する中央商工会議所の監査審議会（Revisionsnämnden/ tilintarkastuslautakunta）との間の協力の必要性も強調しつつ、IAS/IFRS監督には監査人の監督は含まれないが、中央商工会議所の監査審議会の責任であり、監査人の監督に関するいかなる問題も中央商工会議所の監査審議会に付託されるべきであるとした。

69) 当時の金融監督庁法（2003/587）を改正するもの。

70) なお、報告書は、いずれのモデルによるせよ、金融監督庁と保険監督庁が監督対象事業体による会計法の遵守状況を監視するという現在の任務は一般的な銀行および保険業者の監督の観点からも重要であるから、少なくとも主要な部分において、これを変更することは適切ではないとしていた。

②エンフォースメント業務の私法上の組織への委任

所管行政庁がエンフォースメント業務を証券取引所などの外部の私法上の組織または専門家からなる審議会、すなわちパネルに委任することが考えられる。所管行政庁の観点からすると、このモデルの利点は組織の軽やかさであるが、それは必ずしも全体として効果的な解決策につながるわけではない。なぜなら、委任した行政庁も、より高い指導的なレベルではあるもののエンフォースメントに携わる必要があるからである。認可、情報交換、監督上の国際的協力の点で、私法上の組織に権限、とりわけ行政上の制裁に関連する権限を付与することは困難であるなど、私法上の法人によって行われるエンフォースメントには行政法的にも、実務上も多くの困難が伴う。これを解決するために、特別なエンフォースメント権限が必要な事件を私法上のパネルから監督行政庁に移送することも考えられるが、今度は、このような仕組みでは、監督行政庁は会計上の係争事件にも常に対応できるようにしておく必要があり、システム全体が重くなってしまう。他方、経済界のさまざまな関係者がその活動に参加する場合には、基準に関する専門知識、および一般的には質の高い専門知識を取得する際の給与体系に関連して、より大きな余裕が生ずることが利点となる可能性がある。ただ、フィンランドにおける委任に基づくシステムの難しさは、とりわけ、フィンランドには自主規制の伝統がなく、たとえばスウェーデンのようなエンフォースメントの出発点となるような組織が存在しないことにある。しかも、エンフォースメントの対象事業体からの独立性を確保するには、委任を受ける主体について特別な取り決めが必要となる。

③ 金融監督庁

IFRSのエンフォースメントが、金融監督庁がすでに証券市場法に基づく開示義務を監督している上場企業を主に対象とするのであれば、このモデルには、上場企業に対する一元化された市場監督の結果としての行政上の簡素化とシステムの明瞭さ、金融市場監督を行ってきた金融監督庁の現在の組織に基づいて運用を開始することの容易さ、金融監督庁の金融・証券市場監督主体としての経験と市場に関する知識を活用することで、相乗効果が得られることなどの利点がある。また、金融監督庁と他のエンフォースメント機関や証券市場監督の協力組織、特に欧州委員会の主導で欧州向けの共通のエンフォースメント手法を開発するCESRとの国際関係も利点である。また、最近では、法律を通じて監督権限や一般行政などの金融監督庁の運営条件を整備する努力も行われており、金融監督庁は、たとえばエンフォースメントの透明性、守秘義務、社会的責任というエンフォースメントに関する国際勧告を満たす良好なエンフォースメントのための条件を備えている。

他方、基準への準拠を監視する上では専門知識が大きな課題となる。すなわち、計算書類の検査では、さまざまな業種に関連する特殊な問題をカバーするために、計算書類の問題に関する内実を伴った知識を具体的に深め、拡大することが課題となる。リソースの観点から見ると、監督は監督対象者数に見合ったものである必要があるため、監督の量はさほど大きくはならないが、金融監督庁は、国際資本市場で活動するフィンランドの大規模かつ世界的な企業を監督することもできるべきである。公的な監督の目的は、法定監査など実施される他の監査業務も考慮に入れて基準への適合性を監視することであるが、これはエンフォースメント主体が十分なレベルの内実を伴った知識も持っていなければならないという事実を排除するものではない。

④ 金融監督庁+それを支援する専門的組織

金融監督庁がIFRS遵守のエンフォースメントを行うことを前提としつつ、そのエンフォースメントを支援する専門機関、たとえば現在の会計審議会、保険業務の場合には、保険監督庁を設けることが考えられる。金融監督庁の要請に応じて、後者の主体は、個別のエンフォースメント事案における基準または国内会計規制の適用に関する意見を表明することができる。この制度の利点は、監査事務所、基準適用会社その他の者のIFRSに関する専門知識などのような、市場のノウハウを活用できることである。保険会社の計算書類上の問題に関しては、保険業の監督者である保険監督庁が金融監督庁の外部専門家として活動できる条件が整っている。このモデルの機能性を確保するためには、会計審議会がエンフォースメント決定の高品質で国際的な一貫性を確保するために使用できる専門知識を収集することが不可欠である。基準を適用する大企業や監査事務所は、国際的な解釈を作成する機関や団体とつながりを有しているため、そのような手続きのために必要な実務上の状況は存在する。

このような選択肢を検討したうえで、報告書は、とりわけ、会計義務者の平等な取扱いや計算書類情報の比較可能性を確保するため、証券市場で活動する企業が同一のエンフォースメント主体のエンフォースメント下であり、したがって計算書類に関する規制の遵守のエンフォースメントに関する事項につき同一の手続きに従うことが出発点であるべきこと、行政の効率化の観点からは、新たな当局の設立や既存当局の活動の重複を避ける必要があること、および、IFRSの統一的適用に必要な国際協力を効果的に作り上げることを確保する必要があることという理由に基づき、金融監督庁が業種を問わずすべての上場企業の会計規制の遵守状況を監視する責任を負うことが最も正当であるように思われるとした。その上で、保険監督庁の監督下にある保険会社の計算書類もIFRS遵守エンフォースメントの対象となるため、エンフォースメントの重複を避けるために、金融監督庁が保険監督庁の業務や専門知識を考慮するよう求めることが適当であり、可能な限り広範な専門知識を確保し、会計義務者の法的保護を改善するために、金融監督庁に対してIFRSの適用に関する意見を表明できる権限を会計審議会に与えるべきであるとした。

b) エンフォースメントの対象事業体

IFRSへの準拠状況を監視する主な目的は証券市場の機能に対する信頼を確保することであるため、エンフォースメントの範囲は——IFRSの強制適用に関して会計法で規制されることが提案されているものに対応する——上場証券の発行者（上場申請中の証券の発行者を含む）に限定されることが提案されていた。上場申請中の証券の発行者を含むとされていたのは、金融監督庁の従来の権限が上場適用中の会計義務者に及んでいたこと、会計法によれば上場申請中にはIFRSの適用が義務付けられていないとしても、上場が完了すればいかなる場合でもエンフォースメント下に置かれることになること、たとえば、上場しようとしている会社がIFRSに基づいた財務情報を初めて提供することがあるため、目論見書に含まれる財務情報については重要なリスクが存在することを根拠とするものであった。この規制は、発行された証券が上場されている国に関係なく、フィンランドの発行体に適用される一方で、フィンランドで証券が上場されている外国企業はIFRSのエンフォースメント対象から除外されることになると指摘されていた⁷¹⁾。

71) もっとも、地域的範囲は、目論見書指令（2003/71/EC）および透明性指令の対応する範囲の問題が国内で施行される段階で再検討する必要があるとされていた。

他方、IFRSを任意適用する会計義務者をIFRSエンフォースメントの対象に含めることは提案されなかった。このようなエンフォースメントは法の目的の中心ではないという事実に加えて、エンフォースメントの範囲が非常に拡大することになり、したがって、それが正当化されるとは考えられないほど多くのエンフォースメントのためのリソースが必要になると考えられたためである。

c) エンフォースメントの対象となる計算書類等

会計法によれば、連結計算書類、計算書類および営業報告書（verksamhetsberättelse）は一体を成すため、親会社の計算書類が国内基準に従って作成され、連結計算書類のみがIFRSに従って作成される場合であっても、親会社の計算書類をエンフォースメントの対象に含め、営業報告書も対象に含めるべきであるとした。

また、証券市場法によれば、上場有価証券の発行者は、計算書類のほかに、決算短信や中間報告書を定期的に発行しなければならないが、決算短信は計算書類の要点で構成されており、中間報告書は中間期に係る計算書類の要約であるため、IFRSエンフォースメントを計算書類だけでなく決算短信および中間報告書にも及ぼすことを提案した。実務上も、決算短信や中間報告書のエンフォースメント中に疑問点や問題が生じる可能性があるが、企業と市場の両方が情報に迅速にアクセスできるという観点から、計算書類が最終的に完成する前に疑問点や問題が解決されることが望ましいと指摘された。他方、目論見書に含まれる計算書類および中間報告情報はすでにIFRSエンフォースメント範囲内にあるため、提案された規定は目論見書に含まれる情報のエンフォースメントには関係しない。また、金融監督庁の任務は、目論見書発行前の目論見書承認プロセスの一環として目論見書の情報内容を監視するという現行法の下ですでに定められて金融監督庁の任務は、目論見書発行前の目論見書承認プロセスの一環として目論見書の情報内容を監視するという現行法の下ですでに定められているため、目論見書に含まれる他の財務情報に特別なIFRSモニタリングを及ぼす必要もないとした。

d) エンフォースメントの内容

提案されている改正法は、金融監督庁が基準の遵守を実際にどのように監視するかを個別に規制するものではなく、金融監督庁の他のエンフォースメント活動と同様に、エンフォースメント手法についても、現在、法律に規定されているエンフォースメント権限の枠内で金融監督庁自身の検討に委ねる方がより適切であると考えられているとまず述べた。

そのうえで、国際会計基準の導入には、国際レベルでの統一的な適用が求められるため、エンフォースメント機関は、エンフォースメント上の決定の国際的な受容性を可能な限り確保する必要があり、証券市場の継続的なグローバル化には、国境を越えたエンフォースメント手法の調和も必要であると考えられていることから、金融監督庁はエンフォースメント手法の選択にあたって、国際的な動向と密接に結び付きを有することになると指摘した。そして、CESR（2003）によれば、エンフォースメントはプロアクティブに行われるべきであるため、苦情に対応するだけでは十分ではないが、実務上の理由から、IFRSのエンフォースメントは主に事後的に行われることになると述べた。

その上で、CESR（2003）によれば、エンフォースメント主体は一定のサンプリング方法を使用して、計算書類またはその特定の損益計算書項目または貸借対照表項目のみをレビューの対象として選択することになる、サンプリングと検査の深度は、企業の過去の違反の可能性、財務状況の弱さや業種など、企業に関連するリスクによって決定される、ただし、エンフォースメントの対象と

なるすべての企業が検査を受ける可能性が十分にあるようにエンフォースメントは頻繁に行われるべきであるとした。そして、CESRは、欧州におけるエンフォースメント上の決定の均一性を確保するため、エンフォースメント主体によるエンフォースメント上の決定が共通のデータベースやその他のコミュニケーションによってすべてのエンフォースメント主体の注意を引く必要があるとしていると指摘した (Regering (2004) s.19)。

e) エンフォースメントのために必要な情報の入手権限

改正法では、エンフォースメントの実効的な実施を確保するために、金融監督庁への計算書類等の定期的な提出に関して金融監督庁にIFRS会計義務者に命令を下す権限を与える明示的な規定が設けられる。エンフォースメント主体は通常、エンフォースメントのためにIFRS会計義務者からの他の情報やより詳細な説明も必要とすることから、金融監督庁が個別のケースにおいて必要な範囲でそのような情報を受け取る権利を確保するために、金融監督庁の情報へのアクセスおよび検査の権利は、IFRS会計義務者およびその子会社にも適用されるように改正される。また、IFRS会計義務者またはその子会社に代わって会計関連業務を遂行する企業が有する情報へのアクセスも対象とする (Regering (2004) s.19)。

f) 誤謬を発見した場合の対応

エンフォースメントの主な目標は、検出された重大な誤謬に関する情報をできるだけ早く市場に提供することであるから、入手した情報に基づいて、金融監督庁がIFRS会計義務者の計算書類に誤謬を発見した場合、金融監督庁はまず当該企業とともに問題の解明に努めるべきである。企業自身が誤謬を公表し、訂正する可能性がある。企業が誤謬に関する金融監督庁の見解に同意しない場合には、金融監督庁はそのような誤謬に関して会計義務者に是正を要求する決定を下す可能性がある。この決定は、行政庁の活動の公開に関する一般原則に従って公開され、金融監督庁はその決定を一般に公表することで注意喚起の効果を高めることができる。また、金融監督庁法に定められている警告または通知を発するのための条件が満たされている場合には、金融監督庁は必要に応じてIFRS会計義務者に対して公の警告または通知を発することができ、金融監督庁法第4章の規定に基づき、通知または警告は、是正要求通知の発出に関連して、または後で、たとえば改正法案で提案されている意見手続き（会計審議会に意見を求めることができる）の終了後に発せられる可能性がある。なお、問題が法的に解決される前に通知または警告が発せられた場合には、その通知または警告には、金融監督庁の決定には法的拘束力がないことが記載されるべきである。

発行体には会計法に定められた要求事項を満たす計算書類を定期的に公表する義務があり、また金融監督庁は罰金の脅威のもとで、証券市場法で定められた要求事項を満たすよう発行者に要求する一般的な権利および通知または警告を発する権利を有していることから、現行法の下でも金融監督庁の権限には是正請求権が含まれていると考えられる。しかし、現行法の下では、金融監督庁がたとえば罰金の脅しのもとで計算書類の訂正を求めることができるのか、それとも誤謬についての通知のみを求めることができるのかは完全には明らかではないし、現行法の下では、金融監督庁の是正要求は、罰金の賦課や関連する特別通知または公表や警告に関連して間接的に市場に知られるのみとなる。この手続きは不必要に厳格で、多くの場合、時間を要することから、報告書では、改正法案で定められている是正要求はIFRSのエンフォースメントにのみに関連する特別なエンフォースメント権限となり、その利用は金融監督庁が利用できる一般的な行政制裁を課すよりも正

確かかつ柔軟となるだろうと指摘されている。

もっとも、改正法案では、IFRS会計義務者が金融監督庁によって検出された誤謬をどのように修正すべきかについて具体的な規定は提案されていない。これは、たとえば、誤謬が検出された文書、誤謬がいつ検出されたか、またはどのような種類の誤謬が検出されたかによって状況が大きく異なるためである。たとえば、中間報告書の誤謬の訂正は、総会で承認された計算書類の誤謬の訂正に比べてはるかに容易であり、計算書類に提示された情報を補足することは、修正仕訳が必要とされる、資産評価の誤謬を訂正するよりも実行が容易である。訂正の方法は証券市場法や会計法の範囲内で主に会計義務者自身が検討するが、金融監督庁も訂正方法の適切性を評価することになる。会計義務者は、少なくとも総会で承認されていない場合には新しい計算書類を作成することができるが、手続きが会社法の規定に従ってなされる限り、承認された計算書類を修正することにも法的障害はない。公表の時期および方法は、株式の価値に影響を与える事項の公表に関する証券市場法の原則に従って決定され、誤謬を訂正する場合には、訂正方法に関する会計基準の定めも考慮する必要がある（Regering (2004) s.20）。

g) 会計審議会の意見を求める権利

提案された規制によれば、金融監督庁のIFRSエンフォースメント上の役割は会計審議会によって補完され⁷²⁾、会計審議会は金融監督庁の要請に応じて、会計法の正しい適用について意見をこれまで表明することができたのと同様、IFRSの適用に関する意見を表明することができることになる。IFRS会計義務者が金融監督庁とIFRSの正しい適用に関して意見が異なる場合には、IFRS会計義務者に会計審議会に意見を求める機会が与えられる。

IFRSの出発点は、国内の拘束力のある規制や解釈決定によって補足できないことであるが、IFRSの解釈は、IFRSを開発するIASBの解釈機関であるIFRICが独占的に行うため、IFRS会計義務者に対して計算書類の誤謬の訂正を要求する金融監督庁の権限は、実務上、会計義務者が明らかにIFRSやIFRICの解釈に反する行動をとった場合に限定されることになる。金融監督庁の決定と会計審議会および保険監督庁の意見はいずれも、IFRSおよびIFRICの解釈を個別の事例に適用するものであり、その場合、これらの決定および意見は特定の状況にのみ適用されることになる。

金融監督庁は罰金の脅威の下で訂正命令を発することができるが、改正法における提案では、会計審議会の意見が十分に考慮に入れられるようにするため、IFRSの適用に関する会計審議会の意見を受領するまで、または意見が求められなかった場合もしくは意見提出期限内に意見が提出されなかった場合にはその期限が経過するまで、金融監督庁は会計義務者に罰金を科すべきではないとされている。もっとも、会計審議会は真の (egentlig) 所管庁ではなく、たとえば会計審議会に対する不服申立て制度も設けられていないため、機関間の明確な役割分担を維持するために、金融監督庁は独立して決定を下すことが提案された。すなわち、金融監督庁は会計審議会の意見に公式には拘束されないが、IFRS会計義務者は金融監督庁法に基づき、訂正要求の履行に関する金融監督庁の決定に対して不服を申し立てる権利を有し、また会計審議会の意見も控訴裁判所に提出されるため、実際には会計審議会の意見が反映されることになる。不服申立ての結果として決定が変更

72) IFRSに関する十分な専門知識を確保するために、会計審議会にIFRS専門部会を設けるよう会計法も同時に改正し、IFRS専門部会の任務、構成および手続きに関するより詳細な規定は会計審議会令 (1339/1997) で定めることが提案されていた。

される可能性が高いため、金融監督庁はそのような専門家機関の意見に反する決定を下さないことが予想される (Regering (2004) s.20)。

h) 事前照会

従来の会計法の下では、会計審議会の法定義務は、同法第8章第2節第1節に基づき、会計法の適用について指示および意見を発することであったため、会計審議会の権限にはIFRSの適用および解釈が含まれると考えられた。しかし、EU加盟国内の主体が国内におけるIFRS適用ガイドラインを発行すると、加盟国ごとに異なる適用実務が形成されることになるという問題があること⁷³⁾、IFRSの国際的な性質とIFRSの公式解釈がもっぱらIASBの解釈機関であるIFRICの任務であるという事実を考慮すると、これは特に避けるべきであること、たとえそのような指示が非公式で拘束力のないものであっても、実際には加盟国ごとに異なるIFRS適用実務が形成されることになりうること⁷⁴⁾、IFRSを解釈するという任務を遂行するには、とりわけIFRICやその他の国際機関との協力が必要であることなどから、意見を必要とする者が直接的または間接的にエンフォースメント機関であるような個別のケースにおけるIFRSの適用について、会計審議会に対して意見提供を求めることができるということが提案された。すなわち、会計審議会の任務は金融監督庁が実施するIFRSエンフォースメントと密接に関連しており、このエンフォースメントの一環として見なされるべきであるとされ、IFRSの適用に関する指示や意見を与えることを会計審議会の一般的な義務とすることは提案されなかった。なぜなら、そのような役割を与えることは事実上不可能であり、欧州の一般的な政策に反する可能性があるという理由に基づく。そして、IFRS基準を任意に適用する会計義務負者が会計審議会にIFRSの解釈や指示を求める一般的な権利を有するとすることも提案されなかった (Regering (2004) s.20-21)。

i) 組織的および人的影響

既存の行政庁である金融監督庁がエンフォースメントの責任を負うことになるため、この提案は行政に直ちに組織的な影響を与えるものではない。しかし、CESRの基準を満たす方法でエンフォースメントを実施するためには追加のリソースがなければ不可能であるため、人的な影響を与える。IFRSに関する特別な専門知識が必要であり、企業や監査事務所からの需要と競争しなければなら

73) CESR原則には、エンフォースメント主体は基準設定機関ではないため、エンフォースメント主体は基準の適用について一般的な指示を与えるべきではないという記述も含まれている (CESR (2003) Principle 20)。他方、いくつかのEU加盟国のエンフォースメント機関は、要請に応じて発行者に会計規制の適用について助言を与えており、通常は非公式な手続きに従っているが、場合によっては公式な手続き (いわゆるpre-clearance) に従っている場合もある。もっとも、欧州では、そのような指示や助言を与えるアプローチはより控えめである。これは、さまざまな欧州加盟国にまたがるエンフォースメントシステムにおいて、IFRSによって要求される統一的な指示を与えることが特に困難であり、そのような活動がエンフォースメント主体の資源を消費し、高価だからである。その上で、報告書では、それぞれの国で異なる適用の出現を防ぐために、指示や助言の発出はエンフォースメント上の決定と同じ方法によってEU内で調整されるべきであるとされていた (Regering (2004) s.8-9)。

74) 入手可能な情報によると、国内会計基準の発行または解釈を主な任務とする欧州共同体地域の公的機関の一部のみがIFRS解釈機関としての役割を計画しており、これらの計画はまだ進行中であると述べられていた。

ないというのがリソースを獲得する際の最大の問題である。エンフォースメントの初期段階では、特別な専門知識の供給も非常に不足しているが、信頼性が高く効果的なIFRSのエンフォースメントには、特別な専門知識を備えた十分なリソースが必要である。立ち上げ段階では、エンフォースメントのために金融監督庁に必要なリソースは5～6人の専門家と推定されており、これは少なくとも部分的には金融監督庁の人員の増加を意味する。これに加えて、通商産業省と連携して運営される会計審議会の運営リソースを強化し、専門家を1名配置する必要がある。IFRSへの遵守状況の監視が保険監督庁の人員に与える影響は推定されていない（Regering（2004）s.22）。

j) 企業への費用効果

金融監督庁のエンフォースメント業務に伴う直接的な年間人件費は約55万ユーロと推定されている。エンフォースメントのためには、監査済みの計算書類、中間報告書、その他の財務報告書を受け取り、この情報を処理するための情報システムの開発も必要である。これに加えて、金融監督庁の間接費、たとえば、庶務、施設の使用、出張、金融監督庁自身の、または場合によっては外部の専門家のサービスに関連して必要となるサービスの利用などに関連する経費がIFRSのエンフォースメントに割り当てられることになる。

会計検査にかかる費用は、現在準備中の会計検査費用負担法（lag om täckande av Finansinspektionens ostnader）に規定するIFRSエンフォースメント対象会社から徴収する手数料によって賄われる予定である。2005年からは、株式が公開取引の対象となっているフィンランドの発行体から手数料が徴収されるようになっており、2007年以降、社債のみを発行している発行体にも拡大されており、IFRSエンフォースメントに係る手数料もこれらの企業から徴収されることになる（Regering（2004）s.2）。

（2）現在の仕組み

2004年法案は、一部修正された上、可決され、2004年法律第1311号および2004年法律第1312号として成立した。

1) 金融監督庁

金融監督庁は、金融監督庁法その他の法律の規定に従って、金融市場参加者の活動を監督するものとされているが（金融監督庁法（Lag om Finansinspektionen, 2008/878）3条1項⁷⁵⁾、金融監督庁の法定の任務には、国際会計基準の遵守を監督する（同条2項4号）ことが含まれている。そ

75) 会計法（Bokföringslag, 1997/1336）も、金融監督庁は金融監督庁法（878/2008）第4条に規定する監督対象事業体および金融監督庁法に規定されている範囲内で国際財務報告基準に基づいて報告する報告事業体に関して会計法の遵守を監督すると定めている（第8章1条第3段落）。そして、金融監督庁は監督下にある企業からの申請に対して意見および指示を与えることができる（保険会社法（Försäkringsbolagslag, 521/2008）31条、年金基金法（Lag om pensionsstiftelser, 1774/1995）第5章42条5項、保険基金法（Lag om försäkringskassor, 1164/1992）第6章177条5項、船員年金法（Lag om sjömanspensioner, 1290/2006）第15章197条5項、農業従事者年金法（Lag om pension för lantbruksföretagare, 1280/2006）第11章127条5項）。金融監督庁は、その意見を作成する際に、その事案について会計審議会の意見も求めるべきかどうかを検討しなければならない。

して、金融監督庁は、会計法⁷⁶⁾ その他の法律により、会計法第7a章にいう国際会計基準を適用する義務を負う事業者（IFRS会計義務者）が、国際会計基準を遵守するよう監督する（金融監督庁法37条1項）。

IFRSエンフォースメントは、上場会社および監督対象企業の計算書類、経営報告書および中間報告書に重点を置いている。検査範囲には、連結計算書類と個別計算書類の両方が含まれる⁷⁷⁾。IFRSエンフォースメントの目的は、投資家の意思決定を支援するために、目的適合的、比較可能で理解しやすい財務情報が市場へ提供されることを促進することである。

ESMA（2023b）によると、フィンランドは欧州証券市場監督局（ESMA）のガイドラインに完全に準拠している。

まず、検査は、リスクベースアプローチで実施されている⁷⁸⁾。全面的検査、すなわち計算書類の包括的な検査については、毎年定められる規準に基づいて対象会社を選定している。ESMA（2017）によると、リスクベースで選定するほか、ランダムサンプリングを採用しており、すべての発行者が一定期間内に少なくとも1回は検査対象となることを確保するようなローテーションは用いていない（paras.206 and 211）。2015年（2014年年次計算書類が対象）⁷⁹⁾と2016年（2015年年次計算書類が対象）に選定された発行者のうち、リスク・プロファイルで選定されたものは48%、その他（特定のリスク）で選定されたものは52%であった（p.58 Figure 3B）⁸⁰⁾。検査にあたって用いるチェックリストが作成されている（ESMA（2017） para. 307）。

ESMA（2017）によると、モデルによって毎年選定される発行者数は19、これは透明性指令適用発行者の8%、IFRS適用発行者の8%に相当し、常勤換算1人あたりの選定発行者数は3.3社であった（p.49）。

テーマ別検査（たとえば、のれんの減損テストや企業買収など）⁸¹⁾、応答的エンフォースメント（証券取引所の発表や苦情に基づいて、企業が選択した個々の会計方法の妥当性をレビューするもの）、目論見書中のIFRS情報の検査がある。検査対象発行者数は年によって変動しており（表1も参照）、Visakorpi（2018）によると、全面的検査は2017年に15、2018年には20、応答的エンフォースメントは2017年には8、2018年には10、IFRSによる目論見書審査は2017年および2018年はいずれも13であり（p.9）、Visakorpi（2022）によると最近の状況は下表のようになっている（p.15）。

76) 英訳:<<https://finlex.fi/en/laki/kaannokset/1997/en19971336.pdf>>

77) 連結計算書類をレビューする場合には（単体の）計算書類はレビューしないとされていた（ESMA（2017） para.300）。

78) 監査人が除外事項を付したことが選定対象とされる契機となっている（ESMA（2017） para.34.2）。

79) 中間計算書類は独立して検査の対象とされることはない（ESMA（2017） para.239）。

80) 当該期間において選定された発行者の総数は56であり、すべてについて検査が完了した（p.60 Table 4）。

81) テーマ別検査が占める割合は、2014年年次計算書類については50%超、2015年年次計算書類については26%-49%であった（ESMA（2017） p.72-73 Table 7）。最近の状況については、表1参照。

	2022	2021
インタラクティブな全面的検査	12	10
机上レビュー	2	-
テーマ別検査	6	12
公正価値（企業買収）	4	-
保険契約（IFRS17）の適用の監督	8	8

なお、ESMA（2017）によると、2016年9月30日時点での常勤換算1名あたりのIFRS発行者数は43（para.125）、総発行者数も43（p.36, Figure 1B）であった。また、検査従事者はすべて学士以上の学歴を有し（para.144）、かつ、かつ、監査人または会計士としての資格を有し（para.145）、すべて監査人または会計士としての資格を有していた（para.145）。

机上レビューと詳細レビューとは区別されているが、机上レビューの対象となった発行者はすべて詳細レビューの対象となる（ESMA（2017） para.310）。検査は主として書面で行われる（cf. ESMA（2017） para.316）。金融監督庁が監督対象事業体に送付する書簡では、金融監督庁の見解の正当さを示すためにその見解が詳述されるが、詳述する目的には企業による基準適用を支援することも含まれる。担当者は企業の（連結）計算書類のほか、企業が公表したその他の情報をレビューする。（連結）計算書類をレビューした後、企業に対し、基準の適用に関する詳細な情報を求める。詳細な質問事項を記載した第1回目のエンフォースメント書簡を送付し、当該企業の監査人に情報提供を求める。全面的検査を行う場合には、当該企業の監査委員会に対しても、検査の開始を通知する書簡を送付する。

企業はエンフォースメント書簡を受け取った場合、企業は、質問事項への回答と、回答を裏付ける資料の提出を求められる。この書簡に対する回答期間は通常約3週間である（Finanssivalvonta（2018））。

最初のエンフォースメント書簡に対する企業の回答を検討した後、2通目のエンフォースメント書簡を送付し、場合によってはさらに書簡を送付する。検査においては、欧州の他のエンフォースメント主体のエンフォースメント決定を考慮し、重要なケースにおける基準の適用について意見を求める。検査の完了までには通常数ヶ月を要する。その期間は、解決すべき問題、企業の財務報告と回答の質、検査のスケジュールによって異なる。

検査が完了すると、対象企業に対して検査終結書簡を送付し、監査人にも書簡を送付する。また、監査委員会に対しても、検査プロセスの完了を通知する書簡を送付する（Finanssivalvonta（2018））。

エンフォースメント・プロセスにおいて重大な基準違反が発見された場合、IFRSの要求事項に従い、基準違反が是正される。多くの場合、企業は次の計算書類または中間報告書で訂正を行う。企業は主に、訂正とその開示について決定する。金融監督庁は、投資家保護の観点から企業の是正措置を評価する（Finanssivalvonta（2018））。ESMAが2015年から2016年に行ったピアレビュー（2014年年次計算書類、2015年中間計算書類および年次計算書類が対象）によると、その期間に完了した検査は56件であり、訂正書の公表命令1件、将来の計算書類における訂正命令13件、重要でない逸脱についての書簡送付16件であった（ESMA（2017） p.87⁸²⁾。最近でも、訂正書の公表命令が発

82) 2015年末における透明性指令の対象となる発行者は129、うち、IFRSを適用している発行者は129であった（ESMA（2017） p.24）。

せられることはまれであり、将来の計算書類における訂正を命ずることが一般的である(表2参照)。

すなわち、IFRS会計義務者の計算書類に誤謬が含まれると金融監督庁が考える場合には、金融監督庁はそのIFRS会計義務者に対し、その誤謬を是正するよう求めることができる。この是正要求においては、第3項に定めるように、IFRS会計義務者が会計審議会に意見を求めることができることが明らかにされなければならない(金融監督庁法37条2項)。是正要求の原因となった事項に適用されるべき規定に違反して行動していないと考える場合には、IFRS会計義務者は、是正要求の通知を受けてから1ヶ月以内に、会計審議会に対して、当該事項に関する意見を求めることができる(金融監督庁法37条3項)。金融監督庁は、33a条が定める罰金の制裁の下、IFRS会計義務者に対し、是正要求に従うよう命じることができる。金融監督庁は、第3項にいう意見が表明される前、またはIFRS会計義務者が意見を求めない場合には第3項が定める期限が経過する前には、そのような決定を下してはならない。ただし、是正要求がIFRS会計義務者に送達されてから4ヶ月以内に意見が表明されなかった場合には、決定を行うことができる(金融監督庁法37条4項)

金融監督庁は、IFRS会計義務者に対して、金融監督庁法37条の適用に必要であり、かつ、金融監督庁への計算書類および関連文書の定期的な提出に適用される規則を発することができる(金融監督庁法37条5項)。

金融監督庁は、上場会社やその監査人、その他の関係者に対して情報の提供を求める権利を有する⁸³⁾。

すなわち、第1に、守秘義務規定にかかわらず、監督対象事業体またはその他の金融市場参加者は、金融監督庁が要求する情報および報告書のうち、その法定義務の遂行に必要なものを、過度の遅滞なく提供しなければならないとし、会計法第1章5条にいう監督対象事業体またはその他の金融市場参加者を支配する者またはそれらによって支配されている者は、同様の義務を負うものとしている。また、金融監督庁は、監督対象事業体の財政状態、所有権、内部統制およびリスク管理、管理・監督機関の構成員、従業員および事業所に関する情報……の金融監督庁への定期的な提供ならびにその提供の方法に関する規則を発することができる(金融監督庁法18条1項)。この規定は、監督対象事業体または他の金融市場参加者の委託を受けて、監督対象事業体または他の金融市場参加者の業務、会計、情報システム、リスク管理または内部統制に係る業務を行う企業にも適用される(金融監督庁法18条4項)。

83) 金融監督庁は、金融監督庁法18条第2項または第3項に規定される情報その他金融監督庁がその法定任務を果たすために金融監督庁の規定または規則に基づいて定期的に金融監督庁に提供されるその他の情報について、故意または過失により、金融監督当局への情報提供義務を遵守せず、または違反した者に過料を苦に対して納付することを命ずることができる(金融監督庁法38条1項1号)。過料の額は全体的な評価に基づいて決定され、過料の規模を評価する際には、当該行為の性質、程度および期間を考慮しなければならない。法人が支払うべき過料は5,000ユーロ以上100,000ユーロ以下とされる。自然人が支払うべき過料は500ユーロ以上10,000ユーロ以下とされる。全体的な評価において、より厳しい処分が正当化されない場合に過料を科すことができ、作為または不作為が特に非難されるべきものである場合には罰金を過料に代えて支払うことを命じることができる(金融監督庁法38条2項～5項)。

また、金融監督庁は、過失が無視できないものである場合に限り、罰金という制裁の下、第18条、第19条、第21条、第23条および第24条に規定する企業に対し、同条に規定する義務の履行を義務付けることができる(金融監督庁法33a条2項)。

第2に、守秘義務規定にかかわらず、金融監督庁は、監督対象企業またはその他の金融市場参加者に関し、かつ、金融監督庁が法定監督義務を行使するために必要な、その保有するすべての情報を、監督対象企業またはその他の金融市場参加者の監査人、会計法第1章第5条にいう監督対象企業または他の金融市場参加者を支配する企業の監査人および監督対象企業または他の金融市場参加者に支配されている企業の監査人から取得する権利を有する（金融監督庁法19条1項）。この規定は、証券市場法第3章1条にいう目論見書にその者が作成した意見書その他の文書を添付させる法的義務を有し、または添付させることに同意したその他の者にも適用される（金融監督庁法19条2項）。また、守秘義務規定にかかわらず、金融監督庁は、特定の監督上の措置を実施するために、それらの者以外の者であって、正当な理由があり、当該監督上の措置を実施するために必要な情報を有すると推定される者から、監督上の措置を実施するために必要な情報を取得する権利を有する（金融監督庁法19条3項）。

第3に、守秘義務規定にかかわらず、金融監督庁は、監督対象事業体または他の金融市場参加者の事業所において、当該監督対象事業体または他の金融市場参加者の業務および管理に関する文書、電話会話の録音、電子通信の記録、その他の電気通信データおよび情報システムを、金融監督庁の法定監督義務の行使に必要な範囲で、閲覧する権利を有する。金融監督庁は、監督対象事業体または他の金融市場参加者から、上述の文書その他の記録および電気通信データの必要な複製物を無料で取得する権利を有する（金融監督庁法24条1項）。この規定は、監督対象事業体または他の金融市場参加者のために、または監督対象事業体または他の金融市場参加者の委託を受けて、監督対象事業体または他の金融市場参加者の業務、会計、情報システム、リスク管理または内部統制に係る業務を行う企業にも適用される（金融監督庁法24条2項）。さらに、守秘義務規定にかかわらず、金融監督庁は、金融監督庁法19条および23条が定める個人および事業者から、同条で定める情報を含む文書および記録を閲覧する権利を有する（金融監督庁法24条3項）。金融監督庁法23条は、

監督対象事業体に関する18条以下の規定は、グループ監督の責任を金融監督庁が負っている監督対象事業体と同一のコングロマリットに属する、または監督対象事業体の関連会社であるフィンランドの他の事業体にも適用されると定め、守秘義務規定にかかわらず、金融監督庁は、監督対象事業体と同一のコングロマリットに属する外国の事業体および監督対象事業体の外国の関連会社に関する同等の情報を、金融監督庁による法定監督義務の遂行に必要な範囲で、監督対象事業体から入手する権利を有すると定めている。

第4に、金融監督庁が情報を入手し、調査する権利に関して金融監督庁法18条、19条および24条が規定していることは、IFRS会計義務者の子会社にも適用される。金融監督庁法24条2項が監督対象事業体およびその他の金融市場参加者から委託を受けた会社について規定していることは、IFRS会計義務者の子会社に代わってその会計に関する業務を処理する会社にも適用される（金融監督庁法37条6項）。

金融監督庁は、上場会社に対して計算書類の誤謬の訂正との関連で、条件付罰金を課したり、公開警告を発したりすることができる。

すなわち、金融監督庁法33a条は、監督対象事業体またはその他の金融市場参加者が、その活動において、金融市場を監督する規定またはそれに基づき発せられた規則などを遵守しなかった場合などにおいて、金融監督庁は、過失が無視できないものであることを条件として、罰金という制裁の下に、監督対象事業体またはその他の金融市場参加者に対し、その義務を履行するよう命じることができる。特別な根拠がある場合には、条件付の罰金は、監督対象事業体または他の金融

市場参加者の被用者または代理人にも課することができる（1項）。ただし、罰金の条件付賦課は、金融監督庁法に定める情報開示義務を強制するために自然人に対して適用することはできない（3項）。法律に別段の定めがない限り、金融監督庁は、条件付罰金の納付命令を決定する。条件付罰金に関する法律（1113/1990）の規定は、この条件付罰金の賦課および支払命令にも適用される（4項）。

また、金融監督庁は、金融監督庁法38条1項または40条1項もしくは2項に規定される規定を除き、故意または過失により金融市場に関する規定またはそれに基づく規制に違反した監督対象事業体またはその他の金融市場参加者に対し、公開警告を発することができる（金融監督庁法39条）⁸⁴⁾。

2) 会計審議会

労働雇用省の下に会計審議会が設置されており⁸⁵⁾、会計法の遵守および適用に関する指示および意見（anvisningar och utlåtanden）は会計審議会が発する⁸⁶⁾。そして、労働雇用省は、適正な会計実務を促進することを目的とした会計審議会の意見を公表する（会計法第8章1条1項）。

また、会計審議会は、公的機関、業界団体、自治体団体または報告事業体からの適用に基づき、会計法の適用に関する指示および意見を発することができる（会計法第8章2条1項）。この会計審議会の権限および義務に関する規定は、国際財務報告基準に基づく報告企業には適用されないが、会計審議会は、金融監督庁および保険監督庁に対して、その監督責任のために、および、金融監督庁法37条にいう報告事業体が意見書を要求した場合にはその報告事業体に対して、それぞれ、国際財務報告基準の適用に関する意見書を発することができる（会計法第8章2条3項）⁸⁷⁾。すなわち、フィンランドにおいては事前照会制度が存在するが、国際財務報告基準との関係では発行体には事前照会は認められておらず（前述（1）（h）参照）、金融監督庁から訂正を求められた段階で意見

84) 全体的な評価に基づき、より厳しい措置が正当化されない場合には、公開警告を発することができるものとされている。

85) 労働雇用省に会計審議会事務局が設置されている（会計法第8章2条8項参照）。会計審議会は、暦年の末日後3カ月以内に、その活動に関する年次報告書を通商産業省（現在は労働雇用省。以下同じ—引用者。適合修正が行われていないためである）に提出しなければならない（会計審議会令（Förordning om bokföringsnämnden, 1973/784）10条）。会計審議会の会長、委員、幹事および専門家の報酬と旅費の基準は、通商産業省が決定する。この基準が確定される前に、財務省は、この問題について意見を述べる機会を与えられるものとされている（会計審議会令11条）。

86) 特許・登録庁が有限責任会社などの計算書類および経営者報告書の特許・登録庁への登録義務（会計法第3章第9条）の遵守を監督する。登録義務を負っている者がこの義務を怠った場合には、特許・登録庁は、計算書類に署名する義務（会計法第3章第7条）を負う者に対し、会計審議会が指定する期限内に登録のために計算書類を提出するよう罰金の制裁付き（条件付罰金。条件付罰金法（Viteslag, 1113/1990）参照）で要求することができる。この条件付罰金の決定に対して不服を申し立てることはできない（会計法第8章1条2項）。

87) 会計審議会は、会計法34条1項および35条（現在は、第8章1条1項および2条。以下同じ—引用者。適合修正が行われていないためである）に規定されていることに加え、①会計審議会は通商産業省を通じて、統一適正会計基準推進委員会が必要であると認めた場合には、会計法の適用および会計に関する一般的助言および指示を行うこと、および、②通商産業省に対して必要な提出を行い、要請があれば、①の事項について意見を表明することを任務とする（会計審議会令1条）。

を求めることができるという建付けになっている。

会計審議会は、3 暦年を任期として政府によって同時に任命された委員長、副委員長および6 名以上10名以下の委員で構成される⁸⁸⁾。委員長を除き、各委員について代理委員が同様に任命される。会計審議会の委員は会計に精通していなければならない。委員のうち1 名とその代理委員は法学修士号を有していなければならない（会計法第8 章2 条4 項）。

会計審議会の中に地方公共団体部会⁸⁹⁾が設置されるが、その他の部会を会計審議会内に常設または一定期間設置することができることとされ（会計法第8 章2 条6 項）、部会には、会計審議会の委員以外の外部委員を加えることができ、部会の任務、構成、設置および定足数の詳細は、政令で定めるとされている（会計法第8 章2 条7 項）。これをうけて、会計審議会令は、IFRS 部会と臨時部会について規定している。

まず、会計審議会にはIFRS 部会を設けることとされ、会計審議会は、会計法および金融監督庁法に詳細に規定された方法で、国際会計基準の適用に関する意見を提出し、会計審議会が指定するその他の業務を遂行する任務を負う。IFRS 部会には部会長、副部会長、その他4 名以上6 名以下の部会員を置き、会計審議会の任期（すなわち3 暦年）と同じ任期で、通商産業省によって任命される。通産産業省は、部会長を除く委員につきそれぞれ代理委員を任命する。この部会の委員は国際会計基準に精通していなければならない。IFRS 部会の定足数は、部会長または副部会長および部会員の半数以上の出席とされている。そして、会計審議会について会計審議会令1c 条以下に定めることは、IFRS 部会にも適用される（会計審議会令1b 条）。

また、会計審議会は、臨時部会を任命することができる。臨時部会は、会計審議会から委ねられた第1 条に基づく事案についての準備および会計審議会から委ねられたその他の業務を行う。会計審議会は、臨時部会に対し、一定期間または個別の事案における意見を発する権限を与えることができ、また、会計審議会の権限に属する事項については、原則および会計慣行の重要な変更を伴う事項を除き、例外を認める権限を与えることができる。臨時部会は、部会長1 名と、部会長以外の3 名以上6 名以下の部会員で構成され、部会長以外の部会員は、会計審議会が、会計審議会の委員および代理委員の中から、会計審議会の任期を限度として任命する。臨時部会は、部会長および他の部会員の少なくとも半数が出席している場合に定足数をみたす（会計審議会令1c 条）。

指示または意見の申請および免除または許可の申請は、書面で行わなければならない。通商産業省の登記官事務所に提出または郵送しなければならない。申請書には、指示、意見または例外を求める事項を十分に詳細に明記しなければならない。申請書には、申請者の手元にある事案の決定に必要な調査結果を添付しなければならない（会計審議会令3 条）。

88) 政府活動の公開に関する法律 (Lag om offentlighet i myndigheternas verksamhet, 1999/621) 中の守秘義務規定 (第6 章。とりわけ22 条および24 条) にかかわらず、会計審議会の委員および会計法に従って職務を遂行する者は、会計法に基づく職務遂行中に受領した、報告企業もしくは第三者の商業秘密または第三者の財政状態や個人状況に関する情報を、犯罪捜査のために、公判前捜査当局および検察官に提出することができる（会計法第8 章3 条）。

89) 地方公共団体部会は地方政府法 (Kommunallag, 365/1995) で定められている任務および会計審議会から委任された任務を遂行する (<<https://tem.fi/sv/bokforingsnamnden>>)。地方政府法67 条は、会計審議会の地方公共団体部会は、会計法および地方政府法第68 条から第70 条の適用に関する指示を出し、意見を発すると定められている。

会計審議会は、会長、会長が不在の場合は副会長が招集するが、他の委員の半数以上が要求した場合にも開催される。意見の相違が生じた場合には、審議会の決定は、出席者の過半数が賛成した意見により、賛否同数のときには会長が賛成した意見による（会計審議会令4条）。

会計審議会が取り扱う案件は、会計審議会によって任命された幹事によって提出される。

案件が提出される前に、幹事はその案件を準備するものとする。幹事は、必要な報告書および意見書を入手するものとする。審議会は、専門家の支援を求める権利を有する（会計審議会令5条）。案件の調査のために、会計審議会は、口頭で申請者または専門家の意見を聴くこともできる（会計審議会令6条）。

会計審議会は、会長または副会長および他の委員の少なくとも半数が出席することで定足数を満たすのが原則であるが⁹⁰⁾、特定の理由により、会計審議会は、会計法第3章第6条および第6章第5条第1号の適用除外を、個別の事案において期間を限定して認めることができる（免除は、欧州連合の計算書類および連結計算書類に関する規定に抵触しない場合にのみ認められる）とされており（会計法第8章2条2項）、これを審議する場合には出席者のうち少なくとも1名は法学修士の学位を有していなければならない（会計法第8章2条5項）。ある案件からの会計審議会の会長、他の委員および幹事の除斥に関しては、裁判官に関する規定が準用される（会計審議会令7条）。

会計審議会の議事録には、提案された議案、採決および審議会の決定を記録する。議事録は最終的に作成され、議長および幹事が署名する。保管用写しには、決定に参加した各委員が署名し、案件を提出した幹事が副署する。委員と幹事の反対意見は、両者が署名した上で、保管用写しに添付される。申請者に発行される決定書の写しおよび審議会のその他の文書には、議長が署名し、案件を提出した幹事が連署する（会計審議会令8条）。

会計審議会の決定書の写しは通商産業省に送付され、会計法35条にいう許可を与える決定書の写しは税務庁に送付される。案件の性質に応じて、会計審議会は、その決定が一般的に重要であると判断した場合、これら以外の機関にもその決定書の写しを送付し、その報告書を公表することができる（会計審議会令9条）。

会計審議会の決定に対して不服を申し立てることはできない（会計法第8章2条9項）。

3) 監督手数料

金融監督庁の監督手数料に関する法律（Lag om Finansinspektionens tillsynsavgift, 2008/879.以下、監督手数料法という）⁹¹⁾には、手数料支払主体および各手数料支払主体の監督手数料の支払基準に関する詳細な規定が含まれている。①申請に基づき、金融商品取引法に従ってフィンランドの規制市場で取引が認められた有価証券の発行者、②申請に基づき、フィンランド以外の欧州経済地域内の国においてのみ規制市場での取引が認められた有価証券の発行者であるフィンランド企業および③申請に基づき、フィンランド内の多角的取引システムでの取引が認められた有価証券の発行者が手数料支払主体に含められている（監督手数料法1条1項4号5号7号）。

監督手数料は基本手数料または基本手数料と比例手数料との組み合わせとして徴収されるが（監

90) 会計審議会の会議は年に20~25回（おおむね2週間に1回）開催されている（Bokföringsnämnden (2023)）。

91) 英訳: <https://www.finanssivalvonta.fi/globalassets/en/fin-fsa/powers-and-funding/fees/act_on_supervision_fees_unofficial-translation.pdf>

監督手数料法2条)⁹²⁾、有価証券の発行者に対して賦課される監督手数料は基本手数料のみである（監督手数料法6条）。

金融商品取引法に従ってフィンランドの規制市場で取引が認められた株式の発行者であるフィンランド企業	16,585ユーロ（金融商品市場に関するEU規則第2.17条に従って株式の流動的市場が存在する場合は17,120ユーロ）
フィンランド以外の欧州経済地域内の国においてのみ、金融商品取引法に従って規制市場での取引が認められた株式の発行者であるフィンランド企業	13,375ユーロ
金融商品取引法に従ってフィンランドの規制市場で取引が認められた株式の発行者である外国企業または監督手数料の支払義務が外国に常居所を有するものであるとき	11,235ユーロ（金融商品市場に関するEU規則第2.17条に従って株式の流動的市場が存在する場合は11,770ユーロ）
金融商品取引法に従ってフィンランドの規制市場で取引が認められた株式以外の有価証券の発行者であるフィンランド企業/フィンランド以外の欧州経済地域内の国においてのみ、金融商品取引法に従って規制市場での取引が認められた株券の発行者であるフィンランド企業	3,210ユーロ
金融商品取引法に従ってフィンランド内の多角的取引システムで取引が認められた株式の発行者	4,280ユーロ
金融商品取引法に従ってフィンランド内の多角的取引システムで取引が認められた株式以外の有価証券の発行者	1,070ユーロ

各年度の監督手数料は、金融監督庁のその他の収入および前会計年度の収入超過額または支出超過額と併せて、監督手数料として徴収される金額の合計が、その年度の承認予算に計上された費用を超えないように決定される⁹³⁾。監督手数料の支払期限は、金融監督庁が定めた期日（ただし暦年の6月末日まで）である。手数料は1回で支払わなければならない。

なお、FIN-FSA（2021）（p.50, 52）およびFIN-FSA（2023）（p.40, 42）によると、監督手数料を支払う証券発行者は2019年12月31日時点で185、2020年12月31日時点で176、2021年12月31日時点で200、2022年12月31日時点で206であり、その監督手数料総額は、2019年度は2,458,000ユーロ、2020年度は2,436,000ユーロ、2021年度は2,605,000ユーロ、2022年度は2,615,000ユーロであった。

Bokföringsnämnden（2023）*Bokföringsnämnden* <<https://kirjanpitolaentakunta.fi/sv/bokforingsnamnden>>

92) 基本手数料は固定額であるが、比例手数料は法に定められた係数と企業の貸借対照表や売上高などの指標とに基づいて算定されるため（指標は前会計年度の計算書類に基づく）、変動する。

93) たとえば、金融監督庁の予算が3,000万ユーロで、そのうち受取手数料が150万ユーロ、フィンランド銀行からの資金拠出が150万ユーロ、前年度の剰余金が100万ユーロであるとする。この場合には、監督手数料法の規定に基づき、金融監督庁は手数料支払義務者から合計3,000万ユーロまでの監督手数料を徴収することができるが、必要資金の総額は2,600万ユーロにとどまるため、金融監督庁は手数料支払義務者の監督手数料を均等比例（13.3%）で引き下げ、徴収手数料の総額が2,600万ユーロとなるようにする。

- CESR (2003) *Standard No. 1 on Financial Information: Enforcement of Standards on Financial Information in Europe*
- European Commission (1999) *Implementing the Framework for Financial Markets; Action Plan. COM (1999) 232 final*
- European Commission (2000) *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, EU Financial Reporting Strategy : the way forward. COM (2000) 359 final*
- ESMA (2017) *Peer review on Guidelines on enforcement of financial information*
- ESMA (2019) *Report – Enforcement and regulatory activities of European Enforcers in 2018*
- ESMA (2020) *Report – Enforcement and regulatory activities of European Enforcers in 2019*
- ESMA (2021) *Report – Enforcement and regulatory activities of European Enforcers in 2020*
- ESMA (2022) *2021 Corporate reporting enforcement and regulatory activities*
- ESMA (2023a) *2022 Corporate reporting enforcement and regulatory activities*
- ESMA (2023b) *Compliance table on the Guidelines on the enforcement of financial information*
- Fédération des Experts Comptables Européens (2001) *Enforcement mechanisms in Europe: A Preliminary Investigation of Oversight Systems*
- Finanssivalvonta (2018) *What does IFRS enforcement mean for listed companies?* <https://www.finanssivalvonta.fi/globalassets/en/capital-markets/issuers-and-investors/ifrs/ifrs_video_script_in_english.pdf>
- FIN-FSA (2023) *Annual Report 2022*
- IAS-valvontatyöryhmä (2003) *IAS-valvonta: KTM:n työryhmän ehdotukset IAS-standardien noudattamisen viranomaisvalvonnan järjestämisestä Suomessa (KTM:n työryhmä- ja toimikuntaraportteja 7/2003)* , Edita
- Keskuskaupakamari (2003) *Keskuskaupakamarin lausunto 13.6.2003, Keskuskaupakamarin Lainsäädäntökatsaus, 1/2004: 5–6*
- Ministry of Finance (2004) *Ändringar som hänför sig till finansinspektionen träder i kraft den 1 januari 2005* <<https://vm.fi/en/-/andringar-som-hanfor-sig-till-finansinspektionen-trader-i-kraft-den-1-januari-2005>>
- Regering (2004) *RP 209/2004 Regeringens proposition till riksdagen med förslag till lagar om ändring av lagen om Finansinspektionen samt 8 kap. 1 och 2 § i bokföringslagen*
- Visakorpi, Tiina (2018) *IFRS-tilinpäätösvalvonta 2018*
- Visakorpi, Tiina (2022) *Listayhtiötilaisuus 2022*
- 弥永真生 (2022) *中小企業会計とその保証 (中央経済社)*

(表1) 北欧4国における会計検査 (ESMAによる集計)

		検査数	うち 全面的検査		うち 集中的な検査		うち 公表後	うち 目論見書	事前照 会	IFRS 発行者 数	カバー 率
			うち 机上レ ビュー	うち インタ ラク ティブ	うち 机上レ ビュー	うち インタ ラク ティブ					
デンマー ク	2018	27	23		4		24	-	3	149	15.4
	2019	17	15		2		16	-	1	146	10.3
	2020	16	11		5		16	-	-	140	7.9
	2021	7	5		2		7	-	-	138	3.6
	2022	14	3	6	4	1	14	-	-	136	6.6
フィンラ ンド	2018	29	17		12		25	4	-	143	9.1
	2019	20	8		12		17	3	-	144	3.5
	2020	24	4		20		20	4	-	143	0
	2021	23	11		12		16	7	-	152	2.6
	2022	19	2	9	1	7	13	6	-	155	3.2
ノルウェ ー	2018	29	18		11		20	9	-	260	3.5
	2019	44	20		24		31	13	-	266	2.6
	2020	59	13		46		53	6	-	269	2.7
	2021	34	22		12		20	14	-	273	2.9
	2022	9	4	2	1	2	9	-	-	284	2.1
スウェー デン	2018	95	59		36		95	-	-	370	15.9
	2019	29	26		3		29	-	-	381	6.8
	2020	66	61		5		66	-	-	390	15.6
	2021	63	54		9		63	-	-	395	13.7
	2022	62	3	50	2	7	62	-	-	387	13.7

カバー率 (全面的検査数—目論見書) /IFRS発行者数

ESMA (2019) p.49, 73-74; ESMA (2020) p.69-70; ESMA (2021) p.73-74, 76-77; ESMA (2022) p.65-66; ESMA (2023a) p.75,77-78

(表2) 北欧4国において会計検査の結果、講じられた措置 (ESMAによる集計)

		新たな計算書類 の再発行	訂正書の公表	将来の計算書類 における訂正	合計
デンマーク	2018	-	6	11	17
	2019	-	6	4	10
	2020	-	3	4	4
	2021	-	-	2	2
	2022	-	-	7	7
フィンランド	2018	-	-	14	14
	2019	-	2	4	6
	2020	-	-	9	9
	2021	-	-	5	5
	2022	-	-	6	6
ノルウェー	2018	-	2	3	5
	2019	-	-	3	3
	2020	-	1	12	13
	2021	-	1	9	10
	2022	2	-	2	4
スウェーデン	2018	-	-	14	14
	2019	-	-	14	14
	2020	-	4	33	37
	2021	-	1	28	29
	2022	-	-	23	23

ESMA (2019) p.52; ESMA (2020) p. 71-72; ESMA (2021) p.78-79; ESMA (2022) p.67-68; ESMA (2023a) p.79-80

本稿はJSPS 科研費 JP19H01427の助成を受けた研究の成果の一部です。